

て発行し得るもので、拂込終了したとき之を現金又は預金として存在する金高までも見返りにするの必要がない。産業債券の券面金額は五十圓以上であつて、一般民衆から割増金を以て募集するものとは同一視することは出来ない、恐らく此の種の債券を社會化した場合に於ても、全國の産業組合聯合會其の他の團體中餘裕のある者が引受くる程度のものであらうと思はれる。然らざれば政府が大藏省預金部の資金を貸付くる場合に、中央金庫をして産業債券の發行を爲さしめ、若くは日本勸業銀行をして割増金附債券の發行を爲さしめ、同銀行をして更に産業債券の引受けを爲さしめるの途を取るより外はない。今日までの所に於ては大藏省預金部のみが産業債券の引受者であつて、政府の各種低利資金は此の産業債券發行の形式に依つて中央金庫に受入れられて居るのである。昭和五年三月三十一日現在産業債券發行高は二千四百二十一萬圓であつて、四百十八枚の債券に分れて居るから、一枚當り約五萬八千圓である。

(ホ)借入金 中央金庫は前記自己資金預り金及産業債券の發行に依りて充分組合界の需要を満すことの出来ないときには各種の借入金を爲し得ること勿論で

あるが、現在貸借對照表の上に於ては假受金の外に發見することは出来ない。今左に中央金庫の有する資金を表記する。

産業組合中央金庫資金調昭和五年三月三十一日現在

一、拂込済資本金	二六、二四〇、九六〇・〇〇	(二)特別積立金	一、二三三、一五一・二〇
内譯		(三)退職給與基金	四六、〇〇〇・〇〇
(一)政府拂込	一五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	三、産業債券	二四、一五〇、〇〇〇・〇〇
	各自拂込	四、諸預り金	四一、〇一二、六〇三・〇八
(二)産業組合聯合會	各自拂込	(一)當座預金	四三三、六七五・七八
配當金より拂込	一二二、七六五・八六	(二)特別當座預金	九三二、五二七・九九
小計	七五四、〇八五・八六	(三)定期預金	三六、二九一、三〇四・七五
各自拂込	八、七八八、六八〇・〇〇	(四)通知預金	一、八三八、二八九・一九
(三)産業組合	各自拂込	(五)別段預金	一、五一六、八〇五・三七
配當金より拂込	一、六九八、一九四・一四	計	九三、三九五、〇〇九・八八
小計	一〇、四八六、八七四・一四		
二、準備金及諸積立金	一、九九一、九四六・八〇		
(一)準備金	七一三、七九五・六〇		

三、役員 産業組合中央金庫には、理事長、副理事長(各一名)理事(三名以上五名以下)監事(三名)及評議員(二十名)がある。理事は産業組合とは異なり、内部の役員であつて、

副理事長と共に理事長を補佐し、定款に定めたる業務を掌理する任務を有するに止まり、(金庫法一〇第二項、附七〇頁上五)外部に對しては理事長のみが代表し、理事長に事故あるときは副理事長が代理を爲し、理事長缺けたときは其の職務を行ふ。(金庫法一〇、附七〇頁上二)總て役員は主務大臣の任命する所であつて、中央金庫の總會又は總代會と雖も之に容喙するの權限を有しない。(金庫法一一、一二、附七〇頁上九)理事長、副理事長及理事の任期は五箇年で、監事の任期は三箇年であるが、其の任期限の後再任を命ずることが出来る。評議員は主務大臣の命ずる所たることは前述の通りであるが、其の半數以上は産業組合關係者中から選任を要することになつて居る。任期は監事と同様三箇年である。(金庫法一二、附七〇頁上一)評議員は名譽職で其の任務は中央金庫の業務經營に關する重要事項につき理事長の諮問に應ずるのであるが、其の諮問事項は、(一)定款の變更、(二)事業執行に關する規則及其の他諸規則の制定及其の變更、(三)出資拂込の時期及方法、(四)産業債券の發行・償還に關する事項、(五)貸付及手形割引に關する方針、(六)預り金・貸付金の利率及手形割引の歩合、(七)擔保の種類、(八)剩餘金の處分及(九)其の他理事長に於て必要と認むる事項

(中金定款二二第四項、附一五六頁上五)である。

四、總會又は總代會 中央金庫は信用組合又は信用組合聯合會と同じく、總會又は總會に代るべき總代會を有する。(中金定款二四、附一五六頁上一七)全國の所屬組合又は所屬聯合會を一堂に會することは事實上に於て不可能であるから、解散の決議を爲す場合以外には總代會に依りて事を處理する。(中金定款三九、附一五八頁上六)總代會を構成する者は總代である。總代は道府縣毎に出資者之を互選するが、其の選舉は道府縣毎に理事長の指定した所屬産業組合聯合會若は所屬産業組合の理事之を管理し、所屬聯合會又は組合の理事中から管理者の指定した二人以上の立會人の立會を以て之を行ふのである。總代會に通常總代會及臨時總代會等のあることは信用組合が總代會を設ける場合と同様である。又總代會又は總會に於ては出席者は出資の多少に拘はらず一票の議決權を有することは信用組合と同様である。

五、中央金庫の特典 政府は中央金庫に對し已に千五百萬圓を出資して居るが、中央金庫の目的は營利にあらざして組合金融の發達を圖るにあるが故に、設立當

初から剰餘金の配當を要求しては經營必ずしも容易でないから、創立當初より十年間は配當を要せざることと爲し(金庫法三三、附七二頁上一一)て居る。假りに年五分を以て運用するとしても、毎年七十五萬圓であるから、十五年間に計算すると、千百二十五萬圓の補助金に該當する譯である。此の上に信用組合と同様、所得税及營業税を免除し、登録税及印紙税に付ては産業組合聯合會と同様な取扱を受ける。(金庫法八、附六九頁下一四)其の他拂込出資の十倍を限りて産業債券の發行を許すと同時に、大藏省預金部は低利を以て其の債券を引受け、之を地方信用組合其他に融通せしめて居るのであるから、中央金庫は多大なる特典を與へられて居るものと謂はねばならない。然し此等の特典は中央金庫のみ専有すると考へてはならない。全國産業組合及産業組合聯合會の金融、言葉を換へて言へば、組合金融の便宜を圖る爲に此等の特典が與へられて居るのである。

中央金庫は如何なる業務を如何に行ひ、又如何なる方面に其の主力を集中せむとしつゝあるかに關しては節を改めて之を述べよう。

第三節 産業組合中央金庫の業務

第一款 業務の範圍

産業組合中央金庫は全國の信用組合及其の他の産業組合並に信用組合聯合會及其の他の産業組合聯合會の間に立つて、資金の需要供給の調節を爲すが爲に設けられた最高の組合金融の中央機關であるが故に、原則上所屬組合及所屬聯合會を相手として餘裕ある方面の預り金を集め、之を他の所屬組合及所屬聯合會に出を爲すものである。此の原則上より觀れば、全國を區域とする大信用組合聯合會なりと言ふを以て最も適當とする。唯中央金庫は國家の保護が極めて篤い關係上餘裕金を擁しながら出資者となり得ない程の弱小な組合を見殺しにすべきものでなく、又組合界の餘裕金多く、之を適當に金融市場に放出するときは貸出金利を理想的に低下し得べき見込があるのに、其の放出を禁ずることは活きた金融機關を遇するの途でないから、甚だ輕微ではあるが右の原則を多少破つた業務をも取扱ふことが許されて居るのである。即ち中央金庫法の規定する業務を列擧すると

次の通りである。(金庫法一三、附七〇頁上一八)

第十三條 産業組合中央金庫ハ左ノ業務ヲ營ムモノトス

一所屬産業組合聯合會又ハ所屬産業組合ニ對シ擔保ヲ徵セスシテ五箇年以内ノ定期償還貸付ヲ爲スコト

二所屬産業組合聯合會又ハ所屬産業組合ニ對シ手形ノ割引又ハ當座預金貸越ヲ爲スコト

三所屬産業組合聯合會又ハ所屬産業組合ノ爲ニ爲替業務ヲ爲スコト

四産業組合聯合會、産業組合、公共團體其ノ他營利ヲ目的トセサル法人ヨリ預り金ヲ爲スコト

第十四條 産業組合中央金庫ハ必要アリト認めタル場合ニ於テハ擔保ヲ徵シテ前條第一號及第二號ノ業務ヲ爲スコトヲ得

第十五條 産業組合中央金庫ハ左ノ方法ニ依ルノ外業務上ノ餘裕金ヲ運用スルコトヲ得

一 國債又ハ公債ノ買入、大藏省預金部若ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル銀行ヘノ預金又ハ郵便預金ト爲スコト

二 産業組合聯合會又ハ産業組合ニ對シ短期貸付ヲ爲スコト

第十六條 産業組合中央金庫ハ本法ニ記載セサル業務ヲ營ムコトヲ得ス

右は中央金庫の業務を限定した條文であつて、最初の第十三條第一號乃至第三號は中央金庫は出資者たる組合及聯合會に對してのみ貸付手形割引當座預金貸越及爲替業務を行ふことを明にし、第四號に於て出資者たる組合及聯合會は勿論出資者たらざる組合及聯合會より預り金を爲し、且公共團體及營利を目的とせざる法人より預り金を爲し得る旨を規定して居るので、信用組合が組合員にあらざる者の貯金を取扱ふのと同趣旨のものであるから、相互組織の極めて輕微なる例外を認めて居る譯である。而して第一號及第二號の業務は對人信用に依つて之を行ふを原則とするが、其の金額が多い場合又は組合若は聯合會の信用に餘裕がないといふが如き場合に中央金庫が必要と認めるときは、擔保を徵して之を行ひ得るものとしたのが第十四條である。然るに餘裕金を生じたときは、國債、地方債の買入、大藏省預金部及郵便官署への預金及主務大臣の認可を受けた銀行への預金を認めた外に、所屬組合又は所屬聯合會に非らざる組合又は聯合會に對して短期貸

付を爲し得るの途が開けて居るに過ぎない。而も所屬組合又は聯合會にあらざるものは極めて貧弱な組合であつて、一口百圓の出資さへ爲し得ないものであるから、事實に於て此の種の貸出は不可能である。又中央金庫法はかゝる組合又は聯合會を絶無ならしめむことを期し、出資一口の金額を百圓とし而も其の拂込を十年間に爲し得る様にしたのであるから、苟も産業組合又は聯合會たる限り普通の状態に於て中央金庫に加入の出来ない筈はないのである。夫れ故に中央金庫の業務は所屬組合又は聯合會以外の者の預り金を爲す外は、原則の通りに實際に於ても所屬組合又は所屬聯合會に對してのみ業務が行はれて居るものと解して然るべきである。かく業務の種類が限られて、此れ以上何事をも行ひ得ないのに(金庫法一六)中央金庫は法律の認めて居る爲替業務を未だ充分に實行して居ないのはどういふ次第であるのか。それは故意に行はないのではなく、行ふ程に全國の組合又は聯合會の準備は出来て居ないからである。送金爲替を行ふには中央金庫は一々の組合及聯合會に對して當座貸越の契約を爲すか、又は一々の組合又は聯合會は當座勘定を開かねばならないが、それが捗つて居ないのである。然し之を行はむとす

れば行ひ得ないものではない。若し組合の販賣代金や購買代金の決済を中央金庫を通し又は聯合會を通じて行ふことと爲し、信用組合及其他の組合が聯合會を通じて専屬取引を行ふならば實行は可能である。唯今日の所は代金取立及手形取立の業務を取扱ふに過ぎないのは物足らなく思はれる。

我が國の中央金庫は又其の業務の相手方として各種産業組合も道府縣區域の信用組合聯合會をも同列にして原則上は直接取引を行ひ得ることになつて居るが、唯實際上信用組合聯合會に對する取引を第一とし、稀に個々の組合に對して取引をして居るが、此の組合に對する直接取引は中央金庫と信用組合聯合會の競争を惹起す原因であり、随つて所屬組合は中央金庫にも信用組合聯合會にも同様な勘定を開くことは果して適當かどうかは頗る疑はしい所である。此の點は信用組合聯合會を廢止して中央金庫の出張所化するか、又は信用組合聯合會のみを取引先として、中央金庫は直接個々の組合との取引を廢止するかの問題が起る原因である。獨逸の中央金庫は信用組合聯合會のみを相手とすることは已に述べた通りである。

第二款 産業組合中央金庫の貸出業務

第一項 總説

産業組合中央金庫の業務は信用組合聯合會と協調して一般金融市場と全國産業組合及産業組合聯合會の間に立ち、組合資金の需要供給の調節に任ずる業務を擔任するに在る。此の要務を果たすには、中央金庫は前述の通り、五箇年以内の定期償還貸付を行ひ、又手形の割引を爲し、當座預金貸越に依りて短期資金を貸出し、對人信用の發達を圖らむことを企圖するのであるが、中央金庫の所有する資金に限りがあり、産業債券の發行高にも限度があるから、一方貸出業務のみに従事するならば、到底充分な活動を爲すことは出来ない。此の時に當つて無限の資力を得むとするには、どうしても所屬組合及聯合會に之を求めねばならない。即ち所屬組合及聯合會に餘裕金があつたときは、信用組合聯合會を経て盡く之を中央金庫に預入れしめなければならぬ。之と同時に資金の入用時には、信用組合聯合會を経て中央金庫より之を求めねばならない。換言すれば、産業組合中央金庫を親銀行として、所屬組合及聯合會は專屬取引を爲すことが必要である。然るに先にも述べた

るが如く、信用組合及其の他の組合は中央市場と著しく距つた遠隔の地に在るものが多いから、一々中央金庫と直接聯絡を取ることは困難であるのみならず、又かくすることは必ずしも有利でもない。寧ろ道府縣を區域とする信用組合聯合會の所在地方に於て、先づ地方的金融調節を行つて、足らざる所を中央金庫に求め、其餘れる所を中央金庫に預け入れしむることは最も適當な處置である。是に於て所屬組合及聯合會は同時に道府縣信用組合聯合會の所屬組合及聯合會であつて、信用組合聯合會と專屬取引を爲すことを嚴守することが肝要である。若し此の專屬取引が信用組合聯合會との間に何等の障礙なく行はれるのみならず、喜んで兩者の間に共存同榮の精神を以て連續的に實行せられるものならば、信用組合聯合會の實力が増加し、其の不足は中央金庫に求め、其餘れるは中央金庫に預入して、茲に全國的組合金融の調節が可能になる。而して其の調節は組合及聯合會の要求に應じて變化することが必要であるから、變化性に富む所の資金でなければならぬ。是れ中央金庫及信用組合聯合會の供給する資金は主として短期資金であつて、年賦償還貸付金の如きは特別な用途に對する特別資金でなければならぬ。所以

である。信用組合は其の所在地方の局部的事情に精通するの便宜を有するが故に、不動産抵當の年賦償還貸付をも爲し得る、之が爲に資金固定の苦痛を生じたときは信用組合聯合會に肩代りを要求し、それが再び中央金庫の資金に依りて遊離せられ、信用組合をして活路を求めしめ得ることになるのである。夫れ故に中央金庫は溜池の水の如き資金を有するものと考へてはならない、河の水の如く流るゝ資金の所有者であり、其の流れを統制し得る實力ある機關でなければならぬ。自ら斯くなる所以は所屬組合及所屬聯合會の實力に在つて、其の實力が信用組合聯合會の資金を涵養し、其の資金が産業組合中央金庫の流れを増大し増量して眞に實力ある金融の大河たらしめねばならない。此の大河あるが故に信用組合聯合會が其の所屬組合又は聯合會の要求を満し得て組合金融の發達に貢献することが出来るのである。次に産業組合中央金庫が現に行ひつゝある業務に付て概觀しよう。

第二項 信用組合聯合會の代理業務と保證貸出

中央金庫は法律上の建前からいへば、或地方に於て又は全國に對して、地方に存在する信用組合聯合會と同様に其の所屬組合又は所屬聯合會の個々を相手とし

て預り金を受け入れ、又彼等に貸出を爲し得るが、それにも拘はらず原則として信用組合聯合會を通して各種の取引を爲しつゝあることは已に述べた通りである。然らば如何なる手續に依りて聯合會の手を経由するのか。(一)は聯合會をして預金業務を代理せしめるに在る。(二)は聯合會をして中央金庫の貸出を保證せしめて兩者の關係を圓滿ならしめるのである。前者を單に代理業務と稱すれば、後者は保證貸出と名づけてよい。

一、代理業務 代理業務に付ては中央金庫は預金業務代理取扱手續を定め聯合會との間に業務代理契約を締結する。業務代理聯合會に於て取扱ふ預金は(一)特別當座預金(二)通知預金及(三)定期預金の三種に限られる。預金利率は中央金庫の通知したる所に依るが、各地方毎に協定あるときは其の協定利率に依るのである。

聯合會が預金を受け入れたときは、特別當座預金に在つては受入金額より基金繰入額を控除した残額を、通知預金又は定期預金に在つては其の金額を中央金庫に送金する。送金方法は銀行爲替にて直接送るか、中央金庫の指定した銀行の當座口に振込むか、又は郵便振替貯金に依る口座拂込(百圓未滿の金額に限る)に依るの

である。基金は業務代理聯合會が預金拂戻の際に備へる支拂準備金であつて、其の金額は特別當座預金總殘高の五分の一以内とし、基金千圓に滿つる迄は其の全額を基金に繰入れる。拂戻期日の切迫せる預金あるときは、一時限度を超過して基金を保留することが出来る。基金は聯合會に於て現金保管を爲すか、又は指定銀行に預入るべく、中央金庫が基金の回送を要求したときは、何時にても之に應ずる義務を負ふべく、通知預金拂戻の通知を受けたるとき又は定期預金繼續の見込なきとき、に其の拂戻に對する基金不足の際は、中央金庫に基金の回送を請求する。基金殘額は毎日中央金庫に報告する。又預金の拂戻に當り基金不足するときは預金の一部を以て立替拂を爲し、直に中央金庫に向け回金を請求し、回金を得たならば立替金を戻すべく、立替金には年二回(六月と十二月)に中央金庫より利息の支拂を爲す。

此の種の代理取扱に付ては兩者の間に協定した手数料を支拂ふべく、總て代理取扱から生ずる(一)通帳及證書に貼用する收入印紙(二)預金回送に要する送金料は中央金庫の負擔として基金より支出するのである。

二、保證貸出 中央金庫の所屬聯合會又は所屬組合が有價證券其の他の擔保を

提供して中央金庫に借入を申込みときは直接貸出を行ふが、然らざる場合に於ては原則として其の道府縣信用組合聯合會の保證に依つて貸出を行ふのである。保證に付ては、借入希望の組合又は聯合會の役員其の他の者も保證するときは、信用組合聯合會は連帶保證を爲せるものとして取扱ふのである。

(イ) 保證貸出の方法 保證貸出の方法は定期貸付手形割引及當座預金貸越の三者である。定期貸付は期間を五年以内とし、一回若は數回に分割して償還せしめる。手形割引は(イ)普通手形割引と(ロ)特約手形割引の二種とし、後者は豫め一定の取引限度を協定した基本契約を締結して置いて、其の範圍内に於て必要の都度個々の手形の割引を行ふのである。手形の期限は九十日以内とし、基本契約の期限は二年以内である。當座預金貸越は中央金庫に當座預金口座を設けて當座預金を爲す取引先に對し契約の限度まで小切手の振出に應ずるのである。基本契約の期限は二年以内とする。期限後は更改を必要とする。

返済につきては、定期貸付の元金は所定の期間に、利息は原則として年二回に分ち六箇月毎に其の月末日に拂込み、手形割引は滿期日に一回に支拂ひ、當座預金貸

越の利息は豫め協定した決算期に元金に繰込み又は拂込むことにする。

(ロ)保証貸出の手續 信用組合聯合會に於て保証貸出を爲さうとするときは、借入を希望する組合又は聯合會に就き次の事項を調査して信用を評定する。

(一)所屬組合中に於て占むる地位、(二)経過せる事業年度數、(三)組合員數又は所屬組合數及一般の氣風、(四)組織の種類及保証責任の場合には保証金總額、無限責任組合に在りて特に取引上の便を得むとするものは組合員の資産調、(五)財産目錄、貸借對照表及損益計算書内容の正否、(六)事業の狀況及資金出入の狀況、(七)現在の借入金額及從來に於ける償還良否、(八)役員の技能及資産信用、(九)事務の整否及金錢出納の確否、(一〇)申込金の用途及償還の方法並に其の難易、(一一)舊債償還の場合には舊債の用途、債權者別金額、利率及期限。

事業狀況に於ては特に次の事項に注意するの要がある。

(一)貯金に付ては、貯金獎勵に關する特殊の施設、貯金普及の程度及貯金の増減の趨勢、(二)貸付に付ては、貸付の適否、延期書替、回収困難なるものの多少並に貸倒の有無、(三)購買に付ては見込買の數量、品目、賣却代金取立の成績、殘品見積の適否、損失の有無、(四)販賣に付ては買取販賣の品目、數量、販賣方法の適否、販賣代金の取立成績、損失の有無、(五)利用に付ては利用の種類、設

備の適否及利用の程度、(六)農業倉庫を經營するものに付ては倉庫の構造及其の設備の適否、保管及入庫品に對する金融の狀況及損失の有無。

信用組合聯合會に於て右の調査の結果貸出し得るものと認めたときは、(イ)借入申込書、(ロ)定款、(ハ)最近年度の事業報告書及最近の貸借對照表、(ニ)役員の資産、但し無限責任組合で特に取引上の便を得むとするものは組合員の資産調に意見書及信用調査書を添へ中央金庫に送付する。個々の手形割引に付ては新に取引申込の場合に限りて信用調査書を添付せしむる。

中央金庫に於て右の借入申込書意見書及信用調査書を受け貸出すべきものと認めたときは、貸付條件を定めて信用組合聯合會に通知し、聯合會は之を申込者に通知する。之と同時に聯合會は契約に要する書類を取纏めて中央金庫に送付する。尤も中央金庫に於て省略しても可なりと認めたものは缺いてもよい。其の書類には次のものを添付する。

(イ)契約證書又は手形、(ロ)組合又は聯合會の登記簿抄本。それには事務所組織名稱存立時期現任理事監事の住所氏名及選任年月日の記載あるもの、(ハ)契約證書手形又は小切手に調印す

る代表者たる理事の印鑑證明書、それには事務所組織名稱理事の住所氏名を記し、市町村長の證明あるもの、(三)保證人ある場合には其の印鑑證明、これには市町村長の證明あるもの、尙代表者たる理事と保證人と同一人であつて、代表者として特に職印の届出のないものは實印を用ふるの要がある。特殊の條件を付したものに付き必要ある書類は其の都度別に關係者に中央金庫から通知する。

(ハ)金銭の授受 中央金庫が貸借に要する必要書類の返付を受け、調査の上支障がないと認めたとときは契約を締結する。此の際定期貸付及普通手形割引の場合には直に貸出金の授受を爲す。特約手形割引及當座預金貸越ならば、其の後手形又は小切手の呈示を待つて貸出金の授受を行ふ。金員は信用組合聯合會に送付し、聯合會より其の債務者に交付する。但し送金の都合上便宜あるときは直接債務者に送付することもある。尤も普通支拂方法は中央金庫に於ける聯合會の預金口座に振替授受を了するが、返金につき特別の希望あるときはそれによるを原則とする。

又金員の授受に急を要する者は、豫め中央金庫の承諾ある場合に限り聯合會は書類完備次第貸出金の立替拂を爲すことも出来る。立替金は中央金庫との手續完

了すれば金庫より聯合會に支拂ひをする。但し立替金に對し立替の日から聯合會が返金を受領した日の前日迄の利息を取立利息又は割引料の内から支拂ふのである。此の場合に於ける利息の割合は保證貸出利息又は割引料から保證貸出手數料を控除したものである。尙聯合會が保證貸出業務の取扱に關して要する費用は自辨である。

(ニ)貸出金の取立 貸出元利金の拂込は中央金庫から聯合會に通知を爲し、聯合會は之を取立てた上に中央金庫に入金する。入金の方法は返済の都度送金するか又は拂込期日に於て聯合會が中央金庫に有する預金より振替へて入金してもよい。領收證其の他の書類は聯合會を経て債務者に送付する。若し聯合會の希望あらば直接債務者に送付する。

拂込期日に債務者が支拂を爲さざるときは、聯合會は債務者に代りて立替拂込を爲す。こは保證貸出しの關係上已むを得ない譯である。

保證貸出に付ては中央金庫と聯合會との間に前以て協定した手數料を支拂ふ。其の他貸出金臨時償還貸出後の條件變更、貸出後の注意等もあるが、之を略する。

右は定期貸付に關する手續の概要で短期貸付の場合にも準用せられる。以上は預金及貸出金に關する一般手續であるが、中央金庫は種々の特別貸付を行つて居るから、主要なものだけに付て説明することにする。

第三項 産業組合中央金庫の特別貸出

産業組合中央金庫は前述の通りの預金及貸出方針を定め業務の進行を圖つて居るが、中央金庫は其の特別の關係を以て、煙草資金貸出、農業倉庫證券擔保貸出、農業倉庫建設資金貸出、米穀證券擔保貸出、共同繭倉庫資金貸出、鹽業資金貸出、年金恩給受領者に對する貸出、舊債償還特別貸出、組合の固定貸出金整理特別貸出、信用組合聯合會に對する手形再割引全購聯の肥料代金貸付等の特別貸出の業務を行つて居る。其の主要のものに付て説明しよう。

一、煙草資金貸出 信用組合が其の組合員たる煙草耕作者に貸出す煙草肥料資金を要するときは、中央金庫は無擔保を以て其の組合に貸出を行ひ、組合は之を組合員たる耕作者に貸付する。後其の耕作者が專賣局より受けたる賠償金を以て組合に返金を爲し、組合が中央金庫に之を返金する代りに、專賣局署が中央金庫に便

宜立換支拂を爲すのがこれである。金額は組合員の耕作反別一反歩に付地方專賣局指定の標準賠償金額以内とし、已に葉煙草賠償金より控除拂の契約を以て他より肥料共同購入又は肥料資金の借入を爲したる者は、前記標準金額より之を差引き、其の殘額以内の申込を爲し得る。貸付の手續は、先借入希望の組合員は(一)專賣支局長に對しては葉煙草賠償金交付の際肥料購買資金を控除して之を中央金庫へ支拂はれ度旨の申請書(煙草肥料購買資金控申請書)を作り、(二)産業組合長に對しては、煙草耕作肥料資金の元利辨済に付ては專賣支局と協議の上其の年度納付の葉煙草に對する賠償金の中より控除徴收差支なく、萬一拂込期限迄に右賠償金を以て拂込を了せざるとき、又は中途煙草耕作を讓渡若は廢作した際は直に當町村組合に元利金全額を支拂ふべき旨の一札(煙草耕作肥料購買資金借入申込證)を認め、(三)更に煙草資金申込控を作り夫々煙草耕作反別及借入元金を定めて適當に記入し、(三)は手許に残し、(一)及(二)の書類を煙草耕作組合長に差出す。同組合長は右の書類を調査の上希望者の申込を取纏めその町村の産業組合に差出す。組合は借入元金及申込人員を集計し、借入申込書に記入の上貸借對照表を添付し、信用組合聯合

會に差出す聯合會は專賣局控除承認額につき調査の上保證貸出意見書を附し中央金庫に廻送する。中央金庫にて支障なしと認めるときは、信用組合聯合會を通し貸出通知を發する。通知を受けた組合は左記借用金證書に前記(一)の申請書全部を添付し、所轄地方專賣局又は出張所に差出し、(二)の書類は組合に留め置く、地方專賣局又は出張所は前記借用金證書及(一)の申請書の送付を受けたときは、受付局所に於て耕作申請書と對照を遂げ、出張所に於ては借用金證書と煙草資金控除承認書を添付して之を地方局に送付し、地方局は借用金證書第三項に記載事項を承認したる證として借用金證書及控除承認書を信用組合聯合會へ廻送する。信用組合聯合會は此の借入金證書に保證の上控除承認書と共に中央金庫に廻送する。中央金庫は書類の調査を遂げ支障なしと認めるときは貸出金を信用組合聯合會に送付する。聯合會は組合に送付し、組合が本資金の貸付を終つたときは組合員をして(二)の借入申込證に借入金額及領收年月日を記入し、記名捺印をする。

元利金の辨済につきては、各人納付の葉煙草賠償金の内より控除徴收を爲し、專賣局より中央金庫に直接支拂方を地方專賣局に依頼する。萬一此の控除が不可能

になつたときは、其の分につき産業組合は直接中央金庫に返金する。其の代りに煙草耕作組合長は徴收取纏の上産業組合に送金する。專賣局又は出張所が賠償金より控除した金額を信用組合聯合會に送付し、中央金庫が元利金全部を受入れたときは、豫て差入れた證書を信用組合聯合會を経て産業組合に返還する。

印紙

借用金證書

一金

當組合ニ於テ煙草肥料資金取扱要項ニ依リ 地方專賣局 區域煙草耕作者 人ニ對シ煙草耕作資金トシテ貸付スル爲メ前記ノ金額貴金庫ヨリ借用致シ正ニ受取申候
一、利息ハ元金壹百圓ニ付壹日當金 錢 厘ノ割合ヲ以テ支拂可致候事
二、元利金ノ辨済期限ハ昭和 年 月 日ヲ以テ最終期日トシ其ノ期限以内ニ於テ無相違返金可致候事

三、元利金ノ辨済ニ就テハ本資金ヲ當組合ヨリ貸付タル各煙草耕作者納付ノ昭和 年産煙草賠償金ノ内ヨリ控除徴收シ直接貴金庫(持參ノ上)支拂方ヲ地方專賣局ニ委任可致候事
四、萬一前項ニ依リ賠償金中ヨリ控除シ能ハサル者相生シ候節ハ其ノ分ニ就テハ直接當組合ヨリ貴

金庫ニ支拂可申候

當組合ハ所定ノ拂込期日迄ニ元利金ノ拂込ヲ爲ササルトキハ其ノ期日ノ翌日ヨリ現入金ノ日迄
拂込ムヘキ金額ニ對シ百圓ニ付キ壹日金參錢ノ割合ニ當ル遅延利息ヲ支拂可申候
五、保證人ハ債務者ト連帶シテ前各項ノ義務ヲ履行可致候事
右借入金證書仍而如件

昭和	年	月	日	責任	組合	郡	町村	番地
				債務者	組合長理事	何	某	團
					縣	郡	町村	番地
				地方專賣局	區煙草耕作者		人	
				連帶保證人	代表者	何	某	團
				縣	郡	町村	番地	
				責任	縣信用組合聯合會			
				連帶保證人	會長理事	何	某	團

産業組合中央金庫御中

二、農業倉庫證券擔保貸出 農業倉庫業を經營する所屬組合が自己發行の農業倉庫證券を擔保として貸付を爲し、又は受託品の販賣代金に付假渡に要する資金

の入用あるときに中央金庫に對し再擔保として其の證券を差入れて借入金を爲す際に起る貸出である。此の貸出は手形又は特約手形貸出の方法に依つて行ふ。

所屬組合が借入の申込を爲すときは、申込書の外、(イ)組合定款及農業倉庫業務規程、(ロ)最近年度の組合及農業倉庫事業報告並に組合最近の貸借對照表、(ハ)農業倉庫の棟數、建坪、主なる構造及米の收容力に關する調査書、(ニ)農業倉庫證券の見本、(ホ)倉庫及保管物に對する火災保險金額期限及保險會社名の書類を添付すべく、特別手形割引約定書又は特約に依らざる個々の手形貸出には、原則として聯合會の保證を徵し、尙發券事務其の他の狀況に依りては、組合理事の個人資格に於ける保證をも徵することがある。手形は組合の振出した約束手形若は農業倉庫證券擔保貸付の際受入れた手形に對し組合より中央金庫に裏書して讓渡を爲したものに限るが、其の際は組合が擔保に徵した自己發行の農業倉庫證券を再擔保に差入れしむるのである。再擔保として差入れた農業倉庫證券には金庫に對する讓渡裏書を爲さしむるか、又は擔保品差入證を添へしめる。但し特約手形貸出の場合には、擔保品差入證を要しない。貸出を得る場合には、擔保證券記載の受寄物に對しては時價の

八掛を下らない金額の火災保険を付し、之を債務存続中繼續せしめる。貸出を受くべき手形額面は擔保證券記載受寄物の時價七掛以内とする。但し米價は産地正米相場及東京・大阪兩地正米相場を參酌して之を決定する。手形期間は受寄物保管期間の範圍内に於て九十日以内のものとする。但し場合に依りて手形の切替に應ずることのあるは勿論である。又擔保證券の差替又は内入金に依る擔保證券の一部解除に應ずることあるも、一證券記載受寄物の内出には一切應じないことにしてある。

特別手形割引約定書を作るときは左記事項を記載する。

- (一) 割引手形及擔保品たる倉庫證券の署名捺印が豫め届出のものに符合する限り、割引手形又は倉庫證券が紛失若は印章の盗用其他如何なる事由に基いて提出せられたものでも、之が爲に生じた損害に付ては組合は倉庫に對し其の責を負ふものとする。
- (二) 本契約存続中組合は毎月の出入庫數及月末の在庫數を其の種類毎に調査し、翌月十日迄に聯合會を経て中央金庫に報告する外、受寄物保管の狀況其他に付き特に金庫から要求あつたときは、組合又は聯合會は直に調査の上報告すること。

(三) 受寄物に對する火災保険に付ては、中央金庫の要求に應じ何時にても保險會社の變更を爲すこと。

(四) 本約定に依る手形借入に當つては組合發行の農業倉庫證券を擔保に差入れること、但し擔保の種類價格其他に付ては中央金庫の指定する所に従ふこと。

(五) 米以外の受寄物を擔保に供せむとする場合には豫め中央金庫の承諾を求むること。

(六) 本約定に基き手形借入を爲すに當り差入れた擔保品は、該手形及其の切替に依る手形其他一切の債務の共通擔保に充て、萬一償還期日に辨済を爲さざる場合には何等の催告を要せず、其の擔保品の一部又は全部を適宜處分して債務の辨済費用其他に充當せられ、尙不足の場合には追償を爲し、且擔保品に變災・故障等を生じ若は價格低落したときは、中央金庫の要求次第擔保又は増擔保を提供し、若は相當額の入金に應ずること。

三、農業倉庫建設資金貸出 農業倉庫に對する貸出に就ては、此の外に建設資金の貸出を爲す。即ち地方廳から農林省令又は道府縣令に依る農業倉庫の補助金交付の指令を受けた産業組合に對し、其の建設資金を貸出す場合がそれである。金額は農業倉庫の新築・増築・改築・移築又は買入に對し、其の總費額の四割以内、即ち補助

金額以内である。尙國費及地方費より補助金を受くる迄の繋ぎ資金に付ては前項以外別に之を貸出すこともある。

四、米穀證券擔保貸出 政府の買入米に對し發行した現品領收證を受けた組合聯合會又は農業倉庫業者たる組合には其の交付せらるべき米穀證券を擔保に差入るゝことを條件とし、又米穀證券を受領済のものに付ては其の證券を擔保とする金融に關し中央金庫が聯合會又は組合に對して貸出を爲すのが之である。

第一、府縣區域の信用組合聯合會に貸出す場合には次の通りとする。

一、貸出の金額は政府納入米價額の金額以内で、聯合會の融通した金額と同額とする。

二、貸出の方法は聯合會の徴した手形及其の擔保物件書類等の送付を受け其の手形の割引に依る。

(1) 現品領收證の場合には(イ)現品領收證(ロ)白地委任狀(昭和 年 月 日何米穀買入事務所又は何米穀事務所に於て賣却方を契約した内地玄米何俵の米穀證券交付通知書の請求より米穀證券の受領に至る一切の行爲を委任する旨の委

任狀(ハ)擔保品差入證(様式ア)(ニ)報告書(昭和 年 月 日何々米穀買入事務所又

は何々米穀事務所に於て賣却方契約したる内地玄米何俵の米穀證券の受領に關する行爲は左記委任狀寫しの通り代理人を以て行使せしめたるに付可然御取計相成度此段及報告候といふが如き)

(2) 米穀證券の場合には(イ)米穀證券(ロ)擔保品差入證(様式リ)

三、手形の期限は米穀證券發行に屬する年度の翌年度四月一日迄の範圍に於て六ヶ月以内とし、其の範圍内に於ける切替は之を認める。

四、割引の歩合は日歩 錢以内とする。

第二、其の他聯合會又は組合に直接貸出すときは次の通りとする。

府縣區域の信用組合聯合會が第一に依り貸出を爲さざるときは、中央金庫は直接に其の他の聯合會又は組合に對し貸出を爲す、即ち政府納入米價額の全額以内の金額を前記(1)又は(2)の場合の書類を徴し手形貸付を爲すのである。手形の期限切替利率(少しく高くなるべし)は府縣區域の聯合會に對して爲す場合に準ずる。但し(1)の(ハ)の擔保品差入證は様式Cに依る。

第四章 産業組合中央金庫

一〇〇〇

一、擔保差入證(様式A)

大日本帝國政府米穀證券

發行日 昭和 年 月 日
支拂期日 昭和 年 月 日

額面金何圓何錢也

前記證券ハ昭和何年何月何日振出第何號ノ約束手形ニ依リ當組合(又ハ當聯合會)カ貸付相受候手形ノ擔保トシテ可差入目的ノ下ニ米穀證券交付通知書ノ受領ヨリ米穀證券交付ノ受領ニ至ル迄ノ一切ノ行爲ノ白地委任狀別紙ノ通り差入申候ニ付該委任ニ依リ前記證券ヲ受取相成候節ハ右債務ノ擔保トシテ御留置相成度萬一期日ニ至リ支拂相滞リ候トキハ何等ノ催告ヲ要セス前記ノ擔保品ヲ適宜御處分ノ上其ノ取得金ヲ以テ元利金諸費用ニ御充當可被下處分ノ方法時期價格等ハ總テ貴會ニ一任致候若不足相立チ候ハ直ニ追償可致候又前書ノ擔保品ハ當組合(又ハ當聯合會)カ貴會ニ對シ負擔スル一切ノ債務ニ付テモ擔保ニ御充當相成總テ前書ノ通り御取扱被下候共又貴會ノ御都合ニテ之ヲ産業組合中央金庫ニ再擔保トシテ御差入相成御必要ニ依リ本差入證ニ適宜文字ノ挿入添加相成候共何等異議無之候爲後日擔保品差入證仍而如件

昭和 年 月 日 (事務所)

何々組合(何々聯合會)

組合長(會長)理事

何 某 圓

何々責任何々聯合會長

殿

右擔保品貴金庫ヨリ當聯合會カ同手形ノ割引ヲ得タルニ因リ前書ノ通り再擔保ニ差入候也

昭和 年 月 日

(事務所)

何々責任何々聯合會會長理事

何 某 圓

産業組合中央金庫理事長

殿

二、擔保品差入證(様式B)

大日本政府米穀證券 發行日 昭和 年 月 日
支拂期日 昭和 年 月 日

額面金 圓 何 錢也

前記證券ハ昭和何年何月何日振出第何號ノ約束手形ニ依リ當組合(又ハ聯合會)カ貸付相受候手形ノ擔保トシテ差入候處實正也期日ニ至リ萬一支拂相滞候節ハ何等ノ催告ヲ要セス前記ノ擔保品ヲ適宜御處分ノ上其ノ取得金ヲ以テ元利金諸費用ニ御充當可被下處分ノ方法時期價格等ハ總テ貴會(又ハ貴金庫)ニ一任致候若シ不足相立チ候ハ直ニ追償可致候又前書ノ擔保品ハ當組合(又ハ當聯合會)カ貴會(又ハ貴金庫)ニ對シ負擔スル一切ノ債務ニ付テモ擔保ニ御充當相成總テ前書ノ通り御取扱被下候共異議無之候爲後日擔保品差入證仍如件

昭和 年 月 日

(事務所)

何々責任何々組合(何々聯合會)

組合長(會長)理事

何 某 圓

第四章 産業組合中央金庫

一〇〇一

何々責任何々聯合會長(産業組合中央金庫理事長)

殿

三、擔保品差入證(様式c)

本様式は様式中中央金庫理事長宛とする點だけ差違あるのみである。

尙山形縣下の指定倉庫即ち酒田町酒田米穀取引所附屬山居倉庫及鶴岡町鶴岡米穀取引所附屬鶴岡倉庫の發行する倉荷證券又は入庫票を擔保として、同縣聯合會と協定して資金の補充貸出を行ひ、富山縣下の農業倉庫が財團法人富山縣農産振興會經營の富山縣米東京販賣所に米穀の販賣を委託したる場合、中央金庫は特別貸出の途を開いて居る。

五、共同藪倉庫資金貸出 共同藪倉庫及共同乾藪裝置助成規則に依り助成を受けた組合に對して藪資金として貸出するものであるが、用途は委託販賣藪の假渡金販賣藪代金の立替又は農業倉庫證券を擔保としたる貸付金に限り、其の擔保は原則として組合が貸付の擔保に取つた自己發行の農業倉庫證券を再擔保に取るのであるが、組合が未だ再擔保に供すべき農業倉庫證券を有しない場合には信用貸に依ることもある。擔保貸は中央金庫の直接貸と爲すを原則とするが、特別の場合

は之に拘泥はしない。農業倉庫證券に對する個々の融通額は其の證券面記載藪の時價の八掛以内とし、時價は産地の藪價格及横濱市場に於ける生絲相場を參酌して之を定める。

借入を申込むには中央金庫の定めた借入申込書、最近の試算表及倉庫及保管物に對する火災保險の金額契約期限、保險會社名を記載した書面を提出せしめる。中央金庫は組合の振出した約束手形に依り、期日を九十日以内とし、證券擔保の場合には受寄物保管期間の範圍内とし、時として手形の切替を許す。再擔保に差入れる農業倉庫證券には金庫に對する讓渡裏書を爲さしめるか又は擔保品差入證を添へしめる。中央金庫は擔保證券の差替又は内入金に因る擔保證券の一部解除に應ずることがあるが、一證券に記載ある受寄物の内出には應じないことにしてある。解除に依る擔保證券の引渡は組合又は其の指圖に依る者の送金を受けた際に於てのみ之を行ふのであるが、組合の指圖に基づき第三者が送金する場合は豫め組合から擔保證券の引渡に付依頼書を提出せしめる。中央金庫は組合をして擔保證券記載の受寄物に對し時價の八掛を下らざる金額の火災保險を附し、債務の存續中

之を繼續せしめるのを條件とし、又此の資金貸出期間中は毎月保管鹽の種類(春・夏・秋・白・黄・繭別)の入出庫及現在數量並に販賣の數量金額を月末締切で遅滞なく組合をして報告せしめる。其の他繭の保管狀況並に組合の資産狀態等につき必要ありと認めるときは、中央金庫は何時にても吏員を派して實地調査を爲し、報告を求め、又は代理所に調査を委託し得ることにして居る。

六 鹽業資金貸出 製鹽業者の製鹽に必要な燃料及包装材料の購買並に前納小作料及勞働賃銀の支拂に充つる爲中央金庫の爲す貸出であつて、其の金額は專賣局に於て當該年度の納付鹽に對する賠償金中より控除を承認せられる額又は賠償金から控除の契約を以て既に他から借入を爲せる者に對しては前記の承認額から差引いた殘額を貸付限度とする。期限は六ヶ月以内の手形割引に依り、切替をも許す。本資金を得むとする組合は專賣局出張所に於て賠償金より控除を承認せられる見込額を確めた上に信用組合聯合會を経て借入申込を爲すべく、(一)組合員の爲に鹽の代理納付及賠償金の代理受取を爲す産業組合が本資金を借入れむとするときは借入申込書に、最近の試算表及(イ)號書式を添付すべく、(二)其の他の組合

が其の組合員の爲本資金を借入れむとする場合は借入申込書に最近の試算表及(ロ)號書式を添付すべきである。

信用組合聯合會は所屬組合の借入申込書を接受したときは、專賣局控除承認額に付調査の上保證貸付意見を添へ中央金庫に回送すると、中央金庫は其の申込に對する融通額を決定し、聯合會を経て組合に通知する。組合は其の通知に基き手形及組合登記簿抄本並に組合長及保證人印鑑證明書に(一)の場合は(ハ)號及(ニ)號の書類を(二)の場合は(ホ)號書類を添付し所轄專賣局に差出すと、其の專賣局は鹽業資金借入控除申請書記載の依頼事項を承認した證として控除承認書を作成し、手形附屬書類と共に信用組合聯合會に回送し、(ハ)號(ニ)號及(ホ)號書類は債務を完済する迄專賣局に保管する。信用組合聯合會は右の手形に保證の上控除承認書及附屬書類と共に中央金庫に回送すると、中央金庫は其の手形其の他を取調べて支障なしと認めたと上は資金を組合に送付する。尙同一年度産鹽に對する賠償金より控除承認を受け數回に借入を爲すことの豫約ある場合には、第二回以後の借入に當つては手形及鹽業資金借入金控除方申請書を除くの外他の書類の添付を要しない。

手形金辨済の爲專賣局に於て賠償金より控除せられた金額は直に中央金庫に送金を受ける。其の際の送金方法は專賣局及信用組合聯合會の協議決定に任すのである。中央金庫は手形金全部の拂込を受けたときは、其の旨を專賣局及聯合會に通知すると共に、手形は信用組合聯合會を経て組合に返還する。左に必要な書類を掲げる。

(イ) 號書式 鹽業ニ従事スル組合員

組合員ノ製鹽反別

最近一ケ年ノ製鹽量及賠償金額

同 一ケ年ノ燃料購入額

同 一ケ年ノ包装材料購入額

最近一ケ年ノ勞働賃金前拂小作料繳納額

(ロ) 號書式 鹽業ニ従事スル組合員數

借入ヲ申込ミタル組合員數

借入申込者ノ最近一ケ年間ノ製鹽量及賠償金額

(ハ) 號 鹽賠償金ヨリ鹽業資金借入控除方申請書

當組合ニ於テ貴地方 局 出張所ノ御斡旋ニ依リ産業組合中央金庫鹽業資金取扱要項承諾ノ上左記金額借用致候ニ付テハ之カ辨済ハ當組合ニ於テ代理納付セル製鹽ニ對スル鹽賠償金中ヨリ左記期限迄ニ隨時御控除ノ上産業組合中央金庫へ支拂方御取計被下度所屬組合員ノ承諾書相添此段申請候也

年 月 日 事務所 何々組合

代表者

記

殿

一、手形金 圓也

一、期限 年 月 日

(ニ) 號 鹽業資金控除承諾書

貴組合カ産業組合中央金庫ヨリ借入レタル鹽業資金辨済ノ 爲メ 拙者納付ノ年産製鹽ニ對スル賠償金ノ内ヨリ隨時所要金額ヲ控除シ産業組合中央金庫へ支拂フコトヲ承諾致候也

年 月 日 (事務所々在地) 何々組合 組合員

何々組合御中

(ホ) 號 鹽賠償金ヨリ鹽業資金借入金控除方申請書
拙者儀貴地方 局 出張所ノ御斡旋ニ依リ産業組合中央金庫鹽業資金取扱要項承諾ノ上左記ノ金額 組合ヲ經テ借用致候ニ付テハ之カ辨済ハ拙者納付ノ 年産製鹽ニ對スル賠償金中ヨリ左記期限迄ニ隨時御控除ノ上産業組合中央金庫へ支拂方御取計被下度此段及申請候也

年 月 日 住所 氏名

專賣局出張所御中

記

一、手形金 圓也

第四章 産業組合中央金庫

一、期限 年 月 日

鹽業資金控除承認書

一、借入金證書(又ハ手形) 日附 昭和 年 月 日

一、借入組合名稱 責任 組合

一、借入金額 金 圓也

右借入金ハ昭和 年産鹽賠償金ノ内ヨリ控除徴收ノ上産業組合中央金庫へ支拂方承認候也

年 月 日 地方專賣局(又ハ出張所) 印

七、信用組合聯合會對する手形再割引

信用組合聯合會對する手形の再割引は當分其の用途を肥料養蠶其の他の流通資金を補充するものと爲し、割引すべき組合は年々相當金額の借入を要するもので、當分の内左の種類のものに限る。

イ、保證貸出を爲し其の回収の成績良好なるもの

ロ、中央金庫にて調査の上前以て聯合會と打合せ済のもの

割引金額に付ては一口の最低金額及組合毎の割引最高金額を前以て聯合會と協定し置き、割引期間を三ヶ月以内とするを原則とし、特に六ヶ月以内に協定し得ることとし、利率に付ては聯合會の貸付利子歩合と中央金庫の割引歩合を異にす、

聯合會の貸付利子歩合は其の始聯合會の手形貸付利率に依ることとなしたが、特別の場合には中央金庫と協定の上低率を適用することもある。中央金庫の再割引歩合は聯合會對する白地信用貸出の利率に依るのである。

八、全國購買組合聯合會(全購聯)より購入する肥料代金貸出

全國購買組合聯合會は全國を以て區域とする大聯合會であつて、購買事業を營む聯合會及組合を所屬組合とし、其等所屬聯合會及組合の購買する物を買入れ之に加工し若は加工せずには又は之を生産して所屬聯合會及組合に賣却するの目的を以て大正十二年五月十四日設立同年九月一日業務を開始したものである。此の貸出は前述した農業倉庫關係の販賣金融に便宜を與へむが爲中央金庫が資金の貸出を行ふと同一趣旨で購買金融上に貢獻せむが爲の業務としては甚だ重要なものである。殊に全購聯は昭和五年九月より政府の助成を得て肥料配給の中心機關となつたのであるから、其の業務の目的を達成するには此の中央金庫の貸出業務が圓滑に進行しなければならぬのである。中央金庫は其の所屬組合及所屬聯合會が全購聯から肥料を購入する時、其の購入代金を融通して肥料の購入配給に便宜を與へむが爲に

此の貸出を行ふのであるが、融通の形式は道府縣區域の信用組合聯合會に加入し居る組合又は聯合會には其の信用組合聯合會の保證に依ることにして居る。組合又は聯合會が借入を希望するときは先づ其の借入申込書に資金の用途が全購聯より購入する肥料代金なる旨を明記することが必要である。貸出は總て手形貸付の方法に依り、期限を百八十日以内とし、組合資金の都合に依り切替を許すが、資金出入の關係其の他特殊の事情あるものは證書貸付と爲すこともある。

借入申込書には(イ)(ロ)の書類の外購入肥料の品目・數量・見込價格を記した書類及最近の試算表を添付し、府縣信用組合聯合會を経て中央金庫に送付すると、中央金庫に於ては府縣聯合會から送付せる申込關係書類を調査した上で貸出の諾否を聯合會を経て通知し、同時に全購聯に對しても其の旨を通知する。其の融通額は全購聯から購入したる肥料代金及其の諸掛の外手形割引料を加へた金額である。

全購聯の所屬組合又は聯合會が右の通知を受けたときは、速に手形又は證書を作成し、貸出金拂渡指定書其の他の關係書類と共に府縣信用組合聯合會に送付し、信用組合聯合會は手形又は證書に保證して附屬書類と共に速に中央金庫に之を

送付する。關係書類は次の通りである。

(イ) 印鑑證明書及登記簿抄本 但し中央金庫に已に差出のものあるときは變更なき限り不要である。

(ロ) 貸出金拂渡指定書 用紙は中央金庫より交付する。

中央金庫は右の手形又は證書を受取り、支障なしと認めたときは貸出金支拂の旨を全購聯に通知し、全購聯より肥料發送の通知若くは組合からの其の貨物受取の通知を受けた上に、手形の場合は割引して手取金を、證書の場合は貸付金を全購聯に交付する。残額ある場合又は貨物發送の都合上手形手取金若くは證書金額を數回に分けて支拂ふ場合は、支拂殘金を一時中央金庫が預るのである。尙代金の支拂を全購聯の貨物發送と同時にするか、又は組合に於て貨物を受取つた上にするかは、組合をして全購聯とよく打合せの上豫め中央金庫に通知せしめる。

貸出以後貸出金の返濟又は手形の切替は信用組合聯合會を経て中央金庫と組合又は聯合會との關係になるから、支拂期日に中央金庫に拂込めばよい。

尙道府縣區域の購買組合聯合會に對して全購聯が手形を以て賣却したときは

中央金庫は其の手形の割引を行ふことになつて居る。又全購聯仕向の組合に對する荷付爲替手形を中央金庫に於て割引を爲し、代金と引換に手形及貨物引換證を交付する方法をも立て、居る。

以上は全購聯より肥料を購入する組合又は聯合會に對し中央金庫の資金を貸出する際の手續であるが、全購聯の取扱物品の購入代金融通に關しても同様の手續に依りて購買金融の便宜を與ふることにして居る。

第三款 爲替業務

中央金庫は法律の規定(金庫法一三、第三號、附五六頁上三)に依りて所屬組合及所屬聯合會の爲に爲替業務を行ふことになつては居るが、未だ送金爲替の方には着手する機會に到達しないから、僅に代金取立の取扱を爲すに過ぎない。代金取立に付ては最初大阪支所に於て小切手代拂を初め、今日は本支所に於て更に代金取立手形取扱の業務を開始して居る。其の大様を述べると次の通りである。

一、小切手の代拂 産業組合中央金庫は手形交換所の一員でない。従つて、組合關係の小切手を一般金融機關の間に周旋して決濟を爲し得ないから、組合及聯合會

間及此等と取引を爲す者に便宜を與へむが爲に中央金庫自ら小切手代拂の取扱を爲して居る。取扱の範圍は、(イ)中央金庫宛振出小切手の本支所代拂、(ロ)中央金庫宛振出小切手の府縣代理所代拂、(ハ)道府縣信用組合聯合會宛振出小切手の中央金庫代拂及(ニ)道府縣信用組合聯合會宛振出小切手の代理所代拂である。取扱上の手續は極めて簡單であつて、代拂希望の組合又は聯合會は次の如き書類を作り、之を中央金庫に送付すればよい。但し信用組合聯合會宛振出小切手の場合には、其の聯合會を通じて中央金庫に送付する。

- (イ) 小切手代拂依頼書 振出の都度小切手番號金額、振出日、支拂代理所名を掲記する。
- (ロ) 印鑑署名鑑 代拂地別に各壹通宛を作ること。
- (ハ) 小切手見本 代拂地別に各壹通宛のこと、但しこは信用組合聯合會宛振出小切手代拂の場合のみに限ること。
- (ニ) 後記案文に依る念證

此の取扱に就ては無手数料である。

念證(案)

- 爾今組合(聯合會)振出 宛小切手ニシテ貴ニテ代拂相受候ニ就テハ左記條項御承諾申上候
- 一、法定呈示期間經過後ノ小切手代拂スルトモ差支無之コト
 - 二、小切手及小切手ノ署名又ハ印影ニシテ豫メ届出ノモノト相違ナシト認メテ代拂セラレタル場合印章盗用其他如何ナル事故アリトモ貴金庫ハ其ノ責ニ任セザルコト
- 年 月 日 組合又ハ聯合會
- 産業組合中央金庫御中

二、代金取立手形取扱

取扱の範圍は道府縣信用組合聯合會中央金庫代理所又は中央金庫に預金の取引ある組合又は聯合會とし、其の取扱ふべき證券の種類は荷付爲替手形其の他の手形小切手利札配當金領收證預金證書償還債券等であり、其の支拂場所が中央金庫同支所代理所の所在地又は其の附近であつて、取立の便宜あるものに限つて居る。取扱所は中央金庫同大阪支所及道府縣代理所即ち道府縣區域の信用組合聯合會である。

代金取立を依頼せむとする組合又は聯合會は、前記の證券に取立の爲の裏書其の他適當なる手續を爲し、取立金處理の方法を指示せる代金取立依頼書を添へ、直

接又は所屬信用組合聯合會を經由して所在地中央金庫本支所又は代理所に申出る。此の際豫め中央金庫と協定あるものに付ては、直接支拂地所在の中央金庫本支所又は代理所に證券を送付することが出来る。但し代理所に直送の場合は、其の依頼書寫を所屬金庫事務所に送付する。取立代金は金庫本支所に於て送金又は振替の措置を爲すのである。

此の取扱上中央金庫としては、(イ)支拂を拒絶せられた手形に就き特に委任を受けざる限り金庫及代理所は拒絶證書作成の義務を負はないこと、且手形其の他の證券の郵送中に於ける紛失盜難火災其の他の事故に對しても郵便官署以上の責任は之を負はない。(ロ)支拂期日の經過した手形を留置した場合之に因つて生じた損害に對し中央金庫は其の責に任じないのであるから、上記二件に關しては依頼人より左記念證を差入れることにしてある。

本取扱に關しては手數を要するが、當分無手数料である、但し特別の費用を要したときは實費の支拂を要することもある。

念證(案)

爾今手形取立方御依頼可申候ニ就テハ左記承諾仕候

- 一、手形及其附屬書類又ハ物件ノ郵送中ノ事故ニ對シ貴金庫ハ其責ニ任ゼザル事
- 二、特ニ貴金庫ノ御承諾ヲ得タル場合ノ外貴金庫ハ拒絕證書ノ作成其他手形上ノ權利保全ノ手續ヲ行フ責ニ任ゼザル事
- 三、期日經過後手形ヲ留置シタル場合ニ於テ因リテ生ジタル損害ハ貴金庫其責ニ任ゼザル事

年 月 日

産業組合中央金庫御中

組合又ハ聯合會

第四款 産業組合中央金庫の業務成績

第一項 受信及與信業務

産業組合中央金庫の業務の種類及特別貸出に就きては大凡上記の通りであるが、其の業務開始以來の受信及與信業務を表記すると次の通りである。

中央金庫の貸出金高及預金高累年比較表

年 度	貸 出 金			預 金	
	年度内貸出 圓	年度内償還 圓	年度末現在 圓	年度内預り 圓	年度内拂戻 圓
第一年度 自大正十二年三月三十一日	一七、五三三、〇三七	一三、九九五、〇一九	三、五七七、四二八	六、〇〇九	六、〇〇九
第二年度 自大正十三年三月三十一日	三〇、三七八、二四三	二二、九〇〇、七九六	九、〇〇四、八八六	一、〇八七、〇五八	二、六一一、二八〇
第三年度 自大正十四年三月三十一日	五六、八八八、九七	五二、六四七、一〇六	三、二五八、六〇七	二七、五七二、六四五	一〇、四三三、七七七
第四年度 自昭和二年三月三十一日	一一六、一六六、一七八	八七、七五四、四七	四、六八〇、三三八	七九、四一六、九一三	二二、〇三三、九六七
第五年度 自昭和三年三月三十一日	九七、九三五、九三六	八六、〇〇〇、五八八	五、八〇五、六六六	一三七、八二六、九五三	六五、九七四、四五三
第六年度 自昭和四年三月三十一日	九六、三六〇、二二三	九九、七七七、三五六	四九、三八八、六二三	一六三、八九九、二五四	一六〇、五九一、四一八
第七年度 自昭和五年三月三十一日					

備考 中央金庫業務報告書に據る

本表に依ると、第五年度迄は貸出高に漸増を見たが、第六年度以後は寧ろ多少の減額を示して居る。こは財界の影響であつて、第五年度の貸出増加は要するに昭和二年春の銀行界恐慌に對する準備貸出が急増した爲であり、第六及第七年度に於ては、信用組合界に於ける貯金の増加、隨つて地元組合の手許が資金潤澤であつたから、中央金庫に對する要求が減じたことに因るのである。而して其の事情は更に預り金の上に現はれ、此の期間に於て著しく其の額を増加して居る。第七年度末現在に於ては、預り金と貸出現在高の差は甚だ少額であつて、八百三十七萬圓餘に過

ぎない。此の如きは創立以來未だ嘗て無かつた所である。地方金融の逼迫を告ぐべき時機に際會して、中央金庫は可なり多くの資金を擁することは、不利に似て而も必ずしも不利ではなく、組合界は此の點に於て心強さを感じてであらう。

尙第七年度に於て貸出を受けた組合數は三、〇二九(所屬組合數一、四九〇)に對して二六・四%で聯合會數は八二(所屬聯合會數一四七)に對して五五・八%である。之を第六年度に比すると、組合數に於て取引數七六を減じ、聯合會に於て一八を増加した。加之聯合會との取引は口數に於ても増加して居る。之を金額に付いて見ると、聯合會に對する年度末現在貸付金は第七年度末に於て一八、一三六、二一〇圓で、組合に對するものは三一、二五二、四〇二圓であるから、總額に對して前者は三六・七%、後者は六三・三%である。預り金は聯合會六六で、其の金額は二八、二四一、六九一圓(總額の六八・六%)である。組合は五五五、其の金額は一二、〇七七、九八一圓(總額の一九・四%)である。公共團體の數は五、其の金額は二四、一二四圓である。營利を目的とせざる法人の數は一八四で、其の金額六六八、八〇六圓であるから、聯合會よりの預り金は金額に於て最も多額であり、組合よりの預り金は之に亞ぐが、此の兩者よりの預り金

は總額の八八%を占むるのであるから、残りは僅に一二%あるに過ぎない。此の點から見るも、中央金庫の相互組織關係には至極濃厚なもののあることを知り得る。

第二項 貸出業務

一、貸出金の擔保關係 貸出金は原則として無擔保なることは中央金庫法の明記し居る所であるが、事實果して然るであらうか。左表は之を示めす。

中央金庫貸出金擔保別及種類別表

擔保別及貸出の種類	第四年度		第五年度		第六年度		第七年度	
	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額
證書貸付	三三二	三、三三五、一五二圓	二、三四六	三〇、九二九、二八八圓	一、九六六	二五、四一七、一四五圓	七四九	一、五二九、七五一圓
手形貸付	一、三四三	三六、四八〇、一八六	一、九八三	五四、三四四、一〇三	一、三六六	四〇、四四四、三七七	一、二二四	四、八一、二八六
當座貸越	二〇	五、六二二、八四五	五六	七、三〇五、六三三	三九	九、九三八、一五四	六四	一、五七七、一〇六
手形割引	二六四八	二、六七九、三六一	三、四七	四、一五九、四四三	二、五七三	三、七九二、四四四	一、九一五	三、〇五八、三九五
短期貸付	二	三五、〇〇〇	一	一三、〇〇〇	—	—	一	三〇、〇〇〇
以上無擔保計	四、三三四	四八、〇四三、四三六	七、七三三	八六、七二二、九七七	五、九三三	七九、五二二、三三三	三、九四四	四、一〇一、四四〇

證書貸付	手形貸付	當座貸越	手形割引	短期貸付	荷付爲替手形	以上有擔保計	合計
三	一九二	一	六〇			二五五	四、五八九
三三、〇〇〇	六、四〇三、九九八	二、〇一八、六三三	三九一、八三〇			八、八四六、四六一	五、八八八、九三七
六七	六〇三	四	四四			七二七	八、四三〇
三、八七一、四七一	二〇、三〇八、五三三	四、八九三、八〇三	三三三、六三三			二九、三五、一七九	二六、一六、一七
一三七	三三九	三五	一五七			六六六	六、六三三
四、二四五、四三三	一三、二八三、三七七	一、六三三、九三〇	一九〇、五九四			一八、三四三、三四	九、七、三五、九六
六一	六三七	三七	二九六			一、三三三	五、〇六九
二、五七七、八七五	一八、五三〇、五七九	一、七五三、一三七	八七七、九一六			九三、一三七	九、三〇、二二三

備考 産業組合中央金庫各年度業務報告書に據る

前表に依ると、第七年度末即ち昭和五年三月三十一日現在に就いて見ると、無擔保貸出は總額の七四・七%で、有擔保貸出は二五・三%であるから、四分の三は無擔保貸出といふことが出来る。又貸出の種類中手形貸付は最も多く、總額の六二・六%餘を占めて居る。當座貸越は之に亞ぎ、證書貸付は又之に亞ぐ。而して手形の割引の甚だ少ないことは目に付く。

二、貸出金用途 産業組合中央金庫の融通する資金は如何なる方面に最も多く

行つて居るかを知る爲に次の如き表を作つた。

中央金庫用途別貸出金表

用途別	證書貸付		手形貸付		割引手形		當座貸越		△荷付爲替手形 △短期貸付		合計	
	件數	額	件數	額	件數	額	件數	額	件數	額	件數	額
肥料購入	六	三五、六〇〇	一	一、二四三、六〇〇							一七	二、五九九、二〇〇
自作農創設	一	三〇、〇〇〇									一	三〇、〇〇〇
土地購入	一〇	七六、〇〇〇	九	五、〇〇〇							一九	一、二四、〇〇〇
養蠶			一	一〇、〇〇〇							一	一〇、〇〇〇
生絲			八	九、六七、〇〇〇					五五	四、七、八〇〇	六三	一、三九四、八〇〇
滿											三三	二、四、八六、七九
米穀證券擔保											三三	五、九八七、三〇三
米穀證券倉庫證											三〇	九、三九〇
米穀											八六	一、一八六、七三〇
桑園改植												
乾藪設備	二	三、四六、〇〇〇	四	二、九〇、五五八							一五	四、六五、〇五八

地方別調貸出金内譯 (自昭和四年三月末日)

地方	貸出金		手形貸付、手形割引、荷付爲替手形及短期貸付		當座貸越	
	貸付	償還	貸付	償還	貸付	償還
北海道	4,708	3,259	1,488	821	711	671
青森	878	181	788	788	33,508	26,381
岩手	1,473	714	2,091	791	131,110	100,753
宮城	7,636	5,334	1,854	706	98,411	60,049
秋田	928	667	251	268	5,532	3,018
山形	7,339	5,444	1,895	433	9,131	9,558
福島	5,849	4,458	1,391	2,049	613,010	955,800
茨城	1,339	432	850	1,171	148,296	148,296
栃木	3,219	1,427	2,751	1,971	86	89,635
群馬	6,400	4,389	1,854	1,454	148,296	148,296
埼玉	4,990	3,499	2,071	953	25,406	372
千葉	1,340	555	1,125	365	190	25

地方	貸出金		手形貸付、手形割引、荷付爲替手形及短期貸付		當座貸越	
	貸付	償還	貸付	償還	貸付	償還
東京	15,825	9,877	5,973	995	7,948	4,013
神奈川	1,417	1,023	283	182	870	0
新潟	2,247	94	1,293	648	306	0
富山	1,610	1,009	223	150	910	255,566
石川	474	228	369	113	0	0
福井	273	137	198	83	54	0
山梨	1,293	878	415	261	20	90,648
長野	1,445	1,944	5,400	2,253	793,737	110,700
岐阜	1,975	661	1,313	553	103	0
静岡	5,414	4,113	1,771	557	103	19,25
愛知	2,501	785	1,715	683	118	226,709
三重	1,778	840	937	489	100	27,835
滋賀	1,882	1,609	272	128	603	877,99
京都	1,837	1,099	737	861	64	174,598
大阪	3,298	2,593	706	566	1,376	2,830
兵庫	2,414	1,609	805	25	1,63	8,387
奈良	1,825	1,241	583	372	94	50,084

和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
八七八	四、二九三	一、一六一	三、八一四	一、四五三	二、三〇二	七、七五五	三、〇八二	七、四二五	二、二二三	二、八二七	八四〇	五、六八	一、四二二	一、四三三	五、三六	一、三二二
三五三	三、三三三	五、二五	二、二八七	一、一四六	一、七二〇	五、二〇	二、四一五	五、八八八	一、五〇〇	二、六二四	二、八四	四、〇三	七、一五	七、二二	四、二七三	七、四七
五四	九、〇	六、五	一、五三七	三、六	五、九	二、五三	六、六六	一、五六	七、一三	二、〇二	五、五五	一、六五	四、二七	七、八	一、〇三二	五、七四
八七八	一、一四四	六、五二	一、一三三	一、六二	四、二	二、〇	一、一〇	一、一九	一、〇九九	三、六七	六、〇六	三、八	二、五	四、二	六、六三	七、八六
三五三	二、八〇	一、六三	二、八九	五、五	四、二	二、五三	四、五二六	四、〇一	四、三二	一、四	五、〇	一、五	二、五五	二、〇	二、三三	二、二六
五二	八、四三	四、八	八、二四	一、〇六	二、二五八	三、一〇	四、五二六	七、九七	六、四六	二、〇二	五、〇	一、六五	三、七〇	二、九	四、九九	五、六九
	一、五〇九	二、二五	二、五四一	一、九二	二、二五八	三、一〇	一、四〇一	四、四〇一	一、一四四	二、三九九	六、〇	二、五〇	五、〇七	一、〇一八	三、九一四	三、三三
	一、四三〇	一、九〇	一、八三七	一、〇九	一、二九一	三、一〇	一、一五二	三、九二	一、〇七七	二、三九九	六、〇	二、五〇	四、五〇	五、九	三、三七〇	三、三三
	七、二一、六六〇、〇五九	二、四	七、〇三	二、〇〇	五、九	三、一〇	二、五〇	四、八九一、八二四、九八二、五八五、二四三	六、六	六、一、七〇六	一、七三、四二二	一、七三、四二二	五、七	四、二六	五、四四	二、一、六四五
	六、〇一、六四	一、七、一三〇	一、〇、一六九				五、六九、九五七	五、六九、九五七		六、一、七〇六	一、一〇、一四五	一、一〇、一四五	九、八八五	六、一、四七六	六、一、四七六	二、〇七、三六二
	五、四、四三	二、二、四六								五、三、二七五						四、二六

沖繩	計	前年同期	前々年同期
一三六	一四九、一六五	一三九、六〇六	一二九、四二四
四一	九九、七七七	八六、八〇〇	八七、七五四
九四	四九、三八八	五二、八〇五	四一、六七〇
九八	五五、二七五	五五、〇七五	二八、二九七
二三	一八、三三一	一三、九〇七	二、八八五
七四	三六、八九四	四一、六七	二五、四二
三八	七五、六六一	七二、一四三	八七、七五九
一八	六四、三三四	六一、三八三	七二、三二八
二〇	一一、三二六	一〇、七五九	一五、四三一
	一八、三二八	一一、三八八	一三、三六六
	一七、〇六一	一一、五〇九	一一、五四〇
	一、一六七	八七、八	八三、五

備考 貸付中には前年度繰越を含む

本表に依ると年度末現在貸出高の最も多いのは東京府の五百九十餘萬圓であるが、これは復興信用組合中小商工業資金貸出の外、全国購買組合聯合會への貸出金を包含するが故である。之に次ぐものは長野縣の五百四十餘萬圓であつて、これは養蠶資金及製絲資金等蠶絲關係のもの其の重きを占める。最も少なき地方は沖繩の九萬四千圓、福井の十三萬五千圓、青森の六十九萬餘圓等であるが、一府縣平均額は百五萬八百二十一圓となる。又組合の貯金多き府縣に於ては概して貸出金少なき、貯金の少なき府縣に於て其の額多きことは次表と對照すべきである。

中央金庫の貸出高と地方貯金高對照表

甲貯金多き地方の中央金庫貸出金		乙貯金少き地方の中央金庫貸出金	
貯金	貸出金	貯金	貸出金
1 兵 庫	八〇、五一四 <small>千圓</small>	1 沖 繩	四〇、九 <small>千圓</small>
2 山 口	六一、四四三	2 神 奈 川	三、五一五
3 福 岡	五二、六三七	3 宮 城	三、六六四
4 京 都	五二、一七〇	4 岩 手	二、三一二
5 長 野	五〇、七九七	5 青 森	七五九
6 愛 知	四六、八〇六	6 山 梨	六九六
7 靜 岡	四六、七九二	7 栃 木	四、九一五
8 滋 賀	四五、九〇八	8 大 分	四、九一五
9 廣 島	四五、〇八三	9 茨 城	五、〇三五
10 大 阪	四三、五〇三	10 山 形	五、〇八五
計	四七四、八五六	計	四二、六六七
	六、六三五		九、五八一
	八〇、五 <small>千圓</small>		九、四 <small>千圓</small>
	一、〇〇〇		二二、九九
	〇、九六一		一〇、三六
	〇、三八		六三、一〇
	一、五〇		一九、四七
	一〇、六九		一六、〇八
	三、六五		八、四四
	二、七八		三三、五六
	〇、五一		一四、一〇
	〇、六八		一三、五五
	一、六二		二七、六四
	一、三九		二二、四三
	貯金一〇〇に 對する貸出金		貯金一〇〇に 對する貸出金

本表に依ると、此の計算の際に於ける貯金總高は九億四千八百七十九萬九千圓で、中央金庫の貸出金殘高は四千九百三十八萬八千圓であるから、貯金一〇〇に對

する貸出金は五・二一である。然るに貯金多き地方に於ては長野縣(此の縣は縣下の事情上最も借入金が多い)を除いて、一も此の數字に上れるものなく、愛知縣の三・六五は最高であり、長野縣を除いて平均一・三九に過ぎない。之に反し貯金少なき地方に於ては、宮城縣の六三・一〇の如き、栃木縣の三三・五六の如き多額の貸出を得た地方があるのみならず、何れの縣と雖も前記の五・二一以下に下れるものがなく、平均に於て二・四三となつて居る。随つて貯金多き地方は中央金庫を預金に依つて利用し、貯金の少き地方は中央金庫の貸出に依りて多くの便宜を得て居ることが明である。尙後表(一〇三六頁)預り金の欄と貸出金の欄(二〇二四—一〇二七頁)とを比較對照すれば大體に於てかく言ふことの蓋然性を知り得るであらう。

四、金額別貸出金

右の如き貸出金は大口のものが多いか又小口のものが多いかを見ると、次の如くになつて居る。

金額別貸出金

金額別	聯合會		組合		計	
	聯合會數	金額	組合數	金額	聯合會及組合數	金額
五、〇〇〇 未満	三	六、六〇〇 <small>圓</small>	一、七五	三、八〇八、七二 <small>圓</small>	一、七六八	三、八一五、三二 <small>圓</small>
一〇、〇〇〇 以上	三	二二、五〇〇	五八〇	三、九四六、六八九	五八三	三、九六九、一八九
一〇、〇〇〇 以上	一五	二八六、六四七	五九二	一一、一五八、三九九	六〇六	一一、四四四、八七七
一〇、〇〇〇 以上	九	六七、九七九	五〇	三、二九六、四九九	五九	三、九九九、四四九
一〇、〇〇〇 以上	一九	二、七三六、六〇六	二六	三、七六三、三二六	四五	六、五〇〇、九三三
一〇、〇〇〇 以上	二二	七、四八七、七二七	一六	四、五七〇、七二	三九	一二、〇〇〇、七九八
一〇、〇〇〇 以上	九	五、七二六、六四八	一	七六、一九〇〇	一〇	六、四八八、五四八
一〇、〇〇〇 以上	一	一、一四四、五〇〇		三、二二、四〇三	一	一、一四四、五〇〇
一〇、〇〇〇 以上	八二	一八、一三六、三二〇	三、〇一九	三、二二、四〇三	三、一一一	四九、三六八、六八九
計	一四八	三六、七〇八	一一、三三九	六三、三三〇	一一、三六八	一〇〇、〇〇〇

備考 産業組合中央金庫業務報告書に據る

此の表に依ると、貸出業務を利用する聯合會も組合も必ずしも未だ多い譯ではないが、中央金庫としては、將來益、道府縣を區域とする信用組合聯合會及全國的大

聯合會に貸出を集中するを可とする。かくすれば寧ろ比較的多くの組合に對して金融を圓滿ならしめ得るに相違ない。

第三項 預金業務

一、種類別預り金高 産業組合中央金庫は所屬組合及聯合會より預り金を爲す外所屬せざる組合聯合會、公共團體及營利を目的とせざる法人より之を爲し得るのであるが、事實は相互組織の實體を明瞭にし、所屬組合及聯合會よりの預り金は中央金庫の預り金の殆ど全部であるといふことが出来る。即ち所屬聯合會の預金は預金總額の六八・八%、所屬組合の預金は二九・四%で、其の合計は九八・二%であるからである。左表は其の内容を示す。

預り金の種類別及預金者別預り金額表(昭和五年三月三十一日現在)

預り金の種類	産業組合聯合會		産業組合		公共團體	營利を目的とせざる法人	計	歩合
	所屬の	所屬せざる	所屬の	所屬せざる				
當座預金	二九、三〇〇 <small>圓</small>	一〇三 <small>圓</small>	一五、一六六 <small>圓</small>	— <small>圓</small>	— <small>圓</small>	— <small>圓</small>	四三、六七五 <small>圓</small>	一・〇

歩合	特別當座預金		定期預金		通知預金		別段預金		計
	員數	金額	員數	金額	員數	金額	員數	金額	
歩		四一九、九三一		二六、一三五、五九三		一、二九三、三三六		八八、六四	二六、三六、七七九
合	六・八	一四、八〇八	三二七、九三七	九、九三三、二〇五	四六三、一六七	一、一九五、九二〇	一四、九二一	一二、〇五三、四八九	二九・四
		四九二	四、五三五	一九、五八八	二四、〇〇〇	二四、四四三	〇・一	二四、一三四	〇・一
		一七四、八二五	一七九、九七七	八一、七八五	二二二、二八〇	六六八、八〇六	一・六	四一、〇二、〇三三	一・六
		九三三、五三七	三六、二九一、三〇四	一、八三六、二八九	一、五二六、八〇五	四一、〇二、〇三三	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
歩		二・三	八・五	四・五	三・七	三・七			
合		二・三	八・五	四・五	三・七	三・七			

備考 産業組合中央金庫第七年度業務報告書に據る

中央金庫の預り金も信用組合聯合會の貯金の如く、定期預金は嶄然頭角を抜き、他は殆どいふに足らざるの状態に在る。これは組合餘裕金の偏在を語るものであつて、全国的に組合金融が活潑に行はれ居らざることを示めすものである。

二、預金者別預り金高 次に此等預金者は所屬組合及聯合會中如何なる數字を占め、且中央金庫の本支所何れに於て多きかを見るに次の通りである。

預金者別預り金高及其の受拂關係表

預金者別	昭和四年度内受入		同年度内拂戻		同年末現在		昭和三年度末現在	
	員數	金額	員數	金額	員數	金額	員數	金額
産業組合聯合會	三六	三五、五〇四、三二四	三四	三八、〇一三、一〇三	三九	五、八〇九、一五六	三九	八、三三八、〇九九
産業組合	三〇〇	一五、八一三、八三三	二五三	一六、一四三、〇六四	三九	三、九三三、〇一九	二二	四、三二八、二五一
公共團體	四	六四、五七七	四	四七、〇八八	四	一八、二三四	一	六三五
營利を目的とせざる法人	三三	四九三、八八九	二六	二四九、〇一八	三三	三三三、三三三	三三	八九、四五三
計	三七五	五二、八七六、五三二	三六	五四、四五二、二七四	三〇五	一〇、〇九三、六三五	二八五	一二、六六九、三六八
産業組合聯合會	二七	八二、七九八、八七四	二七	八〇、一一〇、五三七	二七	三二、四三三、五三二	二六	一九、七五四、一九六
産業組合	三四九	二七、〇五二、七三六	二八八	二四、八一六、八八〇	三三六	八、一四五、九六一	二七九	五、九〇一、〇三三
公共團體	一	七、六六四	一	五、七三〇	一	六、〇〇〇	一	四、〇六五
營利を目的とせざる法人	一二三	一、一六三、四四五	一四三	一、一二三、七二五	一五一	三三四、四八三	一三〇	二九四、七六三
計	四九九	一一、〇三三、七二三	四五九	一〇、六〇六、八七四	五〇五	三〇、九一八、九七七	四三六	二五、九三三、二七七
合 計	八七四	一六二、八九九、二五四	七七五	一六〇、五二九、一四八	八二〇	四一、〇二、〇三三	七二二	三六、六三三、四九九

備考 産業組合中央金庫第七年度業務報告に據る

本表に依り最近年度に於て六五の聯合會は中央金庫に預金を爲し、六四九の産

業組合亦預金取引を爲すことを知り得る。此等兩者を合するときには七〇四となるから、全預金者の八割餘を占める。又本所及大阪支所間に於て業務の分量を比較するときには、預金の受入拂出の合計三億二千三百四十餘萬圓中大阪支所の取扱高二億千七百萬圓であるから、全取引高に對し六七・一%を占め、年度末現在に於ては大阪支所の預金高は總預金高の七五四%を占めてゐる。即ち本邦西南地方に於ける預金高の多きことを示めすものである。貸付金高の東京地方に於て多き關係と比較すれば、組合資金の偏在が如何に甚だしきかを知るの一材料と爲すことが出来る。

三、金額別及預金者別預り金 此等の預金は如何なる金額より構成せられてゐるか、又それが預金者別に依りて如何に分配せられて居るかを見よう。

金額別及預金者別預り金表(單位圓)

預金金額別段階	産業組合聯合會		産業組合		公共團體		營利を目的とせざる法人		計	
	員數	金額	員數	金額	員數	金額	員數	金額	員數	金額
一、〇〇〇圓未滿	一五	五、七四〇	二三	六、二六三	一	七五九	二四	二、九八八	三五	八、九六一
一、〇〇〇圓以上	四	八、八五六	五九	一〇四、六三八	三	五、七三三	二四	三六、八二七	八九	一五六、〇三七
三、〇〇〇圓未滿	二	七、二〇六	四〇	一六五、一八〇	一	六、〇〇〇	一五	六二、〇五六	五七	二三四、四四六
三、〇〇〇圓以上	一	八、〇一一	四五	三三三、七九三	一	六、〇〇〇	二二	八一、五五九	五九	四二九、三六三
一〇、〇〇〇圓未滿	七	一〇六、七一六	九四	一、五六八、二五七	一	二、四八二	六	一〇六、二三八	一〇八	一、七九三、八五三
一〇、〇〇〇圓以上	四	一五、〇三三	三九	一、四八四、八二〇	一	二、四八二	六	一〇六、二三八	四三	一、六三五、八三四
三〇、〇〇〇圓未滿	一	五、四三三	三八	二、五六五、九七七	一	二、四八二	二	一三九、八八八	四一	二、七六〇、〇九二
三〇、〇〇〇圓以上	四	五五二、三八〇	一九	二、六七八、一七九	一	二、四八二	二	一三九、八八八	二三	三、三三〇、五五九
一〇〇、〇〇〇圓未滿	一五	一、〇五六、八六三	六	一、九八八、三〇〇	一	二、四八二	一	三三〇、三五五	二三	三、三三〇、五五九
一〇〇、〇〇〇圓以上	一三三	二、九〇、五七六	二	二、九〇、五七六	一	二、四八二	一	三三〇、三五五	一五二	三、三三〇、五五九
五〇〇、〇〇〇圓未滿	六六	二、四、六六一	一	二、四、六六一	一	二、四八二	一	三三〇、三五五	六七	二、四、六六一
五〇〇、〇〇〇圓以上	六六	二、四、六六一	一	二、四、六六一	一	二、四八二	一	三三〇、三五五	六七	二、四、六六一
計	六六	二、四、六六一	五五	二、〇七、九八一	五	二、四八二	八四	六六八、八〇六	一八〇	一、〇一〇、二一〇、六〇三

備考 産業組合中央金庫第七年度業務報告に據る

本表に依ると、六六の聯合會中二八は二十萬圓以上の預金を爲すもので、それが總預金額の半額以上を占めて居る。組合に於ても一萬圓以上の預金を有するものは一九八組合で三分の二以上の預金を有する。夫れ故に、比較的多額の預金を有する者が多いことを知るべきである。

四、地方別預り金高 此等の預り金は如何なる方面より集まつたものが多いか
を見ると、次の表の通りである

預金地方別調

信 聯	昭 和 五 年	昭 和 三 年	昭 和 五 年	昭 和 三 年	昭 和 五 年	昭 和 三 年	昭 和 五 年	昭 和 三 年
	三月 末 日 現在	三月 末 日 現在	三月 末 日 現在	三月 末 日 現在	三月 末 日 現在	三月 末 日 現在	三月 末 日 現在	三月 末 日 現在
北海道	四七、七二六	四一、六三二	二、一八六、〇七〇	二、三五四、〇一九	八、七五五、四八六	二、四七四、七五五	一、一七九、二四四	三九、四九七
青森	九八、七七三	五、〇三三	四九三、九一九	三三、二六六	八四三、六〇一	六二、二四四	八二九、八四六	六九、〇〇〇
岩手	一、八四五	一四、〇六一	一七四、一四五	一三四、四九五	六七一、七〇七	三三、〇三五	三、二四九、二七三	八九、〇八一
宮城	二六、四一七	七、七三〇	四六七、一一一	二九、六二五	五八三、五二六	五七、〇三三	二、五〇〇、三三三	三、五四九、三三三
秋田	一〇三、七六六	五三、八五〇	四、〇五九	四、一四〇	一、九六二、七八八	四八九、四三七	六五、七二八	三九、〇二五
山形	六二、七六九	三六、三六四	五三、九四一	五八、八三九	五七五、二五九	二七五、八五七	七八五、三九三	三二、七九四
福島	八九、三三三	二八五、五六六	三、八三九	一七、一五三	一、二七〇、三三三	四二六、七三三	六〇、二六六	七三、〇九七
茨城	三三、四八七	三、三三三	五八三、一六六	一、三三四、四〇八	七二七、九五五	五八、三三九	八四、六八〇	一四六、三四六
栃木	二七、七九一	五四、二二五	三六、七七〇	一一、二四三	三三四、八七六	六〇七、〇六五	一四七、八九四	三七五、八八八
群馬	一七、七三〇	七〇、二〇三	一、六〇七、五九三	六六九、五三四	二九、六三三	三六九、五〇七	三九、七六四	六三、七五一
埼玉	一、六九七、三三三	一、〇六七、三三三	一一、二六三	七〇、五六六	四、六四二、三三七	二三五、四〇九	一、九二六	八、一〇一
千葉	三六〇、八四二	三三七、六二六	一三四、五四七	一五、七三三	九六六、七〇〇	一一六、〇七九	五、一〇一、〇〇〇	三、五〇三、〇〇〇
信 聯	現在	現在	現在	現在	現在	現在	現在	現在
東京	二、一八六、〇七〇	二、三五四、〇一九	二、三五四、〇一九	二、三五四、〇一九	八、七五五、四八六	二、四七四、七五五	一、一七九、二四四	三九、四九七
神奈川	四九三、九一九	三三、二六六	三三、二六六	三三、二六六	八四三、六〇一	六二、二四四	八二九、八四六	六九、〇〇〇
新潟	一七四、一四五	一三四、四九五	一三四、四九五	一三四、四九五	六七一、七〇七	三三、〇三五	三、二四九、二七三	八九、〇八一
富山	四六七、一一一	二九、六二五	二九、六二五	二九、六二五	五八三、五二六	五七、〇三三	二、五〇〇、三三三	三、五四九、三三三
石川	四、〇五九	四、一四〇	四、一四〇	四、一四〇	一、九六二、七八八	四八九、四三七	六五、七二八	三九、〇二五
福井	五三、九四一	五八、八三九	五八、八三九	五八、八三九	五七五、二五九	二七五、八五七	七八五、三九三	三二、七九四
山梨	三、八三九	一七、一五三	一七、一五三	一七、一五三	一、二七〇、三三三	四二六、七三三	六〇、二六六	七三、〇九七
長野	五八三、一六六	一、三三四、四〇八	一、三三四、四〇八	一、三三四、四〇八	七二七、九五五	五八、三三九	八四、六八〇	一四六、三四六
岐阜	三六、七七〇	一一、二四三	一一、二四三	一一、二四三	三三四、八七六	六〇七、〇六五	一四七、八九四	三七五、八八八
静岡	一、六〇七、五九三	六六九、五三四	六六九、五三四	六六九、五三四	二九、六三三	三六九、五〇七	三九、七六四	六三、七五一
愛知	一一、二六三	七〇、五六六	七〇、五六六	七〇、五六六	四、六四二、三三七	二三五、四〇九	一、九二六	八、一〇一
三重	一三四、五四七	一五、七三三	一五、七三三	一五、七三三	九六六、七〇〇	一一六、〇七九	五、一〇一、〇〇〇	三、五〇三、〇〇〇
滋賀	二、三五四、〇一九	二、三五四、〇一九	二、三五四、〇一九	二、三五四、〇一九	八、七五五、四八六	二、四七四、七五五	一、一七九、二四四	三九、四九七
京都	三三、二六六	三三、二六六	三三、二六六	三三、二六六	八四三、六〇一	六二、二四四	八二九、八四六	六九、〇〇〇
大阪	一三四、四九五	一三四、四九五	一三四、四九五	一三四、四九五	六七一、七〇七	三三、〇三五	三、二四九、二七三	八九、〇八一
兵庫	二九、六二五	二九、六二五	二九、六二五	二九、六二五	五八三、五二六	五七、〇三三	二、五〇〇、三三三	三、五四九、三三三
奈良	四、一四〇	四、一四〇	四、一四〇	四、一四〇	一、九六二、七八八	四八九、四三七	六五、七二八	三九、〇二五
和歌山	五八、八三九	五八、八三九	五八、八三九	五八、八三九	五七五、二五九	二七五、八五七	七八五、三九三	三二、七九四
鳥取	一七、一五三	一七、一五三	一七、一五三	一七、一五三	一、二七〇、三三三	四二六、七三三	六〇、二六六	七三、〇九七
島根	一、三三四、四〇八	一、三三四、四〇八	一、三三四、四〇八	一、三三四、四〇八	七二七、九五五	五八、三三九	八四、六八〇	一四六、三四六
岡山	一一、二四三	一一、二四三	一一、二四三	一一、二四三	三三四、八七六	六〇七、〇六五	一四七、八九四	三七五、八八八
広島	六六九、五三四	六六九、五三四	六六九、五三四	六六九、五三四	二九、六三三	三六九、五〇七	三九、七六四	六三、七五一
山口	七〇、五六六	七〇、五六六	七〇、五六六	七〇、五六六	四、六四二、三三七	二三五、四〇九	一、九二六	八、一〇一
徳島	一五、七三三	一五、七三三	一五、七三三	一五、七三三	九六六、七〇〇	一一六、〇七九	五、一〇一、〇〇〇	三、五〇三、〇〇〇
香川	一、一七九、二四四	一、一七九、二四四	一、一七九、二四四	一、一七九、二四四	八、七五五、四八六	二、四七四、七五五	一、一七九、二四四	三九、四九七
愛媛	八二九、八四六	八二九、八四六	八二九、八四六	八二九、八四六	六九、〇〇〇	六九、〇〇〇	六九、〇〇〇	六九、〇〇〇
高知	三、二四九、二七三	三、二四九、二七三	三、二四九、二七三	三、二四九、二七三	八九、〇八一	八九、〇八一	八九、〇八一	八九、〇八一
福岡	二、五〇〇、三三三	二、五〇〇、三三三	二、五〇〇、三三三	二、五〇〇、三三三	三、五四九、三三三	三、五四九、三三三	三、五四九、三三三	三、五四九、三三三
佐賀	六五、七二八	六五、七二八	六五、七二八	六五、七二八	三九、〇二五	三九、〇二五	三九、〇二五	三九、〇二五
長崎	七八五、三九三	七八五、三九三	七八五、三九三	七八五、三九三	三二、七九四	三二、七九四	三二、七九四	三二、七九四
熊本	六〇、二六六	六〇、二六六	六〇、二六六	六〇、二六六	七三、〇九七	七三、〇九七	七三、〇九七	七三、〇九七
大分	八四、六八〇	八四、六八〇	八四、六八〇	八四、六八〇	一四六、三四六	一四六、三四六	一四六、三四六	一四六、三四六
宮崎	一四七、八九四	一四七、八九四	一四七、八九四	一四七、八九四	三七五、八八八	三七五、八八八	三七五、八八八	三七五、八八八
鹿児島	三九、七六四	三九、七六四	三九、七六四	三九、七六四	六三、七五一	六三、七五一	六三、七五一	六三、七五一
鹿兒島	三九、七六四	三九、七六四	三九、七六四	三九、七六四	六三、七五一	六三、七五一	六三、七五一	六三、七五一
沖縄	一、九二六	一、九二六	一、九二六	一、九二六	八、一〇一	八、一〇一	八、一〇一	八、一〇一
計	五、一〇一、〇〇〇	五、一〇一、〇〇〇	五、一〇一、〇〇〇	五、一〇一、〇〇〇	三、五〇三、〇〇〇	三、五〇三、〇〇〇	三、五〇三、〇〇〇	三、五〇三、〇〇〇

本表に據ると、道府縣の間に於て、預金額に甚だしき差違がある。最も少なき府縣は昭和五年三月末日現在に於て岩手の一、八四五圓で、沖繩縣の一、九二六圓は之に亞ぐ、最も多いのは滋賀縣の八、七五四、四八六圓で、山口縣の四、六四二、三四七圓は之に亞ぐのである。概して貯金多き府縣は中央金庫への預金多く、貯金少なき府縣に於て預金少なき傾向は明である。

第四項 爲替業務

中央金庫の爲替業務は今日までの所、代金取立の取扱に過ぎないが、昭和四年四月一日より同五年三月末日までの間に於て、中央金庫の行つた同業務の分量は次の通りである。

中央金庫の爲替業務

事務所名	(イ) 各地に 向け た 分		(ロ) 各地より 受 け た 分	
	昭 和 三 年 度	昭 和 四 年 度	昭 和 三 年 度	昭 和 四 年 度
本 所	件数 一、一〇七	金額 五、四六六、二四四	件数 一、九四三	金額 四、六七〇、九七三
	件数 一、一〇七	金額 五、四六六、二四四	件数 一、六四四	金額 六、三七四、八八八
	件数 一、一〇七	金額 五、四六六、二四四	件数 二、八〇六	金額 五、七六六、五〇二
	件数 一、一〇七	金額 五、四六六、二四四	件数 四、七四九	金額 一〇、三四七、四七三

大阪支所	一、〇三九	一、三六二、四六九	三、一九七	三、六三三、七〇〇	四、〇九四	四、八三三、八五五	八、〇八三	六、六五六、五五九	一一、三六〇	一〇、三六九、三〇九
計	二、二四六	六、八五〇、六六三	五、四〇〇	八、〇〇三、七〇〇	七、七六八	二二、〇〇〇、七〇〇	一〇、〇八三	二二、三三三、〇七一	一五、〇一〇	二〇、六三六、八三三

備考 事業分量の本所及大阪支所分の合計が計に合はないのは圓位以下の金額があるからである

本表に依ると、各地より受けた分の方が、各地向けのものよりは可なり多く、昭和三年度に於ては本所の取扱高は大阪支所のそれに比して多いが、昭和四年度の取扱高につきては、本支所の間には殆ど差違がない状況である。此の業務に付ては將來の發達を期待する。

第四節 産業組合中央金庫の餘裕金

産業組合中央金庫は其の拂込資本金(昭和五年三月末日に於て二六、二四〇、九六〇圓)と準備金其の他の積立金(合計一、九九一、九四六圓)を所有資金と爲し、諸預り金(四一、〇一二、六〇三圓)を得たる外、産業債券の發行に依りて資源を豊富ならしめて居るが、其の外に借入金も時に依つて可なり補充的働きを爲すこともある。

産業債券は未だ嘗て一般市場に於て募集したことなく、又賣出をしたこともない、全く大藏省預金部の低利資金を得る爲發行を爲したに過ぎない。而して最初の發行は大正十四年十二月で其の金額は三十萬圓であつた。第二回は同十五年三月で金額三十萬圓であつた。其の後は低利資金供給の増加に伴ひ、同十五年及昭和元年度には三回に五百三十萬圓、昭和二年度には八回に二千五百二十萬圓、同三年には八回に千四百三十萬圓、同四年には十六回に二千四百十五萬圓を發行し、券面金額は少なきは一枚一萬圓、多きは百四十萬圓のものもある。償還年限は何れも短い、最も短いもので七ヶ月十二日、最も長いものは五ヶ年である。中央金庫は五ヶ年以上の長期又は中期貸付を行はないから、かく債券の期限も五年に打切つたものであらう。償還金高は大正十五年度及昭和三年度に三百萬圓、昭和二年度に千二百三萬圓、昭和三年度に千二百萬圓、昭和四年中に千八百三十一萬圓の償還を行つて居るが故に、昭和五年三月末現在に於ては二千四百二十一萬圓を残して居る。中央金庫創立以來の發行高、償還高、流通高及年度末現在高を表示すると次の通りである。

産業債券の發行償還及流通高表

區別	大正十四年度		同十五年度		昭和二年度		昭和三年度		昭和四年度	
	回数	金額	回数	金額	回数	金額	回数	金額	回数	金額
發行 一般募集	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
行賣 其他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
流通 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高償還 年度末現在	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高償還 年度末現在	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考 中央金庫業務報告より計算

本表に依ると、産業債券は年々多く發行せられ、年度末現在高を多くしつゝあることは明である。こは貸出業務につき説明した際に言及した特別資金の増加に依るものであつて、昭和四年度末に於ては養蠶應急舊債借替米作者應急中小商工業者應急霜害救済等の爲にするものが其の主要なるものであるが、此等貸出金の合

計は同年度末に於て一〇、一九九、六〇六圓である。

中央金庫は其の業務執行中借入を爲すこともあるが、今日までの所年度内に決済を爲すのが常であつた。左に年度内に於ける借入高及償還高を表示する。

中央金庫借入高及償還高調

區別	大正十三年度	同十四年度	同十五年度及昭和元年度	昭和二年度	昭和三年度	昭和四年度
前年度末現在	—	—	—	—	—	—
當年度内借入金	—	—	—	—	—	—
當年度内償還金	—	—	—	—	—	—
年度末現在	—	—	—	—	—	—

備考 昭和四年度内借入金及償還高の内大阪支所のは一、一〇〇、〇〇〇圓で、本所のは一〇、六八〇、〇〇〇圓である

上來記述した拂込資本金諸積立金預り金産業債券及借入金の外に尙取引關係から生ずる資本があり得る。

右の資本金を以て中央金庫は、貸出に仕向けるのであるが、同金庫は常に多額の

餘裕金を有する。此の餘裕金は信用組合の如く預ケ金有價證券及現金として存在する。

一、預ケ金 中央金庫の預ケ先として許されて居る所は、大藏省預金部郵便局及大藏大臣の認可したる銀行である。これ以外には餘裕金の運用として所屬せざる組合及聯合會に對する貸出金があるが、これは已に貸出業務の際に述べた通りである。左に預ケ金の預ケ先及年度内に於ける動きを観察しよう。

中央金庫預金及預ケ先調

區別	前年度末現在		年度内預ケ入		年度内引出		年度末殘高
	枚	金額價	枚	金額價	枚	金額價	
預金部							
郵便局							
銀行							
計	一七、二五〇、八二二	三三八、一七九、八四九	三二七、一〇二、六七三	三三三、八四三、一六一	三一、五五一、一二六	三一、五八七、五〇〇	三六、三七三

備考 第七年度中央金庫業務報告に依る

本表に依ると、預ケ金額の昭和四年度末殘高は前年度末のそれに比して、巨額の

増加を來して居る。これは預り金及産業債券に依る入金額の増加の外に、貸出金高が著しく減少した爲である。中央金庫は是に於て餘裕金の運用上甚だ困難の立場に在ることを察すべきである。

二、有價證券 中央金庫は其の餘裕金運用の爲に法律上國債證券及地方債證券(公債)以外のものを購入することは出来ないから、有價證券は右の兩種以外のものを有しない。左に昭和四年度始現在、年度内の移動並に年度末現在額を表記しよう。

中央金庫所有有價證券調

種類	前年度末現在		年度内買入		年度内處分		年度末現在	
	枚	金額價	枚	金額價	枚	金額價	枚	金額價
五分利國庫債券	七三	六四六、七〇〇 <small>圓</small>	一七、一三〇、〇〇〇 <small>圓</small>	七五	六六〇、〇〇〇 <small>圓</small>	一七、一三〇、〇〇〇 <small>圓</small>	七三	六四六、七〇〇 <small>圓</small>
大藏省證券			二	一〇〇、〇〇〇	二	一〇〇、〇〇〇		
米穀證券			五、〇〇二、五〇〇、五〇〇、三六	四、七二〇、七〇五、一三三、二四六	四、七二〇、七〇五、一三三、二四六	五、〇〇二、五〇〇、三六		
國債證券計	七三	六四六、七〇〇	七、九四、〇〇、五、六三、九二、四四一	四、九四二、九三五、一、九三、八三七、三八三	四、九四二、九三五、一、九三、八三七、三八三	七、九四、〇〇、五、六三、九二、四四一	七三	六四六、七〇〇

地方債證券	六、七〇二、四一三、四〇〇	一、四〇〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	九三三、二六三、〇〇〇	一、〇〇一、六九、九六六	五、五三八、二四、六九六	一〇、三三三、〇〇〇
合計	六、七〇二、四一三、四〇〇	一、四〇〇、〇〇〇、〇〇〇	七、一〇二、四一三、四〇〇	—	九三三、二六三、〇〇〇	一、〇〇一、六九、九六六	五、五三八、二四、六九六	一〇、三三三、〇〇〇

是に於て中央金庫の資金及其の運用の關係を表記すると左の通りである。

中央金庫資金關係表

資金の種類	第一年度		第二年度		第三年度		第四年度		第五年度		第六年度		第七年度	
	金額	種別	金額	種別	金額	種別	金額	種別	金額	種別	金額	種別	金額	種別
所有諸積立金	八、〇〇〇、〇〇〇	—	一四、三〇〇、〇〇〇	—	一九、三〇〇、〇〇〇	—	三二、一五五、八〇〇	—	三三、七三三、六〇〇	—	二〇、四四五、七〇〇	—	二六、二〇〇、九〇〇	—
借入金	—	六、〇九三	—	六、四八、三六〇	—	一、三〇三、八六三	—	七、八六三、五〇〇	—	二二、三〇五、〇〇〇	—	三六、六三三、四九六	—	四〇、一〇二、二〇〇
資本	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	八、〇〇〇、〇〇〇	六、〇九三	一四、三〇〇、〇〇〇	六、四八、三六〇	一九、三〇〇、〇〇〇	一、三〇三、八六三	三二、一五五、八〇〇	七、八六三、五〇〇	三三、七三三、六〇〇	二二、三〇五、〇〇〇	三六、六三三、四九六	二〇、四四五、七〇〇	二六、二〇〇、九〇〇	四〇、一〇二、二〇〇
運賃	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
預出金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	八、〇〇〇、〇〇〇	六、〇九三	一四、三〇〇、〇〇〇	六、四八、三六〇	一九、三〇〇、〇〇〇	一、三〇三、八六三	三二、一五五、八〇〇	七、八六三、五〇〇	三三、七三三、六〇〇	二二、三〇五、〇〇〇	三六、六三三、四九六	二〇、四四五、七〇〇	二六、二〇〇、九〇〇	四〇、一〇二、二〇〇

小計	八、〇五、一六五	一五、四七、七三七	三三、〇〇、三三七	三三、六八、四二八	三三、〇三、七六一	四四、〇〇、一六六	九五、一〇、七三〇
備品	九、八二四	一六、六九四	一九、三三八	二〇、五九八	一六、九三二	二二、八九四	三三、八三三

備考 各年度産業組合中央金庫業務報告書に據る

此の表に依ると、産業組合中央金庫の所有資本金は最初の三年間迄政府出資の拂込に依りて著しく増加したが、最近二三年間は所屬組合及聯合會の拂込のみが重要なものであるから、其の増加歩合の寧ろ少くなつたことを注意すべく、之に反して借入資本金は産業債券の發行高及預り金の増加著しく、一千萬圓乃至二千萬圓の増加を示して居る。殊に預り金は最初は殆ど言ふに足らないものであつたが、昭和二年(第四年度)の財界動亂を轉機として中央金庫に對する信用加はり、急激の増加を觀た。若し第三年度の預り金を一〇〇とすれば、第四年度は六〇三、第五年度は一、六三五、第六年度は二、九六五、第七年度は三、一四八であるから僅々四年間に三十一倍となつたのである。夫れ故に此の預金を貸出四千九百三十八萬餘圓に對比すると、八百餘萬圓餘を不足するに過ぎないから、産業債券を以て得たる資金の大

半も、所有資本金の全額即ち資金總額より預金を控除した残額(五千二百四十萬圓)は殆ど全部預け金及有價證券(此合計は四千五百六十萬圓である)となつて餘裕金を構成すると言ふても餘り大なる差支はない。こは貯金多き府縣の信用組合聯合會及信用組合等の資金に餘裕多くなつた爲であつて、中央金庫は此等餘裕ある地方の資金を餘裕なき地方に思切つて貸出を爲すか、又は新なる貸出業務に進出するに非らざる限りは、貸出業務の發達は容易でないことを證明するものと謂ふことが出来る。此の點は中央金庫當局者の最も苦心を要する所であつて、此の貸出の途を發見せざる限りは、預り金も政府の低利資金も敢て歡迎せざるが如き事情の生ずる原因である。是に於てか産業組合界全體に對する金融事情に就いて更に廣く考慮を拂はなければならぬ。

第五節 組合金融の金利

組合金融には信用組合、信用組合聯合會、寧ろ信用聯合會及産業組合中央金庫の三階段があつて、三者協力相聯絡して互に其の領域を尊重しつゝ、相補充し合ひつ

つ結局に於て組合員に對し金融上の便宜を圖るが爲に存在する。而して此等三階段のみの力を以て組合金融一切の問題を解決し得るものならば、信用組合として其の調節力の許す範圍内に於て貯金利子を安くし、貸付利子を低くすればよく、信用組合聯合會は其の存在の許さるゝ範圍に於て、組合の餘裕資金を安く預り、之を他の組合に安い利子を以て貸付くればよい。聯合會は組合全體の資金の動きよりは遙に少額の資金の運用額を以て此の調節の働きを爲し得べきを以て、資金の負擔すべき費用は之を組合資金の總額に割當て、見れば平均に於て甚だ少額でなければならぬ。同様に中央金庫は信用組合聯合會の動かす資金に比すると更に少額の資金を以て其の需給の調節に任ずべき筈であるから、其の調節の費用は之を信用組合聯合會の總體の資金に割當てると平均に於て甚だ少額でなければならぬ。随つて中央金庫の資金調節の費用の全組合資金に課せられる所は、信用組合聯合會のそれよりも少ないに相違ない。信用組合の資金の費用は、組合に於ける費用に聯合會及中央金庫に於ける費用の分擔分を加算したものである。而も聯合會及中央金庫の費用は組合金融の上に於ては缺くべからざるものではなく、組合

限りにて資金需給の調節が出来れば、組合に於ける費用のみにて足る譯であり、調節の爲に聯合會を要するならば、組合の費用に聯合會に於ける資金の費用の分擔分を加算したものに足る譯である。是に於てか、信用組合は出来る限りの努力を以て外部より資金を求めず、又外部に資金の放出を必要とせなければ内部關係のみで如何様にも調節が可能であると同時に、貸付利子は出来るだけ安くしながら適當な利子を貯金に附することが出来るし、組合の経費を節約すれば節約する程貯金利子と貸付利子の開きを少なくすることが出来る。又所有資金に對する利子の要求が小なるに随つて兩利率(貸付及貯金利率)の開きを狭くすることも可能になるのである。然るに前にも述べた通り、個々の組合は組合限りに於ては資金調節の力なく、貯金多きに過ぐるときは其の運用を他に求めねばならない、貸付金の多くを要するときは資金を外部に求めねばならない、此の貯金を受け又は貸付資金を提供するものが信用組合聯合會限であつて、此の聯合會の經營費が少なくて済む場合に於ては、其の貸付金の金利と貯金の金利の開きを出来る限り狭くして組合の便宜を圖り得ることは勿論である。而も實際に於ては中央金庫に至りて調節

の必要がある。若し中央金庫限りに於て此の調節が出来れば、中央金庫は思ひの儘に貸付金利を低くし、之に應じて貯金利子を定め得る。然るに實際に於ては、中央金庫も資金に餘裕を生ずれば外部に於て運用を要する。資金不足ならば、外部から資金を求めなければならぬ。運用は出来るだけ高利なるを欲するが、相手方の利用の範囲があるから高くはならず、借入資金は必ずしも低利を以て受け得るとは限らない。僅に特別資金を求めて漸く其の調節に任ずることが出来るから、中央金庫の思ひの儘に金利を定むることは不可能になる。夫れ故に組合金融と組合のみの實力を以て運用することの可能なる時代が到來せざる限りは、一國內に於ける金融市場と聯絡がなければならず、而も中央金庫は金融の中央市場に存在するが故に中央銀行の貸付又は割引利率若は市場貯金利率の範囲内に於て其の貸出利率及貯金利率を定めなければならぬ。若し市場貯金利率より高く其の貯金利率を定むるならば、貯金が集まり過ぎて之を運用するに困難となり、貯金利率を放外に低く定むるならば、貯金は中央金庫に集まり得ない。貸出利率に於ても市場利率に比して高率を課するとすれば、資金の需要が中央金庫に來らず、餘りに低きに過ぐ

るときは其の要求に應じ切れなくなる。信用組合聯合會に於ても同様であつて、其の所在地に於ける金融市場と鈞合を保有することが必要になる。唯中央金庫の勢力の及ぶ範圍が濃い場合に其の實力に従つて金利を定め得る關係に在るに過ぎない。而してかゝる金利關係に依る金融統制の下に於ては、貸出利率は中央金庫に於て最も低く、信用組合聯合會に於て之に次ぎ、個々の組合に於て比較的高くなり、貯金利率に付ても貸付金利子の高い限りに於て組合に於て高く、信用組合聯合會に於て幾分低く、中央金庫に於て最も低くなるのである。かくせざれば組合金融上の金利統制は困難になること前述の通りである。又組合の貸付金期間の如きは、組合員の需要に應じて用途に適應する限り或は長く或は短く之を定めて各種各様であることは信用組合經營の實際上の要求に應ずる爲に必要條件である。信用組合聯合會に於ては特別の目的を達せむとの意圖を有しない限りは、一々の組合の一々の用途に應ずる爲に期限を定むることよりは、組合内部の關係に於て資金調節を爲し得なかつた其の餘分を聯合會の力に依つて調節するものであるから、原則上聯合會の定めた期限に依つて短期信用を與へることになり、中央金庫に於て

は愈々短期資金と爲すべき必要がある。こは組合の金融統制上必要なる金利を定むる一原則に外ならない。然らば我が國の中央金庫及信用組合聯合會は、組合の貸付利率及貯金利率に對して如何なる關係に立つものなるかを觀るの必要がある。先づ信用組合聯合會のそれから觀察を試みよう。

一、信用組合聯合會の貸付利率及貯金利率 全國信用組合聯合會の貸付利率は近時低落の傾向を示めして居る。昭和二年及三年に於ける利子の變遷を見ると大體保合のものもあるが、普通利子に於ては多少の低落を示めして居る。即ち最高貸付金利率に於ては昭和二年一割一分の沖繩縣を最高とし、一割六厘の鹿兒島縣、一割三厘の愛媛縣それに次ぎ、其の他一割の府縣は北海道東京神奈川愛知大阪の一道二府二縣であるが、昭和三年に於て、沖繩の一割一分は其の儘持續して居るも、一割の貸付利率を有するものは北海道神奈川京都の一道一府一縣である。最低利子の最高は昭和二年に於て岩手及大分の八分八厘、宮城青森及鹿兒島の八分四厘であるが、昭和三年に於ては岩手の八分七厘、和歌山及大分の八分四厘があるのみで、他は七分八厘以下である。普通利子の最高は昭和二年に於て沖繩の一割で、鹿兒島

の九分五厘、茨城、群馬、京都、熊本の九分一厘等之に次ぐ。昭和三年に於ては沖繩の九分五厘を最高とし、茨城の九分一厘、岡山の八分八厘、熊本の八分七厘等が之に次ぐのである。此等の數字上の比較に於ては、最高、最低及普通の三利子歩合を通じて其の高きもの、道府縣數は昭和三年に於て昭和二年のそれに比して著しく其の數を減じた許りでなく、最高利子其のもの、絶對的低下を來して居る之を最低利子の關係に見ると、又同様の傾向がある。即ち最高利子の最低なるものは、昭和二年に奈良、山口兩縣の八分、青森、宮城、埼玉、新潟、滋賀の八分四厘に對し、同三年に和歌山の七分五厘、山口の七分八厘、埼玉、滋賀の八分、奈良の八分一厘、福島、青森、宮城、千葉、新潟、佐賀、大分、宮崎の八分四厘の如く利子低下の勢を示して居る。最低利子の最低に於ては、昭和二年と昭和三年との間に大差がないが、普通利子の最低は昭和二年に於ては、栃木の五分九厘、新潟の六分、東京の六分四厘、福岡の七分二厘のもの、昭和三年に於ては、栃木の五分九厘、福岡の六分一厘、千葉の六分二厘、和歌山の六分五厘、山口の六分六厘、奈良、京都の六分七厘、埼玉、東京、神奈川、大阪、兵庫の六分九厘の如く一般的に低下の傾向を看取し得る。即ち最高利子に於て著しき低下を觀たるのみならず、普通利子に於ても同様の傾向が著しいのであるから、信用組合聯合會の利子低下は極めて明瞭である。此の關係は貯金利率に於ても同様である。故に貸付金及貯金の利子歩合に付昭和二年及同三年の比較表を示さう。

ならず、普通利子に於ても同様の傾向が著しいのであるから、信用組合聯合會の利子低下は極めて明瞭である。此の關係は貯金利率に於ても同様である。故に貸付金及貯金の利子歩合に付昭和二年及同三年の比較表を示さう。

信用組合聯合會の貸付利率及貯金利率表 (第二十五次産業組合要覽)

地方	貸付金利率			貯金利率			昭和二三年の差		貸付利率と貯金利率の差			
	最高	最低	普通	最高	最低	普通	貸付利率の差	貯金利率の差	昭和二年	昭和三年	最高	普通
一 北海道	二〇・〇	一〇・〇	八・七	七・五	五・八	四・七	〇	〇	二・五	二・九	二・五	三・六
二 青森	八・四	八・四	六・三	七・三	六・六	四・四	〇	〇	一・一	一・八	一・一	三・三
三 岩手	九・五	八・七	八・七	八・〇	七・〇	五・八	〇・八	〇・一	一・五	一・五	一・七	二・九
四 宮城	八・四	八・四	六・〇	八・五	七・五	六・六	〇	〇	一・〇	〇・九	〇・九	一・一
五 秋田	八・八	八・八	七・三	八・〇	七・三	五・五	〇	〇	〇・二	〇・二	〇・二	一・一
六 山形	九・一	八・八	五・八	八・〇	六・三	五・一	〇	〇	〇・八	〇・七	〇・七	一・二
七 福島	八・五	八・三	五・九	八・〇	六・〇	三・三	〇・三	〇・二	〇・五	〇・五	〇・五	二・五
八 茨城	九・八	九・九	四・九	九・一	七・五	四・七	〇・一	〇	一・〇	一・〇	一・〇	二・六

九榑	八・八	八・七	五・九	五・九	八・八	五・九	七・〇	六・〇	〇・一	二・九	一・八	三・〇	二・七	〇・一	二・七	〇・一	九
一〇群	九・九	九・五	五・四	五・四	九・一	七・七	九・五	六・五	〇・四	一・四	〇・四	〇・七	〇・七	〇・四	〇・七	〇・四	一・一
二崎	八・四	八・〇	七・六	六・八	八・〇	六・九	七・〇	六・二	〇・四	一・一	〇・八	〇・七	〇・七	〇・四	〇・七	〇・四	一・一
三東	八・八	八・四	五・〇	五・〇	八・三	六・二	七・五	七・五	〇・四	一・一	〇・八	〇・七	〇・七	〇・四	〇・七	〇・四	一・一
一四神奈	一〇・〇	一〇・〇	五・五	五・五	六・四	六・九	七・三	六・七	〇・四	一・一	〇・八	〇・七	〇・七	〇・四	〇・七	〇・四	一・一
一五新	八・四	八・四	六・〇	六・〇	八・〇	六・九	七・〇	七・〇	〇・四	一・一	〇・八	〇・七	〇・七	〇・四	〇・七	〇・四	一・一
一六富	八・七	八・七	六・二	六・二	八・四	七・六	七・五	六・三	〇・四	一・一	〇・八	〇・七	〇・七	〇・四	〇・七	〇・四	一・一
一七石	九・一	八・八	七・五	七・五	八・七	八・二	八・三	八・〇	〇・三	一・〇	〇・五	〇・八	〇・七	〇・四	〇・七	〇・四	一・一
一八福	九・一	九・一	七・七	七・七	八・〇	八・三	八・三	八・〇	〇・三	一・〇	〇・五	〇・八	〇・七	〇・四	〇・七	〇・四	一・一
一九山	九・〇	九・〇	六・二	六・二	七・六	七・六	七・〇	七・〇	〇・三	一・〇	〇・五	〇・八	〇・七	〇・四	〇・七	〇・四	一・一
二〇長	九・一	八・八	五・九	五・九	八・三	八・三	八・三	八・〇	〇・三	一・〇	〇・五	〇・八	〇・七	〇・四	〇・七	〇・四	一・一
二一岐	九・一	八・八	七・七	七・七	八・三	八・三	八・三	八・〇	〇・三	一・〇	〇・五	〇・八	〇・七	〇・四	〇・七	〇・四	一・一
二三靜	八・八	九・五	七・三	六・二	八・三	八・三	七・二	七・〇	〇・三	一・〇	〇・五	〇・八	〇・七	〇・四	〇・七	〇・四	一・一
二四三	八・五	八・五	五・九	五・九	七・五	七・五	七・五	七・〇	〇・三	一・〇	〇・五	〇・八	〇・七	〇・四	〇・七	〇・四	一・一
二五滋	八・四	八・〇	四・八	四・八	八・〇	七・三	七・〇	六・七	〇・三	一・〇	〇・五	〇・八	〇・七	〇・四	〇・七	〇・四	一・一

二六京	九・九	一〇・〇	五・七	五・七	九・一	六・七	七・五	七・三	二・九	〇・二	二・四	〇・二	〇・八	二・四	〇・二	〇・七	二・六
二七大	一〇・〇	八・五	五・九	五・九	八・五	六・九	八・五	六・五	四・四	一・〇	一・五	〇・五	〇・六	一・五	〇・七	〇・七	二・七
二八兵	九・五	九・一	五・九	五・九	八・〇	六・九	八・〇	六・五	四・四	一・〇	一・五	〇・五	〇・六	一・五	〇・七	〇・七	二・七
二九奈	八・〇	八・〇	五・五	五・五	七・八	六・七	七・〇	六・五	四・四	一・〇	一・五	〇・五	〇・六	一・五	〇・七	〇・七	二・七
三〇和歌	八・八	七・五	七・三	八・四	八・〇	六・七	八・〇	七・五	四・四	一・〇	一・五	〇・五	〇・六	一・五	〇・七	〇・七	二・七
三一島	九・九	九・八	五・七	五・七	八・八	八・一	八・〇	七・五	四・四	一・〇	一・五	〇・五	〇・六	一・五	〇・七	〇・七	二・七
三二局	九・九	九・八	五・七	五・七	八・八	八・一	八・〇	七・五	四・四	一・〇	一・五	〇・五	〇・六	一・五	〇・七	〇・七	二・七
三三岡	九・九	九・八	五・七	五・七	八・八	八・一	八・〇	七・五	四・四	一・〇	一・五	〇・五	〇・六	一・五	〇・七	〇・七	二・七
三四廣	九・九	九・八	五・七	五・七	八・八	八・一	八・〇	七・五	四・四	一・〇	一・五	〇・五	〇・六	一・五	〇・七	〇・七	二・七
三五山	八・八	八・八	六・二	六・二	八・八	八・一	八・〇	七・五	四・四	一・〇	一・五	〇・五	〇・六	一・五	〇・七	〇・七	二・七
三六德	八・八	八・八	五・八	五・八	八・八	八・一	八・〇	七・五	四・四	一・〇	一・五	〇・五	〇・六	一・五	〇・七	〇・七	二・七
三七香	九・〇	八・八	五・八	五・八	八・八	八・一	八・〇	七・五	四・四	一・〇	一・五	〇・五	〇・六	一・五	〇・七	〇・七	二・七
三八愛	一〇・三	九・五	七・八	五・五	八・四	七・七	七・八	六・八	四・七	一・三	一・八	〇・八	〇・七	一・三	〇・六	一・七	二・六
三九高	九・一	八・八	七・三	五・五	八・四	七・七	七・八	六・八	四・七	一・三	一・八	〇・八	〇・七	一・三	〇・六	一・七	二・六
四〇福	九・二	八・八	七・三	五・五	八・四	七・七	七・八	六・八	四・七	一・三	一・八	〇・八	〇・七	一・三	〇・六	一・七	二・六
四一佐	八・五	八・四	六・〇	六・〇	八・〇	七・二	七・三	六・七	四・〇	一・一	一・六	〇・九	〇・八	一・三	〇・六	一・七	二・六
四二長	九・一	八・四	六・六	五・八	八・〇	七・五	七・五	六・八	四・七	一・三	一・八	〇・八	〇・七	一・三	〇・六	一・七	二・六

四三熊	本	九・六	九・二	六・〇	六・〇	九・一	八・七	七・五	七・〇	四・七	四・三	五・六	四・八	〇・五	〇・四	〇・五	〇・八	二・一	三・五	二・二	三・九	四・三
四四大	分	八・八	八・四	八・八	八・八	八・四	八・四	七・〇	六・六	五・五	五・五	五・五	五・五	〇・四	〇・四	〇・四	〇	一・八	三・三	一・八	二・九	四・四
四五宮	崎	九・一	八・四	五・九	五・八	八・四	八・〇	七・五	六・二	四・七	三・七	六・八	五・五	〇・七	〇・四	一・三	一・三	一・六	一・六	二・二	二・五	四・五
四六鹿	島	二〇・六	九・五	八・四	六・三	九・五	八・〇	七・五	六・五	四・七	三・七	六・四	五・二	一・一	一・五	一・〇	一・三	三・一	三・一	三・〇	二・八	四・六
四七沖	繩	二〇・二	二〇・〇	七・八	七・八	二〇・〇	九・五	七・三	六・二	六・二	五・五	六・二	五・五	〇	〇・五	一・一	〇・七	三・七	三・八	四・八	四・〇	四・七

備考 本表中(一)とあるのは貸付利率が貯金利率よりも低いのを示めす

本表に依り、昭和二年の金利を同三年のそれに比すると、後者の貸付利率及貯金利率共に概して低下の傾向に在り、且貯金利率に於て低下の歩合の大なるを見る。又貸付利率と貯金利率の差を兩年に於ける最高利率と普通利率とを比較すると、昭和二年に於て最高貸付利率と最高貯金利率との差の最も大なるは沖繩の三・七%、鹿兒島の三・二%であるが、多くの府縣に於ては二・〇%の前後のものである、少ないものとしては、福島及静岡の〇・五%であり、而も逆になつて居るものとして宮城の〇・二%がある。昭和三年の貸付最高利率と貯金最高利率との開きの最大なるは沖繩の四・八%、次は神奈川・鹿兒島の三・〇%、最少は和歌山・群馬・長野の〇%と香川の

〇・六%であるが、大體二・〇%前後の開きを有するものが多い。普通利率の貸付及貯金利率に就いて見ると、貸付利率と貯金利率の開きは昭和二年に於て大なるものとして沖繩の三・七%、而も逆になつてゐるものとして新潟の一・二%がある。これは一時的に存在したものであらうが、甚だ大なる開きである。昭和三年に於ては福島縣の五・〇%を最大とし、沖繩の四・〇%、熊本の三・九%、北海道の三・六%之に亞ぎ、最も開きの狭いのは、東京・和歌山の〇・五%で、福岡の〇・六%が之に亞ぐが、栃木縣・兵庫縣の如きは〇・一%だけ貯金利率の高いものもある。然し二・〇%乃至三・〇%内外の開きある府縣は最も普通とすることを知り得る。此の如き關係から大體に於て、金利は貸付に付ても貯金に付ても、昭和二年と三年の間に於て一様に低落したが、寧ろ昭和三年に於て低落の度は高い。之と同時に貸付利率と貯金利率との開きは二年よりも寧ろ三年の方が大きい。是れ當然の結果であつて、貸付利率よりも貯金利率の低下の多いことが此の結果を持ち來したものである。

貸付金利の低落は二重の原因から來て居る。一は一般的金利引下げの結果であり、他は中央金庫の組合金融に對する努力が多少現はれて來た効果である。然らば

中央金庫は如何なる金利政策を採用したのか。
二、中央金庫の貸出最高利率 産業組合中央金庫の貸出最高利率は毎年度始に於て主務大臣の認可を得て之を定めるが、大正十三年來の利率は左表の通りである。

産業組合中央金庫貸出最高利率

種別	認可年月日			備考
	月	日	年	
定期償還貸付	大正十三年三月五日	同	同	×印は尚所屬道府縣區域の信用組合聯合會所定利率以内なること イ、道府縣區域の信用組合聯合會
	同	同	同	
證書貸付	昭和二年四月一日	同	同	×印は尚所屬道府縣區域の信用組合聯合會所定利率以内なること イ、道府縣區域の信用組合聯合會
	同	同	同	
直接貸付	昭和二年三月二十六日	同	同	×印は尚所屬道府縣區域の信用組合聯合會所定利率以内なること イ、道府縣區域の信用組合聯合會
	同	同	同	
直接貸付	昭和二年三月三十日	同	同	×印は尚所屬道府縣區域の信用組合聯合會所定利率以内なること イ、道府縣區域の信用組合聯合會
	同	同	同	
直接貸付	昭和二年三月三十一日	同	同	×印は尚所屬道府縣區域の信用組合聯合會所定利率以内なること イ、道府縣區域の信用組合聯合會
	同	同	同	
直接貸付	昭和二年七月七日	同	同	×印は尚所屬道府縣區域の信用組合聯合會所定利率以内なること イ、道府縣區域の信用組合聯合會
	同	同	同	

手形割引	手形割引			手形割引			備考
	日歩	日歩	日歩	日歩	日歩	日歩	
信用組合聯合會の加入未加のもの	日歩二錢八厘	日歩二錢八厘	日歩二錢八厘	日歩二錢五厘	日歩二錢五厘	日歩二錢五厘	×印は尚所屬道府縣區域の信用組合聯合會所定利率以内なること イ、道府縣區域の信用組合聯合會
	日歩二錢八厘	日歩二錢八厘	日歩二錢八厘	日歩二錢五厘	日歩二錢五厘	日歩二錢五厘	
手形割引	日歩二錢七厘	日歩二錢七厘	日歩二錢七厘	日歩二錢五厘	日歩二錢五厘	日歩二錢五厘	×印は尚所屬道府縣區域の信用組合聯合會所定利率以内なること イ、道府縣區域の信用組合聯合會
	日歩二錢六厘	日歩二錢六厘	日歩二錢六厘	日歩二錢五厘	日歩二錢五厘	日歩二錢五厘	
手形割引	日歩二錢五厘	日歩二錢五厘	日歩二錢五厘	日歩二錢四厘	日歩二錢四厘	日歩二錢四厘	×印は尚所屬道府縣區域の信用組合聯合會所定利率以内なること イ、道府縣區域の信用組合聯合會
	日歩二錢四厘	日歩二錢四厘	日歩二錢四厘	日歩二錢三厘	日歩二錢三厘	日歩二錢三厘	
手形割引	日歩二錢三厘	日歩二錢三厘	日歩二錢三厘	日歩二錢二厘	日歩二錢二厘	日歩二錢二厘	×印は尚所屬道府縣區域の信用組合聯合會所定利率以内なること イ、道府縣區域の信用組合聯合會
	日歩二錢二厘	日歩二錢二厘	日歩二錢二厘	日歩二錢一厘	日歩二錢一厘	日歩二錢一厘	
手形割引	日歩二錢一厘	日歩二錢一厘	日歩二錢一厘	日歩二錢一厘	日歩二錢一厘	日歩二錢一厘	×印は尚所屬道府縣區域の信用組合聯合會所定利率以内なること イ、道府縣區域の信用組合聯合會
	日歩二錢一厘	日歩二錢一厘	日歩二錢一厘	日歩二錢一厘	日歩二錢一厘	日歩二錢一厘	

備考

本表は最高利率であるから、實際に當りてはこれ以下の貸出がない譯ではない。唯公表の自由がないのは已むを得ない。

本表に據ると、中央金庫は創立以來貸出利子を著しく低下したことは事實である。

る。即ち大正十三年創立の年には最高貸出利率を年利七分九厘としたるもの、同十五年に七分七厘となり、昭和四年度以來七分となつて居る。手形割引率は道府縣を區域とする信用組合聯合會に對する貸付さへ日歩二錢五厘(年利九分一厘三毛)から二錢三厘二錢二厘(年利八分三毛)二錢一厘を経て昭和四年以來一錢九厘六分九厘四毛)となり、米及肥料資金に對しては昭和五年十月には一錢五厘(米及肥料資金に對し)となつて居る。所屬の聯合會及所屬組合は而も其の上に其の支拂利子に對して特別配當さへ受けて居るのであるから、低利の事實は確に存在する。勿論中央金庫のみが利下を爲したる譯でもなく、世間一般の金利低落の勢に乗じたものではあるが、それにしても多額の餘裕金を有する中央の一大金融機關よりかゝる利下がある以上は、地方信用組合聯合會も亦地方の實情のみに籍口して高利を維持することの出來ないのは蓋し當然であつて、此の關係は地方組合の貸出金利をして多少にても低下せしめたことは疑のないことである。尤も金融事情の良好ならざる地方に於ては、無限に中央金庫を利用するの信用に乏しく、貯金に依つて資金の自給自足を實現することも不可能であるから、必ずしも貸出利率の著しき低下

を望めないが、それにしても大正時代に於て存在した高利は、昭和の時代に於ては最早見ることの出來なくなつたことは見道がしてはならない。

三、中央金庫の預り金利率 中央金庫の預り金利率は、直接預りの場合に於ては東京甲種銀行協定利率に依り、代理所經由の場合に於ては、その代理所所在甲種銀行協定利率に依ることになつて居る。隨つて組合の預金を吸収する地方銀行の利率よりは一般に低位に在るのである。それにも拘はらず、中央金庫の預り金の増加したのは、協定利率以外に特別配當あることの外、定期貯金と爲し得るが故に(註)多少利廻りのよい點があるからであらうが、それよりも中央金庫の信用の増加即ち組合金融制度全般に對する民衆信任の程度が高まつた結果と謂はねばならない。

註、福岡縣信聯の預け金一覽を観ると左の如き記載がある。中央金庫よりは如何なるときも借入を爲し得るが故に、昭和五年二月二十八日現在に於て定期預け金二、六九五、〇〇〇圓を中央金庫に預け入れて居る。

預入先及其の利率(年利)	
預入先	最高
産業組合中央金庫	四分五〇〇
	最低
	二分九二〇
預入先	最高
日本勸業銀行	一分〇九五
	最低
	一分九五

十七銀行	三・六五〇	一・〇九五	筑豊銀行	三・二八五	一・〇九五
安田銀行	二・九二〇	〇・七三〇	嘉穂銀行	一・〇九五	一・〇九五
三井銀行	二・九二〇	一・〇九五	甘木銀行	一・八二五	一・八二五
第一銀行	一・四六〇	一・〇九五	彌壽銀行	三・六五〇	三・六五〇
住友銀行	二・九二〇	一・〇九五	豊前銀行	二・九二〇	二・九二〇
八女銀行	一・八二五	一・八二五	柳河銀行	三・六五〇	三・六五〇
北豊銀行	三・六五〇	三・六五〇	鞍手銀行	三・〇〇〇	三・六五〇
壹岐銀行	三・六五〇	二・一九〇	郵便局	三・六〇〇	三・六〇〇

此の如く、中央金庫は全國信用組合及信用組合聯合會の金利を左右するの力を有するのである。同時に此の點は中央金庫の存在が民衆經濟の上に多大なる影響を有する所以である。

第五章 組合金融の改善

以上は我が國に於ける信用組合信用組合聯合會及産業組合中央金庫の性質・運用業務等に關する概要であつて、組合金融の發達を圖る爲には個々の信用組合が地方に在つて、一々の組合員に對し手軽に金融の便宜を與へる外に、中級及上級の組合的金融機關が廣く産業組合一般の發達を顧慮して其の本然の任務を充分に盡すに在ることを注意したのであるが、今後大に組合金融の發達を圖るには如何なる方面に於て如何に努力すべきかに付て、更に綜合的に討尋することの必要なることは蓋し多言を要しないであらう。

我が國の信用組合は、創設以來三十年の歴史を有するものとしては數字上可なり、の發達をしたことは之を認めねばならない、而して貯金多き地方の組合に於ては、組合業務も圓滿に進行し、地方民一般の便宜を圖りつゝあるが爲に、世間の期待も甚だ大となりつゝあるのである。然しながら、多くの組合に於ては其の金利は概して高い、即ち貯金の利率は可なりの高率を維持するが故に、運用上の不利益を避

けむが爲に、貸付利率を高くするのみならず、高き利率を拂ふ預り先を選ぶに苦心を要し、之が爲に却つて思はざる失敗を爲すものもある。加之先にも述べた如く、信用組合の資金が偏在して、一方運用に困難を感ずる組合あると同時に、他方に於ては資金の不足に苦しむ組合もある。信用組合聯合會は此等組合の資金需給の調節を任務とするものであるが、これ亦強弱の差甚だ大であり、資金の調節難に苦しむで居る。産業組合中央金庫は、此等信用組合聯合會、信用組合及其の他一切の組合及聯合會に君臨して調節の任に服しては居るが、それにも拘はず充分なる活動を爲し得ない状態に在る。但し此の状態を生じた所以は組合界一般より見て資金不足なるが故に然るにあらずして、寧ろ資金多きも之が運用上の圓滑を得ない爲に然るものが尠くない。

今産業組合同聯合會及中央金庫を一團として之を組合側と稱し、外部との資金關係を概算すると、組合側は資金の借主に非らずして寧ろ巨額の貸主であることを發見するのである。先借入金關係を見ると、昭和三年度末の全國産業組合の借入金總高は一七五、〇四九、一三四圓で、内聯合會よりの借入金五九、一九八、二二五圓、

中央金庫よりの借入金三七、〇一八、二〇九圓計九六、二一六、四三四圓であるから、之を差引いた七八、八三二、七〇〇圓は組合側以外からの借入金であつて、主として日本勸業銀行、農工銀行等の特殊銀行及地方銀行よりの借入金である。同年度末に於ける産業組合聯合會の借入金は四一、六五〇、七二五圓で、内中央金庫よりの借入金一五、七九〇、四四六圓を差引いた残額二五、八六〇、二七九圓も亦外部からの借入金である。中央金庫に於ては産業債券發行残高一八、三七〇、〇〇〇圓の外、組合側以外よりの預り金三八八、九一五圓あるから、計一八、七五八、九一五圓は中央金庫の借入金と見ることが出来る。此等組合聯合會及中央金庫の借入金を合計すると一二三、四五一、八九四圓に達する。之に對し組合側の貸方を計算すると、産業組合の銀行預ケ金二三八、二一二、三〇五圓、郵便貯金五、九九三、〇五六圓、聯合會の銀行への預ケ金四三二五〇、一七二圓、郵便貯金一、七四六、八六五圓、中央金庫の銀行預金一七、二二九、九〇五圓、郵便預ケ金二〇、九〇七圓計一七、二五〇、八一二圓であるから、組合側の預ケ金總額は三〇六、四五三、二一〇圓である。内銀行への預ケ金は二九八、六九二、三八二圓、郵便貯金は七、七六〇、八二八圓である。此等の數字から見て組合側の對銀行關

係が明瞭であつて、預ケ金より借入金聯合會の借入金中銀行以外よりするものもあるが、假りに全部銀行より借入れたとしてもを差引いた一八三、九九四〇三圓は銀行側の借入金で、組合側がこれだけ貸方になつて居るのである。否是れのみが組合側の貸方勘定ではない。其の有價證券所有高は組合のもの六三、二七〇、一一〇圓、聯合會のもの四五、二二〇、六七六圓、中央金庫のもの一四、六四三、六九六圓計一三、一三四、四八二圓であるから、之を前記の預ケ金總高に加算すると四二九、五八七、六九二圓となる。之より外部よりの借入金を差引くと、三〇六、一三五、七九八圓は外部に對する組合側の有する純債權である。尤も有價證券には地方證券及國債が其の大部分を占めるから、此だけの金額は皆資本主義の牙城たる銀行への預金又は銀行の債券を引受けた高ではないが、それにしても前記の一億八千四百萬圓程は確に銀行への純預ケ金たることは否むことは出来ぬ。

産業組合、産業組合聯合會及中央金庫の資金の合計は其の重複を成るべく避けて計算すると、大體一、四四八、四四三、三九一圓となる。尤も産業組合、同聯合會及中央金庫の年度は同一でないから、此の額は決して正確なものでない、唯大勢を察する

に止まるものである。

産業組合側資金表(昭和三年度末推定)

	拂込出資金	諸積立金	借入金	貯金及預り金	計
産業組合聯合會	一九九、五八九、五六三	九四、〇八五、〇〇七	七八、八三二、七〇〇	一、〇一一、三四三、〇六九	一、三八三、七四九、三三九
産業組合中央金庫	一五、〇〇〇、〇〇〇	三、二〇二、九一五	二五、八六〇、二七九	—	二九、〇六三、一四九
合 計	三二四、五八九、五六三	九七、二八七、九二二	一〇四、六九三、〇〇〇	一、〇一一、三四三、〇六九	一、四四八、四四三、三九一

備考

聯合會の拂込出資金を計上しないのは全部組合及聯合會の出資であるからである。中央金庫に付ても政府出資のみを挙げた。産業組合の借入金は同年末に於て一七五、〇四九、一三四圓で、聯合會の借入金は四一、六五〇、七二五圓あるが、組合の借入金中聯合會よりするもの五九、一九八、二二五圓、中央金庫より三七、〇一八、二〇九圓を借入れて居る關係を考慮すると、組合の出資や、預ケ金が借入金となつて再現したものとも考へられるから差引いたのである。聯合會の借入金中一五、七九〇、四四六圓を差引いたのも同様である。中央金庫の預り金三八八、九一五圓は組合以外からのもののみを計上し、聯合會及中央金庫が組合又は聯合會より受入れたものは計算中に加へないことにした。

本表に據ると、産業組合側の資金の総額は昭和三年度末に於て大體十四億四千八百萬で、其の所有資金は三億千三百餘萬圓、借入資金は十一億三千四百餘萬圓である。前記組合側の餘裕金(現金は多少あるが除外する)三億六百萬圓であるから、之を資金總高に對して計算すると二割一分一厘餘に當り、借入資金に對しては二割七分弱に過ぎない。即ち組合側を以て全資金團體と看做し、組合の貯金又は預り金及借入金の拂戻につき一般金融社會に於て支拂準備金を設けたと考へるならば、上記總資金に對して二割一分餘、借入資金に對して二割七分餘、貯金のみに對して三割餘の金額は、要するに恰好な支拂準備金額と見ることが出来る譯であるから、組合側は必ずしも多額の資金を外部に貸付したとは断定し得べきものではない。況や組合外に組合の利益を收むるが爲に惟れ日も足らずといふが如きは酷評である。然しながら翻つて此等全産業組合側の資金運用の状況を見ると次の如き關係になつて來る。

産業組合側資金運用表(昭和三年度末推定)

組合側種別	貸出金	預ケ金	有價證券	現金	其他	計
産業組合	八八、七〇一、六五九	二四、二〇五、三六一	六三、二二〇、一一〇	二八、六六七、三六五		
産業組合聯合會	—	四四、九九七、〇三七	四五、二二〇、六七六	三七七、六七八		
産業組合中央金庫	—	一七、二五〇、八二二	一四、六四三、六九六	一五四、九二三		
計	八八、七〇一、六五九	八五、九四八、一六〇	一二二、〇六三、一八二	二九、三九六、九六六	一〇九、九三三、〇四四	一、四八六、四四三、三九一
歩合	六・四	三・一	八・〇	二・〇	七・五	一〇・〇

備考 貸出金の内には貸付金の外に市街地信用組合の手形割引残高の一七、一七三、九七七圓を計上した。預ケ金は組合側内部への預ケ金の差引である。其の他は購買組合・販賣組合等の購買品及販賣品残又は未収入金であり、利用組合の設備及全組合の事務所用土地建物等もそれである。

本表に依ると、全資金に對する餘裕金・預ケ金及有價證券の高は二割九分一厘に達する。之を貸出高に比較すると約半額を示めすが故に、比較的多くの餘裕金を有すと言はれるのにも多少の理由がある。但しこは組合の沿革にも述べた通りに極めて近頃のことには屬する。唯問題となるのはかゝる餘裕金も全國の各地方を通じて存在するものではなく、資金偏在の事實がかゝる結果を呈したのであるから、地

方に依りては餘裕金の多きに苦しむ組合もあり、之と同時に他の地方に於ては、資金不足を訴へつゝある組合のあることは屢述べた通りである。組合金融の改善とは如何にして此の資金偏在を改めることに依つて、全組合の駢進的發達を企圖し得るかである。而して信用組合・信用組合聯合會及産業組合中央金庫は之が改善の任務を擔任するものである。

中央金庫の業務に於て見た如く、同金庫は特別貸出に可なりの努力を拂ひつゝあることは事實である、而も其の貸出たる多くは個々の組合に對し一々金員を交付して爲す所の貸付である。然らざれば不動産銀行が土地抵當貸付を爲すか若くは大銀行が大會社に對して爲す大口の貸付と同じ様な手數の掛る貸付である。而も其の金額は零細で件數は多いのである。かゝる貸付を中央金庫が一々爲すことになる、其の貸付手續が煩雜であるのみならず、容易に貸出し得なくなり、強いて之を行はむとすれば、公共團體の保證を要求して、對人信用の運用上常道を辿らないこととなるか、若くは個人保證を要求することともなるのである。又設立當初に當り最も資金を要する組合に貸し得ないことにもなるのである。資金の需要多き

貧村組合を相手にせず、資金豊富に困り抜いて居る組合には其の餘剰を多くする爲に貸付が行はれる傾向にもなるのである。低利資金の行方を見ると同様な事は絶無ではない。中央金庫はかく一々の組合を相手とすることは果して適當の措置であらうか。又貸付といふが如き用途に固着した資金の運用を爲すべきものであらうか。時としては必要であらうが、何時までも此の種の業務を行ふことを以て満足すべきものではあるまい。中央金庫は煙草耕作資金の貸出を行つたが爲に、地方組合を援助したことは多大なものである。然し此の種の貸付は之を地方信用組合聯合會に一任し、其の資金の不足を補充する貸出を以て行ひ得られないものではない。或地方に於ては農會の斡旋を以て資本主義の銀行から更に低利の資金を貸出さしむることに依つて、中央金庫系統の貸出を抑制せしめつゝある事實もある。かゝる場合に於ける適當の措置は中央金庫自らの手に於て行ひ得るとは限らない、寧ろ地方聯合會をして適當な方法を探らしめ、其の後援者たることを任務とする方が一層適當ではあるまいか。要するに中央金庫は思切つて信用組合聯合會に信用を與へ、眞の實力を發揮せしめなければならぬではないか。尤も地方聯

合會の内には資力の貧弱なものもあり、其の所屬組合の信用亦薄弱なものがある。現在の貸出すら可なりの英断に依るといふ者もあらう。然し又中央金庫の信用授與が不充分なるが爲に其の發達が思ふ様に進まないといふ理由に依つて然るものもないではなからうか。中央金庫創立當時の道府縣信用組合聯合會は甚だ微力のものであつたが、中央金庫が出来て、其の定めた貸出方針に追従して其の内容を充實したことは著しい事實である。出資金額を増加し、保證責任の組織を採用するものゝ漸増したこと、又其の保證金額を増加したもののゝ多いことも確に其の證據の一である。

中央金庫は又從來の如き特定用途に對する貸付よりも、組合界の動きに對して一層簡便なる資金融通の案を立てねばならないではあるまいか。全國購買組合聯合會の取扱肥料に對する貸出は借入の申込を受けた上に於て一々の組合の信用を調査して貸出を決定する從來の方法を改め、豫め取引組合の信用を調査し置き、其の組合に對する道府縣信用組合聯合會の保證關係を明瞭ならしめ、前以て肥料購買に對する手形割引の限度を定め置き、全購聯に肥料の注文を發すると同時に、

信用組合聯合會の保證を得たる手形を中央金庫に送付せしめ、全購聯が其の肥料を發送したとき手形の割引を行ひ、又全購聯は肥料を道府縣區域の購買組合聯合會に對し手形を以て賣却したとき、中央金庫が其の手形の割引を行ふことにして居るが、かゝる方法は販賣金融方面にも廣く行ふことは必要である。

肥料の購入の場合に限らず、一々の組合を相手方として、中央金庫が手形の割引又は貸付を爲すことは甚だ不便であるから、どうしても先づ道府縣區域の信用組合聯合會をして手形割引の方法に依つて所屬組合の債務を一時立換を爲さしめ、然る後に中央金庫の再割引を受けることが順序であるから、信用組合聯合會の手形割引はかゝる取引上の便利の上より見るも一日も早く實現せしめねばならぬ。かゝる取扱は資金の多い地方に於ける組合の便宜を増加するに止まらず、資金の乏しき地方の組合をして其の金融梗塞から免れしむる所以であつて、總ては全國的金融の疏通を圓滑にする上に貢獻するに相違なく、又中央金庫の活動の區域をも擴大して金利低下の目的を達するに相違ない。

全國信用組合・信用組合聯合會及産業組合中央金庫の全部を通じて其の資金關

係を見るときは、可なりの餘裕金を有することは已に述べた。此の餘裕金の幾分かは信用事業其の他に於ける支拂準備金として取置くとしても、尙多少の資金は組合事業の上に運用し得るものゝあることは想像し得られる。かゝる事情の下に在つて年來の問題たる事業組合の進出に向つて、解決の鍵を與へるものは此の餘裕金でなければならぬ。我が國の販賣購買の事業は信用事業に比して常に不振の状態に在るのは何の爲か、固より小賣及卸賣物價の開きの少なきこと、經濟組織の複雑なこと等論すべき事項は必ずしも少ないとはいひ得ないであらうが、就中此等の業務に對する金融の便が備はらないことが最大の障礙であつたのである。肥料の如き農業者としては使用すべき物であるが故に彼等の組合より購入すべき筈の物であるのに、依然として實物高利貸の下に其の運命を托して顧みないのは何が故であるのか、米さへ未だ青田賣する者の絶えないのは如何なる理由があつて然るのか、販賣組合があつても其の生産物の拔賣を敢てする者が可なりに多いのは何の理由に基つくのか、何れも皆金融の便宜が比較的具はらないからではあるまいか。今日に於ては資金に餘裕が出来たのである。此の資金を信用組合聯合會

及産業組合中央金庫を通じて流通を爲し販賣購買等の業務の發達を圖るならば、資金多き地方に於て事業の生産量を加へ、資金消化の途を生ずべく、資金不足の地方に於ては物資移動に隨伴して金融の便開け、物資の購入上又生産物の販賣上組合金融の徹底を期することが出来る。地方の信用組合は地方金融の特色上大體依然として貸付業務が主たるものであらうが、漸次手形貸付も増加し、應ては手形割引の途も開かれるに相違なく、かくして各種の手形が組合員と組合、組合と信用組合聯合會との間に滞りなく移動するものならば、聯合會の業務は貸付のみに限らず寧ろ割引業務が主要なるものとなり、隨つて組合間に於ける地方的手形交換の中心として活動し得て、中級金融機關の特色を發揮するに至るべく、産業組合中央金庫に於ても全國組合及聯合會の手形交換所たるの働きを爲すと同時に、金利政策を行ひ、中央銀行との聯絡を圖り、以て信用組合聯合會の活動の足らざる所を補ひながら、組合金融の中央統制機關たるの作用を發揮し得るではなからうか。かくしてこそ今日問題となつて居る全購聯中心の肥料配給の如き問題も確實に解決し得るのである。現時の肥料問題は資本側から其の解決を促されたものな

る所以は、拙著「肥料問題研究」に於て明にした通りである。然しながら眞の解決に達し得る爲には、全國購買組合聯合會—地方購買組合聯合會—購買組合—地方信用組合聯合會—産業組合中央金庫の關係が有機的に結合して其の本領を發揮したときである。産業組合は農業者の爲に極めて多くの約束を有するものではあるが、資本の力がなければ到底其の目的を達し得るものではない。製絲組合も農業倉庫も全國を通じて可なりの發達を遂げ、又可なりの收容力を有する。然しこれとても當業者の爲になるには金融機關の有力なる後援がなければならぬ。消費者の組合は將來發達しなければならぬが、組合の金融資本が援助するに非らざれば其の發達は容易でない。今後に於ける組合金融の改善に對しては、産業組合全體が其の本質を發揮することであるが、中央金庫及信用組合聯合會が一步踏出して資金融通の圓滑を圖る爲に一段の努力をしなければ其の實を擧げ得ない。彼の政府供給の低利資金仲次所たるに終るが如きことは、組合金融の中樞機關としての名譽では斷じて有り得ないであらう。

産業組合中央金庫及信用組合聯合會が組合金融の改善を圖る上に於て如何に

其の任務を盡さむとしても、其の所屬組合又は聯合會が産業組合的精神を充分に體得して、其の道德的物質的基礎を鞏固にすることに努力するに非らざれば是が實現を期することも亦到底不可能である。殊に資金不足の地方の組合に於ては、組合員の勤勉を獎め、其の忠誠を動員して貯金の増加と貸出金の返済に精進せしめなければならぬ。組合理事者は組合が健實なる發達を圖る爲に最善の努力を惜むではならない。理事者の誠實と組合員の忠誠とは他の地方に於て有り餘る資金を中央金庫及聯合會を通じて資金不足の組合に移動せしむるの力となるものである。又資金豊富なる地方の組合に於ては産業組合の共存同榮の精神を擴充して、其の僚友たる組合の發達の爲には中央金庫及聯合會を通じて援助するの意氣を有すべく、組合間に於けるかゝる協力の精神が横溢するものならば、組合金融の改善も期して俟つべく、經濟界未曾有の難局打開の途も發見し得べく、又茲に初めて産業組合制度の發達が實現して、産業組合に依る新しき社會建設の大事業を遂行し得るに相違ない。

(終)

約束手形の裏面は爲替手形の裏面に同じ

當座小切手
 一、金額千五百圓也
 右金額名指人又ハ此切手持参人へ御拂渡可被成候也
 昭和 年 月 日
 高橋國臣 印
 高橋國臣 印
 高橋國臣 印

表面之金額正ニ領收候也
 昭和 年 月 日
 乙 高橋國臣 印

第 號
 約束手形
 右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ此手形引換ニ無相違仕拂可申候也
 昭和 年 月 日
 國富谷五郎
 高橋國臣 印

支拂人	金額	年月日
受取人	金額	年月日
支拂人	金額	年月日
受取人	金額	年月日

第 號
 爲替手形
 右金額(高橋國臣 殿又ハ同人指圖人へ此手形引換ニ御仕拂可被成候也
 昭和 年 月 日
 加藤市助
 國富商店 印

支拂人	金額	年月日
受取人	金額	年月日
支拂人	金額	年月日
受取人	金額	年月日

表面之金額
 又ハ同人指圖人へ御仕拂可被成候也
 昭和 年 月 日
 表面之金額
 又ハ同人指圖人へ御仕拂可被成候也
 昭和 年 月 日
 表面之金額
 又ハ同人指圖人へ御仕拂可被成候也
 昭和 年 月 日
 表面之金額
 又ハ同人指圖人へ御仕拂可被成候也
 昭和 年 月 日
 表面之金額正ニ受取候也
 昭和 年 月 日

附 錄

産業組合關係法規

産業組合法

明治三十三年三月六日法律第三十四號
 (同年勅令第三百一號ヲ以テ同年九月一日ヨリ施行)
 改正 明治三十九年四月十八日法律第四十五號
 改正 明治四十二年四月八日 法律第二十七號
 改正 大正六年七月二十日法律第二十二號
 改正 大正十年四月十二日法律第七十三號
 改正 大正十二年四月五日 法律第四十三號
 改正 大正十五年四月六日 法律第五十四號

第一章 總 則

第一條 本法ニ於テ産業組合トハ組合員ノ産業又ハ其ノ經濟ノ發達ヲ企圖スル爲メノ目的ヲ以テ設立スル社團法人ヲ謂フ
 一 組合員ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及貯金ノ便宜ヲ得セシムルコト(信用組合)
 二 組合員ノ生産シタル物ニ加工シ又ハ加工セスシテ之ヲ賣却スルコト(販賣組合)
 産業組合法

三 産業又ハ經濟ニ必要ナル物ヲ買入レ之ニ加工シ若ハ加工セシテ又ハ之ヲ生産シテ組合員ニ賣却スルコト(購買組合)
 四 組合員ヲシテ産業又ハ經濟ニ必要ナル設備ヲ利用セシムルコト(利用組合)

信用組合ハ組合員外ノ者ニシテ組合加入ノ豫約ヲ爲シタルモノノ出資一口ノ金額及出資一口ニ付定款ノ定ムル所ニ依リ加入ニ關シ拂込ムヘキ金額ノ合計額ニ達スル迄ノ貯金ヲ取扱フコトヲ得
 信用組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ組合員ニ對シ其ノ經濟ノ發達ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及組合員ト同一ノ家ニ在ル者、公共團體又ハ營利ヲ目的トセサル法人若ハ團體ノ貯金ヲ取扱フコトヲ得

市又ハ主務大臣ノ指定スル市街地カ組合ノ區域ニ屬スル信用組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ組合員ニ對シ其ノ産業若ハ經濟ノ發達ニ必要ナル資金ノ爲メ手形ノ割引ヲ爲シ又ハ前二項ノ貯金ノ外組合ノ區域内ニ居住スル組合員外ノ者ノ貯金ヲ取扱フコトヲ得
 前項ノ規定ニ依ル貯金ハ有限責任組合ニ在リテハ出資總額及準備金其ノ他ノ積立金ノ額ノ合計、保證責任組合ニ在リテハ之ニ

約束手形の裏面は爲替手形の裏面に同じ

富座小切手
 一、金額千五百圓也
 右金額名指人又ハ此切手持参人へ御持渡可被成候也
 昭和 年 月 日
 甲 國 富 五 郎
 西 國 富 五 郎
 西 國 富 五 郎
 西 國 富 五 郎

表面之金額正ニ領收候也
 昭和 年 月 日
 乙 高 橋 國 臣 殿

第 號
 約束手形
 右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ此手形引換ニ無相違仕掛可申候也
 金額
 昭和 年 月 日
 甲 國 富 五 郎
 乙 高 橋 國 臣 殿

金額	昭和 年 月 日
受取人	昭和 年 月 日

第 號
 爲替手形
 右金額 高橋國臣殿又ハ同指圖人へ此手形引換ニ御仕掛可被成候也
 金額
 昭和 年 月 日
 甲 國 富 五 郎
 乙 高 橋 國 臣 殿

金額	昭和 年 月 日
受取人	昭和 年 月 日

表面之金額
 又ハ同指圖人へ御仕掛可被成候也
 昭和 年 月 日
 表面之金額
 又ハ同指圖人へ御仕掛可被成候也
 昭和 年 月 日
 表面之金額
 又ハ同指圖人へ御仕掛可被成候也
 昭和 年 月 日
 表面之金額
 又ハ同指圖人へ御仕掛可被成候也
 昭和 年 月 日

手形の樣式

附 錄

産業組合關係法規

産業組合法

第一章 總 則

明治三十三年三月六日法律第二十四號
 (同年勅令第三百一號ヲ以テ同年九月一日ヨリ施行)
 改正 明治三十九年四月十八日法律第四十五號
 改正 明治四十二年四月八日 法律第二十七號
 改正 大正六年七月二十日法律第七十二號
 改正 大正十年四月十二日法律第七十三號
 改正 大正十二年四月五日法律第四十四號
 改正 大正十五年四月六日法律第五十四號

15 第一條 本法ニ於テ産業組合トハ組合員ノ産業又ハ其ノ經濟ノ發達ヲ企圖スル爲メ左ノ目的ヲ以テ設立スル社團法人ヲ謂フ

一 組合員ニ産業ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及貯金ノ便宜ヲ得セシムルコト(信用組合)

二 組合員ノ生産シタル物ニ加工シ又ハ加工セスシテ之ヲ賣却スルコト(販賣組合)

産業組合法

三 産業又ハ經濟ニ必要ナル物ヲ買入レ之ニ加工シ若ハ加工セスシテ又ハ之ヲ生産シテ組合員ニ賣却スルコト(購買組合)
 四 組合員ヲシテ産業又ハ經濟ニ必要ナル設備ヲ利用セシムルコト(利用組合)

信用組合ハ組合員外ノ者ニシテ組合加入ノ豫約ヲ爲シタルモノノ出資一口ノ金額及出資一口ニ付定款ノ定ムル所ニ依リ加入ニ關シ拂込ムヘキ金額ノ合計額ニ達スル迄ノ貯金ヲ取扱フコトヲ得

信用組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ組合員ニ對シ其ノ經濟ノ發達ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及組合員ト同一ノ家ニ在ル者、公共團體又ハ營利ヲ目的トセサル法人若ハ團體ノ貯金ヲ取扱フコトヲ得

市又ハ主務大臣ノ指定スル市街地カ組合ノ區域ニ屬スル信用組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ組合員ニ對シ其ノ産業若ハ經濟ノ發達ニ必要ナル資金ノ爲メ手形ノ割引ヲ爲シ又ハ前二項ノ貯金ノ外組合ノ區域内ニ居住スル組合員外ノ者ノ貯金ヲ取扱フコトヲ得前項ノ規定ニ依ル貯金ハ有限責任組合ニ在リテハ出資總額及準備金其ノ他ノ積立金ノ額ノ合計、保證責任組合ニ在リテハ之ニ

産業組合法

保證金額ヲ加ヘタル合計、無限責任組合ニ在リテハ出資總額ノ五倍及準備金其ノ他ノ積立金ノ額ノ合計ヲ超エ之ヲ受入ルルコトヲ得ス

トス

第四條 産業組合ノ名稱中ニハ其ノ組織及目的ヲ示スヘキ文字ヲ用ウヘシ

5

第四項ノ規定ニ依リ手形ノ割引又ハ貯金ノ取扱ヲ爲ス信用組合ハ第一項第二號乃至第四號ノ事業ヲ兼ヌルコトヲ得ス

第四條 産業組合ニ非スシテ其ノ名稱中ニ産業組合タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用ウルコトヲ得ス

5

利用組合ノ設備ハ組合員ノ利用ニ支障ナキ場合ニ限り組合員タルコトヲ得サル者ヲシテ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ利用セシムルコトヲ得

前項ノ設備ハ勅令ヲ以テ之ヲ指定ス

第五條 産業組合ニハ本法ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外商法及商法施行法中商人ニ關スル規定ヲ準用ス

10

10

第二條 産業組合ノ組織ハ無限責任、有限責任及保證責任ノ三種トス

無限責任組合ニ在リテハ組合財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハサル場合ニ於テ組合員ノ全員カ連帶無限ノ責任ヲ負擔シ、有限責任組合ニ在リテハ組合員ノ全員カ其ノ出資額ヲ限度トシテ責任ヲ負擔シ、保證責任組合ニ在リテハ組合財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハサル場合ニ於テ組合員ノ全員カ其ノ出資額ノ外一定ノ金額ヲ限度トシテ責任ヲ負擔ス

第六條 産業組合ニハ所得稅、營業收益稅及營業稅ヲ課セス

10

15

無限責任組合ニ在リテハ組合財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハサル場合ニ於テ組合員ノ全員カ連帶無限ノ責任ヲ負擔シ、有限責任組合ニ在リテハ組合員ノ全員カ其ノ出資額ヲ限度トシテ責任ヲ負擔シ、保證責任組合ニ在リテハ組合財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハサル場合ニ於テ組合員ノ全員カ其ノ出資額ノ外一定ノ金額ヲ限度トシテ責任ヲ負擔ス

第六條ノ二 命令ノ定ムル所ニ依ル産業組合ノ住宅ノ建設、購入若ハ住宅用地ノ取得又ハ組合員トノ間ニ於ケル住宅若ハ其ノ用地ノ所有權移轉ニ關シテハ地方稅ヲ課スルコトヲ得ス

15

18

第三條 産業組合ノ住所ハ其ノ主タル事務所ノ所在地ニ在ルモノトス

第二章 設立
第七條 産業組合ハ七人以上ニ非サレハ之ヲ設立スルコトヲ得ス

18

二 名稱

三 組織

三ノ二 區域

四 事務所

5

五 出資一口ノ金額及其ノ拂込ノ方法

六 第一回拂込ノ金額

七 剩餘金處分及損失分擔ニ關スル規定

八 準備金ノ額及其ノ積立ノ方法

九 組合員タル資格ニ關スル規定

十 組合員ノ加入及脱退ニ關スル規定

10

十一 組合ノ目的タル事業ノ執行ニ關スル規定

十二 存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由

信用組合ノ區域ハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外市町村ノ區域

内ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第十二條 組合カ其ノ設立ノ許可ヲ受ケタルトキハ連帶ナク各組合員ヲシテ第一回ノ拂込ヲ爲サシムヘシ

10

15

第十條 産業組合ハ其ノ組合員ノ數ヲ限定スルコトヲ得ス

第十一條 出資一口ノ金額ハ均一ニ之ヲ定ムヘシ

出資一口ノ金額ノ最高限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條 前條ノ拂込アリタルトキハ各事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スヘシ

15

産業組合法

18

第十六條 民法第四十五條第二項、第三項及第四十八條ノ規定ハ期間ヲ除クノ外産業組合ニ之ヲ準用ス

民法第四十五條(第一項略ス)

第十四條 登記スヘキ事項左ノ如シ
一 第九條第一號乃至第五號及第十二號ニ掲ケタル事項
二 設立許可ノ年月日
三 理事及監事ノ氏名、住所
前項ニ掲ケタル事項中ニ變更ヲ生シタルトキハ其ノ登記ヲ爲スヘシ

18

15

第十六條 民法第四十五條第二項、第三項及第四十八條ノ規定ハ期間ヲ除クノ外産業組合ニ之ヲ準用ス

民法第四十五條(第一項略ス)

第十五條 行政區劃又ハ土地ノ名稱ノ變更アリタルトキハ登記簿ノ記載ハ變更セラレタルモノト看做ス但シ其ノ記載ヲ更正スルコトヲ妨ケス

15

非サレハ之ヲ以テ他人ニ對抗スルコトヲ得ス
法人ノ設立ノ後新ニ事務所ヲ設ケタルトキハ一週間内ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

同第四十八條 法人カ其事務所ヲ移轉シタルトキハ舊所在地ニ

於テハ一週間内ニ移轉ノ登記ヲ爲シ新所在地ニ於テハ同
期間内ニ第四十六條第一項ニ定メタル登記ヲ爲スコトヲ要
ス

同一ノ登記所ノ管轄區域内ニ於テ事務所ヲ移轉シタルト
キハ其移轉ノミノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

10 (民法第四十六條第二項ニハ設立ノ時登記ヲ爲スヘキ事項ヲ規定セリ)

第十六條ノ二 第十二條ノ拂込アリタルトキハ組合ハ二週間内ニ
其ノ旨ヲ地方長官ニ届出テ同時ニ組合原簿ヲ提出スヘシ

15 前項ノ規定ニ依ル届出及提出アリタルトキハ地方長官ハ遲滞ナ
ク各事務所所在地ノ登記所ニ設立ノ登記ヲ囑託シ且主タル事務
所在地ノ登記所ニ組合原簿ヲ送付スヘシ

18 第十六條ノ三 第十四條第一項ニ掲ケタル事項中ニ變更ヲ生シタ
ルトキハ組合ハ二週間内ニ變更ノ登記ヲ爲スヘキ事項ヲ地方長
官ニ届出ツヘシ但シ登記ノ事由カ地方長官ノ認可其ノ他ノ處分

ニ因リテ生シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ依ル届出アリタルトキハ地方長官ハ遲滞ナク各事
務所所在地ノ登記所ニ登記ノ囑託ヲ爲スヘシ前項但書ノ場合亦
同シ

5 第十六條ノ四 組合ハ主タル事務所ノ移轉又ハ組織變更ノ登記ニ
關スル届出ヲ爲スト同時ニ組合原簿ヲ地方長官ニ提出スヘシ但
シ同一ノ登記所ノ管轄區域内ニ於テ事務所ヲ移轉シタル場合ハ
此ノ限ニ在ラス

地方長官ハ主タル事務所所在地ノ登記所ニ前項ノ登記ヲ囑託ス
ルト同時ニ組合原簿ヲ送付スヘシ

10 第十六條ノ五 組合原簿ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 出資ノ總口數
 - 二 拂込ミタル出資ノ總額
 - 三 無限責任組合ニ在リテハ各組合員ノ氏名、住所
 - 四 保證責任組合ニ在リテハ各組合員ノ氏名、住所及保證金額
- 登記所ノ受理シタル組合原簿ハ之ヲ登記簿ノ一部ト看做シ其ノ
記載ハ之ヲ登記ト看做ス

18 第十四條第二項及第十五條ノ規定ハ組合原簿ニ之ヲ準用ス

5 第十六條ノ六 第十六條ノ三ノ規定ハ組合原簿ニ記載シタル事項
ニ變更ヲ生シタル場合ニ之ヲ準用ス

組合員ノ加入ノ場合ニ於テハ無限責任組合ニ在リテハ加入者ノ
氏名及住所ヲ、保證責任組合ニ在リテハ加入者ノ氏名、住所及
保證金額ヲ記載シタル組合原簿ヲ加入ノ日ヨリ二週間内ニ地方
長官ニ提出シ地方長官ハ遲滞ナク之ヲ主タル事務所所在地ノ登
記所ニ送付スヘシ

10 組合原簿ニ記載シタル事項ノ變更ノ届出又ハ組合原簿ノ提出ハ
前二項ノ規定ニ拘ラス其ノ事業年度ノ終ヨリ二週間内ニ之ヲ爲
スコトヲ得但シ組合員ノ脱退又ハ保證金額ノ減少ニ付テハ總組
合員ノ同意ヲ以テ定款ニ之ヲ定メタル場合ニ限ル

第三章 組合員ノ權利義務

15 第十七條 組合員ハ出資一口以上ヲ有スヘシ

組合員ノ有スヘキ出資口數ハ三十口ヲ超ユルコトヲ得ス但シ特
別ノ事由アルトキハ定款ノ定ムル所ニ依リ五十口迄之ヲ増加ス
ルコトヲ得

18 第十八條 組合員ハ組合ニ拂込ムヘキ出資額ニ付キ相殺ヲ以テ組
合ニ對抗スルコトヲ得ス

産業組合法

19 第十九條 組合員ハ組合ノ承諾アルニ非サレハ其ノ持分ヲ讓渡ス
コトヲ得ス

組合員ニ非サル者ニシテ持分ヲ讓受ケムトスルトキハ加入ノ例
ニ依ルヘシ

20 第二十條 組合員ハ持分ヲ共有スルコトヲ得ス

21 第二十一條 持分ノ讓受人ハ其ノ持分ニ付讓渡人ノ權利義務ヲ承
繼ス

22 第二十二條 新ニ組合ニ加入シタル組合員ハ其ノ加入前ニ生シタ
ル組合ノ債務ニ付テモ亦責任ヲ負擔ス

23 第二十三條 組合員ハ總組合員五分ノ一以上ノ同意ヲ得テ總會ノ
目的及其ノ招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ總會ノ招集
ヲ理事ニ請求スルコトヲ得

24 第二十四條 組合員ニシテ總會ノ招集手續又ハ其ノ決議ノ方法カ
法令又ハ定款ニ違背スト認ムルトキハ決議ノ日ヨリ一箇月内ニ

其ノ決議ノ取消ヲ地方長官ニ請求スルコトヲ得

第四章 管理

25 第二十五條 産業組合ニハ理事及監事ヲ置クヘシ

理事及監事ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選任ス但シ組合設立

- ノ當時ノ理事及監事ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムヘシ
- 第二十六條 理事ノ任期ハ三箇年トシ監事ノ任期ハ一箇年トス但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第二十七條 理事又ハ監事ハ何時ニテモ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ解任スルコトヲ得
- 第二十八條 理事及監事ノ選任及解任ハ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ行フシ其ノ議決權ノ四分ノ三以上ヲ以テ之ヲ決ス但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第二十九條 理事ハ定款及總會ノ決議録ヲ各事務所ニ備ヘ置キ且組合員名簿ヲ主タル事務所ニ備ヘ置クヘシ
- 第三十條 理事ハ通常總會ノ會日ヨリ一週間前ニ財産目録、貸借對照表、事業報告書及剩餘金處分案ヲ監事ニ提出シ且之ヲ主タル事務所ニ備フヘシ
- 第三十一條 理事ハ前條第一項ニ掲ケタル書類ノ意見書ヲ通常總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムヘシ
- 第三十二條 民法第四十四條第一項、第五十二條第二項、第五十三條乃至第五十五條、第六十條及第六十一條第一項ノ規定ハ産業組合ノ理事ニ之ヲ準用ス
- 第三十三條 民法第四十四條第一項 法人ハ理事其他ノ代理人カ其職務ヲ行フニ付キ他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス
- 第三十四條 民法第五十二條第二項 理事數人アル場合ニ於テ定款又ハ寄附金額
- 第三十五條 民法第五十九條 監事ノ職務左ノ如シ
 - 一 法人ノ財産ノ狀況ヲ監査スルコト
 - 二 理事ノ業務執行ノ狀況ヲ監査スルコト
 - 三 財産ノ狀況又ハ業務ノ執行ニ付キ不整ノ廉アルコトヲ發見シタルトキハ之ヲ總會又ハ主務官廳ニ報告スルコト
 - 四 前號ノ報告ヲ爲ス爲メ必要アルトキハ總會ヲ招集スルコト
- 第三十六條 總會ノ決議ハ本法又ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外出席シタル組合員ノ議決權ノ過半数ヲ以テ之ヲ爲ス
- 第三十七條 組合員ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ出席ト看做ス但シ組合員ニ非サレハ代理人タルコトヲ得ス

5

10

15

18

- 行爲ニ別段ノ定メナキトキハ法人ノ事務ハ理事ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス
- 同第五十三條 理事ハ總テ法人ノ事務ニ付キ法人ヲ代表ス但定款ノ規定又ハ寄附行爲ノ趣旨ニ違反スルコトヲ得ス又社團法人ニ在リテハ總會ノ決議ニ從フコトヲ要ス
- 同第五十四條 理事ノ代理權ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
- 同第五十五條 理事ハ定款、寄附行爲又ハ總會ノ決議ニ依リテ禁止セラレサルトキニ限り特定ノ行爲ノ代理ヲ他人ニ委任スルコトヲ得
- 同第六十條 社團法人ノ理事ハ少クとも毎年一回社員ノ通常總會ヲ開クコトヲ要ス
- 同第六十一條第一項 社團法人ノ理事ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ臨時總會ヲ招集スルコトヲ得
- 第三十三條 監事ハ理事其ノ他組合ノ事務員ト相兼ヌルコトヲ得
- 第三十四條 民法第五十九條ノ規定ハ産業組合ノ監事ニ之ヲ準用ス
- 第三十五條 組合力理事ト契約ヲ爲ス場合ニ於テハ監事組合ヲ代表ス組合ト理事トノ間ノ訴訟ニ付テモ亦同シ
- 第三十六條 總會ノ決議ハ本法又ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外出席シタル組合員ノ議決權ノ過半数ヲ以テ之ヲ爲ス
- 第三十七條 組合員ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ出席ト看做ス但シ組合員ニ非サレハ代理人タルコトヲ得ス

10

15

18

代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ組合ニ差出スヘシ

第三十八條 民法第六十二條、第六十四條、第六十五條第一項及第六十六條ノ規定ハ産業組合ニ之ヲ準用ス

民法第六十二條 總會ノ招集ハ少クとも五日日前ニ其會議ノ目的タル事項ヲ示シ定款ニ定メタル方法ニ從ヒテ之ヲ爲スコトヲ要ス

同第六十四條 總會ニ於テハ第六十二條ノ規定ニ依リテ豫メ通知ヲ爲シタル事項ニ付テノ決議ヲ爲スコトヲ得但定款ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラス

同第六十五條第一項 各社員ノ表決權ハ平等ナルモノトス
同第六十六條 社團法人ト或社員トノ關係ニ付キ議決ヲ爲ス場合ニ於テハ其社員ハ表決權ヲ有セス

第三十八條ノ二 組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ定款ヲ以テ總會ニ代ハルヘキ總代會ヲ設クルコトヲ得

總會ニ關スル規定ハ前項ノ總代會ニ之ヲ準用ス但シ總代會ニ於テハ解散及合併ノ決議ヲ爲スコトヲ得ス

第三十九條 定款ノ變更ハ總會ノ決議ニ依ルヘシ
第二十八條ノ規定ハ前項ノ決議ニ之ヲ準用ス

定款ノ變更ハ地方長官ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セス

第四十條 組合カ出資一口ノ金額ノ減少ノ決議ヲ爲シタルトキハ其ノ決議ノ日ヨリ二週間内ニ財産目錄及貸借對照表ヲ作ルヘシ組合ハ前項ノ期間内ニ其ノ債權者ニ對シ異議アラハ一定ノ期間内ニ之ヲ述フヘキ旨ヲ定款ノ定ムル方法ニ從ヒテ公告シ且知レタル債權者ニ各別ニ之ヲ催告スヘシ但シ其ノ期間ハ二箇月ヲ下ルコトヲ得ス

第四十一條 債權者カ前條第二項ノ期間内ニ出資ノ減少ニ對シテ異議ヲ述ヘサリシトキハ之ヲ承認シタルモノト看做ス
債權者カ異議ヲ述ヘタルトキハ組合ハ之ニ辨濟ヲ爲シ又ハ相當ノ擔保ヲ供スルニ非サレハ出資ヲ減少スルコトヲ得ス
第四十二條 前二條ノ規定ハ保證責任組合カ組合員ノ保證金額ヲ減少スル場合ニ之ヲ準用ス

第四十三條、組合員カ其ノ出資ノ拂込ヲ終ル迄ハ之ニ配當スヘキ剩餘金ハ其ノ拂込ニ充ツヘシ但シ取扱ヒタル物ノ數量、價額其ノ他事業ノ分量ニ對シテ配當スヘキ剩餘金ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

組合員ニ配當スヘキ剩餘金又ハ持分ノ計算ニ付テハ計算ノ基礎トナルヘキ金額ニシテ計算上不便ナル端數金額ハ之ヲ切捨ツルコトヲ得

第四十四條 組合ハ損失ヲ填補シタル後ニ非サレハ剩餘金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ス

剩餘金配當ニ關スル制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第四十五條 組合ハ第五十三條ノ場合ヲ除クノ外持分ノ拂戻ヲ爲スコトヲ得ス

第四十六條 組合ハ定款ヲ以テ定メタル準備金ノ額ニ達スル迄毎事業年度ノ剩餘金ノ四分ノ一以上ヲ積立ツヘシ

第四十六條ノ二 信用組合ハ第一條第四項ノ規定ニ依ル貯金ノ總額ノ四分ノ一以上ノ金額ヲ拂戻準備金トシテ勅令ノ定ムル所ニ依リ管理スヘシ

前項ノ金額ハ事業年度ニ從ヒ毎六箇月末日現在ノ貯金總額ニ依リ之ヲ定ム

第一條第四項ノ規定ニ依ル貯金ヲ爲シタル者ハ第一項ノ拂戻準備金ノ上ニ先取特權ヲ有ス

第四十六條ノ三 有限責任又ハ保證責任ノ信用組合カ第一條第四

定款ノ變更ハ地方長官ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セス

第四十條 組合カ出資一口ノ金額ノ減少ノ決議ヲ爲シタルトキハ其ノ決議ノ日ヨリ二週間内ニ財産目錄及貸借對照表ヲ作ルヘシ組合ハ前項ノ期間内ニ其ノ債權者ニ對シ異議アラハ一定ノ期間内ニ之ヲ述フヘキ旨ヲ定款ノ定ムル方法ニ從ヒテ公告シ且知レタル債權者ニ各別ニ之ヲ催告スヘシ但シ其ノ期間ハ二箇月ヲ下ルコトヲ得ス

第四十一條 債權者カ前條第二項ノ期間内ニ出資ノ減少ニ對シテ異議ヲ述ヘサリシトキハ之ヲ承認シタルモノト看做ス
債權者カ異議ヲ述ヘタルトキハ組合ハ之ニ辨濟ヲ爲シ又ハ相當ノ擔保ヲ供スルニ非サレハ出資ヲ減少スルコトヲ得ス
第四十二條 前二條ノ規定ハ保證責任組合カ組合員ノ保證金額ヲ減少スル場合ニ之ヲ準用ス

第四十三條、組合員カ其ノ出資ノ拂込ヲ終ル迄ハ之ニ配當スヘキ剩餘金ハ其ノ拂込ニ充ツヘシ但シ取扱ヒタル物ノ數量、價額其ノ他事業ノ分量ニ對シテ配當スヘキ剩餘金ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

組合員ニ配當スヘキ剩餘金又ハ持分ノ計算ニ付テハ計算ノ基礎トナルヘキ金額ニシテ計算上不便ナル端數金額ハ之ヲ切捨ツルコトヲ得

第四十四條 組合ハ損失ヲ填補シタル後ニ非サレハ剩餘金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ス

剩餘金配當ニ關スル制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第四十五條 組合ハ第五十三條ノ場合ヲ除クノ外持分ノ拂戻ヲ爲スコトヲ得ス

第四十六條 組合ハ定款ヲ以テ定メタル準備金ノ額ニ達スル迄毎事業年度ノ剩餘金ノ四分ノ一以上ヲ積立ツヘシ

第四十六條ノ二 信用組合ハ第一條第四項ノ規定ニ依ル貯金ノ總額ノ四分ノ一以上ノ金額ヲ拂戻準備金トシテ勅令ノ定ムル所ニ依リ管理スヘシ

前項ノ金額ハ事業年度ニ從ヒ毎六箇月末日現在ノ貯金總額ニ依リ之ヲ定ム

第一條第四項ノ規定ニ依ル貯金ヲ爲シタル者ハ第一項ノ拂戻準備金ノ上ニ先取特權ヲ有ス

第四十六條ノ三 有限責任又ハ保證責任ノ信用組合カ第一條第四

定款ノ變更ハ地方長官ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セス

第四十條 組合カ出資一口ノ金額ノ減少ノ決議ヲ爲シタルトキハ其ノ決議ノ日ヨリ二週間内ニ財産目錄及貸借對照表ヲ作ルヘシ組合ハ前項ノ期間内ニ其ノ債權者ニ對シ異議アラハ一定ノ期間内ニ之ヲ述フヘキ旨ヲ定款ノ定ムル方法ニ從ヒテ公告シ且知レタル債權者ニ各別ニ之ヲ催告スヘシ但シ其ノ期間ハ二箇月ヲ下ルコトヲ得ス

第四十一條 債權者カ前條第二項ノ期間内ニ出資ノ減少ニ對シテ異議ヲ述ヘサリシトキハ之ヲ承認シタルモノト看做ス
債權者カ異議ヲ述ヘタルトキハ組合ハ之ニ辨濟ヲ爲シ又ハ相當ノ擔保ヲ供スルニ非サレハ出資ヲ減少スルコトヲ得ス
第四十二條 前二條ノ規定ハ保證責任組合カ組合員ノ保證金額ヲ減少スル場合ニ之ヲ準用ス

第四十三條、組合員カ其ノ出資ノ拂込ヲ終ル迄ハ之ニ配當スヘキ剩餘金ハ其ノ拂込ニ充ツヘシ但シ取扱ヒタル物ノ數量、價額其ノ他事業ノ分量ニ對シテ配當スヘキ剩餘金ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

組合員ニ配當スヘキ剩餘金又ハ持分ノ計算ニ付テハ計算ノ基礎トナルヘキ金額ニシテ計算上不便ナル端數金額ハ之ヲ切捨ツルコトヲ得

第四十四條 組合ハ損失ヲ填補シタル後ニ非サレハ剩餘金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ス

剩餘金配當ニ關スル制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第四十五條 組合ハ第五十三條ノ場合ヲ除クノ外持分ノ拂戻ヲ爲スコトヲ得ス

第四十六條 組合ハ定款ヲ以テ定メタル準備金ノ額ニ達スル迄毎事業年度ノ剩餘金ノ四分ノ一以上ヲ積立ツヘシ

第四十六條ノ二 信用組合ハ第一條第四項ノ規定ニ依ル貯金ノ總額ノ四分ノ一以上ノ金額ヲ拂戻準備金トシテ勅令ノ定ムル所ニ依リ管理スヘシ

前項ノ金額ハ事業年度ニ從ヒ毎六箇月末日現在ノ貯金總額ニ依リ之ヲ定ム

第一條第四項ノ規定ニ依ル貯金ヲ爲シタル者ハ第一項ノ拂戻準備金ノ上ニ先取特權ヲ有ス

第四十六條ノ三 有限責任又ハ保證責任ノ信用組合カ第一條第四

ヲ超ユルコトヲ得ス

第五十一條 組合員ハ左ノ事由ニ因リテ脱退ス

一 組合員タル資格ノ喪失

二 死亡

三 破産

四 禁治産

五 除名

第五十二條 除名ノ事由ハ定款ヲ以テ之ヲ定ム

除名ハ總會ノ決議ニ依ル但シ除名シタル組合員ニ其ノ旨ヲ通知

スルニ非サレハ之ヲ以テ其ノ組合員ニ對抗スルコトヲ得ス

第二十八條ノ規定ハ前項ノ決議ニ之ヲ準用ス

第五十三條 脱退シタル組合員ハ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ持分

ノ全部又ハ一部ノ拂戻ヲ請求スルコトヲ得

第五十四條 脱退シタル組合員ノ持分ハ其ノ脱退シタル事業年度

ノ終ニ於ケル組合財産ニ依リテ之ヲ定ム但シ定款ノ定ムル所ニ

依リ脱退當時ノ財産ニ依リテ之ヲ定ムルコトヲ得

第五十五條 持分ノ拂戻ハ事業年度ノ終ヨリ三箇月内ニ之ヲ爲ス

ヘシ但シ前條但書ノ場合ニ於テハ脱退ノ時ヨリ三箇月内ニ之ヲ

爲スヘシ

持分拂戻ノ請求權ハ前項ノ期間經過ノ後二箇年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス

第五十六條 持分ノ計算ヲ爲スニ當リ組合財産ヲ以テ組合ノ債務

ヲ完済スルニ足ラサルトキハ脱退シタル組合員ハ其ノ負擔ニ歸ス

ヘキ損失額ヲ拂込ムヘシ

第五十七條 脱退シタル組合員カ組合ニ對スル債務ヲ完済スル迄

ハ組合ハ其ノ持分ノ拂戻ヲ停止スルコトヲ得

第五十八條 無限責任組合及保證責任組合ニ在リテハ脱退シタル

組合員ハ脱退前ノ組合債權者ニ對シ其ノ脱退ヲ組合原簿ニ記載

シタル後二箇年間責任ヲ負擔ス

前項ノ規定ニ依リ期間ハ總組合員ノ同意アルトキハ定款ヲ以テ

之ヲ延長スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ延長シタル期間ハ第一項ノ規定ニ違背セサル

限り之ヲ短縮スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第四十條及第四十

一條ノ規定ヲ準用ス

前三項ノ規定ハ持分ヲ讓渡シタル組合員ニ之ヲ準用ス

第六章 監督

第五十九條 産業組合ハ主務大臣、地方長官及北海道支廳長之ヲ

監督ス

第六十條 監督官廳ハ何時ニテモ理事又ハ清算人ヲシテ組合ノ事

業、財産又ハ清算事務ニ關スル報告ヲ爲サシメ組合ノ事業、財

産又ハ清算事務ノ狀況ヲ検査シ其ノ他監督上必要ナル命令又ハ

處分ヲ爲スコトヲ得

監督官廳ハ組合清算ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ組合ニ對

シ其ノ財産ノ供託ヲ命スルコトヲ得

第六十條ノ二 理事ノ缺ケタル爲損害ヲ生スル處アルトキハ地方

長官ハ假ニ理事ヲ選任スルコトヲ得

第六十一條 組合ノ事業又ハ組合財産ノ狀況ニ依リ其ノ事業ノ繼

續ヲ困難ナリト認ムルトキ又ハ組合ノ行爲カ定款若ハ法令ニ違

背シ其ノ他公益ヲ害スルノ虞アルトキハ主務大臣又ハ地方長官

ハ總會ノ決議ヲ取消シ理事、監事若ハ清算人ノ改選ヲ命シ、組

合ノ事業ヲ停止シ又ハ組合ヲ解散スルコトヲ得

第七章 解散

第六十二條 組合ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

一 定款ニ定メタル事由ノ發生

二 總會ノ決議

三 組合ノ合併

四 組合員カ七人未滿ニ減シタルトキ

五 組合ノ破産

第二十八條ノ規定ハ解散及合併ノ決議ニ之ヲ準用ス但シ無限責

任組合カ合併セムトストキ又ハ保證責任組合若ハ有限責任組

合カ合併ニ因リテ組織變更ト同一ノ結果ヲ生スヘキトキハ其ノ

合併ニ付總組合員ノ同意アルコトヲ要ス

第六十三條 組合カ解散シタルトキハ合併及破産ノ場合ヲ除クノ

外各事務所ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ爲スヘシ

第十四條第二項及第十六條ノ三ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用

ス

第六十三條ノ二 合併ニ因リテ組合ヲ設立スル場合ニ於テハ定款

ノ作成其ノ他設立ニ關スル行爲ハ各組合ニ於テ選任シタル者共

同シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

第二十八條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ選任ニ之ヲ準用ス

第六十四條 第四十條及第四十一條ノ規定ハ合併ノ場合ニ之ヲ準

用ス

第六十五條 總會ノ決議ニ因リ解散又ハ合併ハ地方長官ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セス

第六十六條 組合カ合併ヲ爲シタルトキハ各事務所ノ所在地ニ於テ合併後存続スル組合ニ付テハ變更ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ消滅シタル組合ニ付テハ解散ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立タル組合ニ付テハ變更ノ登記ヲ爲スヘシ

第六十七條 合併後存続スル組合又ハ合併ニ因リテ設立シタル組合ハ合併ニ因リテ消滅シタル組合ノ權利義務ヲ承継ス

第六十八條 組合ハ總組合員ノ同意ヲ以テ其ノ組織ヲ變更スルコトヲ得

第六十九條 民法第七十條ノ規定ハ産業組合ノ解散ニ之ヲ準用ス

第七十條 法人カ其債務ヲ完済スルコト能ハサルニ至リタルトキハ裁判所ハ理事若クハ債權者ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ破産ノ宣告ヲ爲ス

前項ノ場合ニ於テ理事ハ直チニ破産宣告ノ請求ヲ爲スコト

ヲ要ス

第八章 清算

第七十條 清算人ハ其ノ職務ノ範圍内ニ於テ理事ト同一ノ權利義務ヲ有ス

第七十一條 清算人ハ就職後遲滞ナク組合財産ノ現況ヲ調査シ財産目録及貸借對照表ヲ作り之ヲ總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムヘシ

第七十二條 清算人ハ債務ヲ辨濟シ又ハ辨濟ニ必要ナル金額ヲ供託スルニ非サレハ組合財産ヲ分配スルコトヲ得ス

第七十三條 清算事務力終リタルトキハ清算人ハ遲滞ナク決算報告書ヲ作り之ヲ總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムヘシ

第七十四條 清算人タル者ナキ時又ハ清算人ノ缺ケタル爲損害ヲ生スル虞アルトキハ地方長官ハ清算人ヲ選任スルコトヲ得

第七十五條 重要ナル事由アルトキハ地方長官ハ清算人ヲ解任スルコトヲ得

第七十六條 清算人ノ選任アリタルトキハ各事務所ノ所在地ニ於テ其ノ氏名、住所ヲ登記スヘシ

之ヲ準用ス

第七十四條ノ二 清算終了シタルトキハ各事務所ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ爲スヘシ

第七十五條ノ三ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十六條 民法第七十三條、第七十四條及第七十八條乃至第八十一條ノ規定ハ産業組合ノ清算ニ之ヲ準用ス

第七十七條 解散シタル法人ハ清算ノ目的ノ範圍内ニ於テハ其清算ノ終了ニ至ルマテ尙ホ存続スルモノト看做ス

第七十八條 法人カ解散シタルトキハ破産ノ場合ヲ除ク外理事其清算人ト爲ル但定款若クハ寄附行爲ニ別段ノ定アルトキ又ハ總會ニ於テ他人ヲ選任シタルトキハ此限ニ在ラス

同第七十八條 清算人ノ職務左ノ如シ

一 現務ノ結了

二 債權ノ取立及債務ノ辨濟

三 殘餘財産ノ引渡

清算人ハ前項ノ職務ヲ行フ爲メニ必要ナル一切ノ行爲ヲ爲スコトヲ得

同第七十九條 清算人ハ其就職ノ日ヨリ二ヶ月内ニ少クトモ

産業組合法

三回ノ公告ヲ以テ債權者ニ對シ一定ノ期間内ニ其請求ノ申出ヲ爲スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ要ス但其期間ハ二ヶ月ヲ下ルコトヲ得ス

前項ノ公告ニハ債權者カ期間内ニ申出ヲ爲ササルトキハ其債權ハ清算ヨリ除斥セラルヘキ旨ヲ附記スルコトヲ要ス但

清算人ハ知レタル債權者ヲ除斥スルコトヲ得ス

清算人ハ知レタル債權者ニハ各別ニ其申出ヲ催告スルコトヲ要ス

同第八十條 前項ノ期間後ニ申出テタル債權者ハ法人ノ債務完済ノ後未タ歸屬權利者ニ引渡ササル財産ニ對シテノミ請求ヲ爲スコトヲ得

同第八十一條 清算中ニ法人ノ財産カ其債務ヲ完済スルニ不足ナルコト分明ナルニ至リタルトキハ清算人ハ直チニ破産

宣告ノ請求ヲ爲シテ其旨ヲ公告スルコトヲ要ス

清算人ハ破産管財人ニ其事務ヲ引渡シタルトキハ其任ヲ終ハリタルモノトス

本條ノ場合ニ於テ既ニ債權者ニ支拂ヒ又ハ歸屬權利者ニ引渡シタルモノアルトキハ破産管財人ハ之ヲ取戻スコトヲ得

第九章 産業組合聯合會及産業組合中央會

第七十六條 産業組合聯合會ハ左ノ目的ヲ以テ之ヲ設立スルコトヲ得

- 一 所屬組合ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及貯金ノ便宜ヲ得セシムルコト(信用組合聯合會)
- 二 所屬組合ノ賣却スル物ニ加工シ又ハ加工セシテ之ヲ賣却スルコト(販賣組合聯合會)
- 三 所屬組合ノ購買スル物ヲ買入レ之ニ加工シ若ハ加工セシテ又ハ之ヲ生産シテ所屬組合ニ賣却スルコト(購買組合聯合會)
- 四 所屬組合ヲシテ必要ナル設備ヲ利用セシムルコト(利用組合聯合會)

15 産業組合聯合會ハ産業組合又ハ産業組合聯合會ヲ以テ之ヲ構成ス但シ信用組合聯合會ハ同種ノ事業ヲ行フ聯合會ヲ以テ販賣組合聯合會及購買組合聯合會ハ同種ノ事業ヲ行ハサル産業組合又ハ産業組合聯合會ヲ以テ之ヲ構成スルコトヲ得ス

18 第七十六條ノ二 信用組合聯合會ハ日本勸業銀行、日本興業銀行、北海道拓殖銀行、農工銀行又ハ産業組合中央金庫ニ對シ所屬組

合又ハ所屬聯合會ノ爲ニ債務ノ保證ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ債務ノ保證ヲ爲シタルトキハ信用組合聯合會ハ銀行又ハ産業組合中央金庫ノ委任ヲ受ケ其ノ債權ノ取立ヲ爲スコトヲ得

5 第七十七條 産業組合聯合會ハ社團法人トス

産業組合聯合會ノ組織ハ有限責任及保證責任ノ二種トス

保證責任産業組合聯合會ノ所屬組合及所屬聯合會ノ保證責任ハ其ノ出資總額ノ範圍内ニ於テ之ヲ定ムヘシ

10 第七十八條 産業組合又ハ産業組合聯合會カ産業組合聯合會ニ加入シ又ハ脱退セムトスルトキハ總會ノ決議ニ依ルヘシ

20 第二十八條ノ規定ハ前項ノ決議ニ之ヲ準用ス

10 第七十九條 産業組合聯合會ノ區域ハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外道府縣ノ區域内ニ於テ之ヲ定ムヘシ

15 主たる事務所所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ異ニスル二箇以上ノ産業組合聯合會カ合併セムトスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

18 區域カ道府縣ノ區域ヲ超ユル産業組合聯合會ノ監督其ノ他ノ職務ハ其ノ主たる事務所所在地ヲ管轄スル地方長官之ヲ行フ

5 第八十條 産業組合聯合會ノ理事及監事ハ總會ニ於テ所屬組合又ハ所屬聯合會ノ理事及監事ノ中ヨリ之ヲ選任ス但シ特別ノ事由アルトキハ理事又ハ監事ニ非サル者ヨリ選任スルコトヲ得此ノ

5 場合ニ於テハ其ノ選任ニ付地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

5 産業組合聯合會設立當時ノ理事及監事ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

5 第八十一條 産業組合聯合會ニハ本章ニ規定アルモノヲ除クノ外

産業組合ニ關スル規定ヲ準用ス但シ第七十九條第二項ノ規定ニ依ル合併ニ付テハ登記スヘキ事項ノ届出、組合原簿ノ提出及送

10 付並登記ノ囑託ニ關スル規定中地方長官トアルハ合併後存続スル産業組合聯合會又ハ合併ニ因リテ設立シタル産業組合聯合會

ノ主たる事務所所在地ヲ管轄スル地方長官トス

15 第八十二條 産業組合中央會ハ産業組合聯合會ノ普及、發達及聯絡ヲ圖ル目的ヲ以テ設立スルコトヲ得

15 産業組合中央會ハ社團法人トス

18 産業組合中央會ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ産業組合ノ事業ノ一部ヲ行フコトヲ得

18 第八十三條 産業組合中央會ノ名稱中ニハ産業組合中央會ナル文

字ヲ用ウヘシ

産業組合中央會ニ非スシテ其ノ名稱中ニ産業組合中央會タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用ウルコトヲ得ス

5 第八十四條 産業組合中央會ハ全國ヲ通シテ一箇トシ其ノ設立ハ

主務大臣ノ許可ヲ受クヘシ

5 産業組合中央會ノ設立ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

10 第八十五條 産業組合及産業組合聯合會ハ産業組合中央會ノ會員

ト爲ルコトヲ得

10 前項以外ノ者ト雖定款ノ定ムル所ニ依リ産業組合中央會ノ會員ト爲ルコトヲ得

10 第八十六條 産業組合中央會ノ定款ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 名稱
- 二 事務所
- 三 會員ノ加入及脱退ニ關スル規定
- 四 會員ノ權利義務ニ關スル規定
- 五 資産ニ關スル規定
- 六 役員ニ關スル規定

産業組合法

七 會議ニ關スル規定

八 事業ノ執行ニ關スル規定

九 定款ノ變更ニ關スル規定

十 存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由

定款ノ變更ハ主務大臣ノ認可ヲ受タルニ非サレハ其ノ効力ヲ生

務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スヘシ

10

登記スヘキ事項左ノ如シ

一 目的及第八十二條第三項ノ規定ニ依ル事業ノ種類

二 第八十六條第一項第一號、第二號及第十條ニ掲ケタル事項

三 資産ノ總額

四 設立許可ノ年月日

五 理事及監事ノ氏名、住所

前項ニ掲ケタル事項中ニ變更ヲ生シタルトキハ其ノ登記ヲ爲ス

18

登記前ニ在リテハ其ノ變更ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

準用シタル第十六條ノ三中地方長官トアルハ主務大臣トス

第十章 罰則

第九十三條 組合ノ理事又ハ監事何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス

取引ノ爲ニ組合財産ヲ處分シタルトキハ一年以下ノ懲役若ハ禁

錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

5

前項ノ規定ハ刑法ニ正條アル場合ニハ之ヲ適用セス

第九十三條ノ二 組合ノ理事、監事又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テ

ハ五圓以上三千圓以下ノ過料ニ處セラル

一 本法ニ定メタル届出若ハ組合原簿ノ提出ヲ爲スコトヲ怠

リ又ハ不正ノ届出ヲ爲シ若ハ組合原簿ニ不正ノ記載ヲ爲シ

タルトキ

二 官廳又ハ總會ニ對シ不實ノ申立ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタ

ルトキ

三 第二十九條第一項及第三十條第一項ノ規定ニ違背シ又ハ第

二十九條第一項及第三十條第一項ニ掲ケタル書類ニ記載スヘ

キ事項ヲ記載セス又ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ若ハ正當ノ

理由ナクシテ其ノ閲覧ヲ拒ミタルトキ

15

18

産業組合法

一六

第十六條ノ三ノ規定ハ第一項及前項ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ同

條中地方長官トアルハ主務大臣トス

第八十八條 産業組合中央會ニハ理事及監事ヲ置クヘシ

第八十九條 産業組合中央會ノ理事及監事ハ會員タル産業組合又

ハ産業組合聯合會ノ理事及第八十五條第二項ノ會員ノ中ヨリ之

ヲ選任スヘシ

5

第九十條 産業組合中央會ノ總會ハ命令ノ定ムル所ニ依リ會員ノ

中ヨリ選出シタル代表者ヲ以テ組織ス但シ第九十二條ニ於テ準

用シタル第六十二條第一項第二號ノ總會ハ會員ヲ以テ組織ス

第九十一條 産業組合中央會ハ主務大臣之ヲ監督ス

第九十二條 第三條、第五條乃至第七條、第十條、第十五條、第

十六條、第二十六條、第二十七條、第二十九條、第三十條乃至

第三十五條、第三十九條第一項、第四十七條、第六十條、第六

十一條、第六十二條第一號第二號第四號第五號、第六十三條、

第六十五條、第六十九條乃至第七十五條、第八十條第二項、第

九十三條ノ二及第九十四條並民法第六十四條ノ規定ハ産業組合

中央會ニ之ヲ準用ス但シ第六十五條、第七十三條ノ二及第七十

三條ノ三中並第六十三條、第七十四條及第七十四條ノ二ニ於テ

18

18

四 第一條第五項、第四十三條、第四十五條乃至第四十六條ノ

二、第四十八條又ハ第七十二條ノ規定ニ違背シタルトキ

五 第六十條ノ報告ヲ爲サス又ハ検査ヲ拒ミ其ノ他監督官廳ノ

命令又ハ處分ニ從ハサルトキ

六 民法第七十九條ノ期間内ニ債權者ニ辨償ヲ爲シタルトキ

七 民法第七十九條又ハ第八十一條ニ定メタル公告ヲ爲スコト

ヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

八 民法第七十條又ハ第八十一條ノ規定ニ違背シタルトキ

九 組合ノ目的タル事業ニ非サル營理事業ヲ營ミタルトキ

十 第四十條又ハ第四十一條ノ規定ニ違背シテ出資一口ノ金額

若ハ組合員ノ保證金額ヲ減少シ、第五十八條ノ規定ニ依ル責

任期間ノ短縮ヲ爲シ又ハ組合ノ合併若ハ組織變更ヲ爲シタル

トキ

十一 法令又ハ定款ニ違背シテ剩餘金ヲ處分シタルトキ

(民法第七十條ハ第六十九條、民法第七十九條及第八十一條

ハ第七十五條ノ參照ニ出ツ)

第九十三條ノ三 第四條第二項又ハ第八十三條第二項ノ規定ニ違

背シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ過料ニ處セラ

18

一七

第九十四條 非訟事件手続法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ之ヲ準用ス

5 非訟事件手続法第二百六條 民法第八十四條、第一千七百條及ヒ民法施行法第二十二條及ヒ商法第十八條第二項、第二百六十二條、第二百六十二條ノ二、第五百三十六條及ヒ民法施行法第十一條第二項、第二十七條、第三十九條第二項、第五十四條、第六十條第二項、第六十九條、第七十五條第三項、第八十七條ニ定メタル事件ハ過料ニ處セラルヘキ者ノ住所地ノ地方裁判所ノ管轄トス

10 同第二百七條 過料ノ裁判ハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

裁判所ハ裁判ヲ爲ス前當事者ノ陳述ヲ聽キ檢事ノ意見ヲ求ムヘシ

15 當事者及ヒ檢事ハ過料ノ裁判ニ對シテ即時抗告ヲ爲スコトヲ得抗告ハ執行停止ノ効力ヲ有ス

18 手續ノ費用ハ過料ニ處スル言渡アリタル場合ニ於テハ其言渡ヲ受ケタル者ノ負擔トシ其他ノ場合ニ於テハ國庫ノ負擔トス抗告裁判所カ當事者ノ申立ニ相當スル裁判ヲ爲シタルトキハ

抗告手續ノ費用及ヒ前審ニ於テ當事者ノ負擔ニ歸シタル費用ハ國庫ノ負擔トス

同第二百八條 過料ノ裁判ハ檢事ノ命令ヲ以テ之ヲ執行ス此命令ハ執行力ヲ有スル債務名義ト同一ノ効力ヲ有ス

過料ノ裁判ノ執行ハ民事訴訟法第六篇ノ規定ニ從ヒテ之ヲ爲ス但執行ヲ爲ス前裁判ノ送達ヲ爲スコトヲ要セス

附 則

第九十五條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九十六條 産業組合ノ登記ニ付テハ其ノ事務所所在地ノ區裁判所又ハ其ノ出張所、産業組合聯合會及産業組合中央會ノ登記ニ付テハ其ノ事務所所在地ノ區裁判所ヲ以テ管轄登記所トス

第九十七條 各登記所ニ産業組合登記簿、産業組合聯合會登記簿及産業組合中央會登記簿ヲ備フ

第九十八條 登記ノ囑託ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

囑託書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 産業組合、産業組合聯合會又ハ産業組合中央會ノ名稱及事務所

二 登記ノ目的及事由

三 年月日

四 登記所ノ表示

第九十九條 設立登記ノ囑託書ニハ定款及屆書ヲ添附シ其ノ他ノ、登記ノ囑託書ニハ届出ニ因ル場合ニ於テハ屆書ヲ添附スヘシ

5 第一百條 削除

第一百一條 削除

第一百二條 削除

第一百三條 削除

10 第一百四條 本法ノ規定ニ依リ登記シタル事項ハ裁判所遲滞ナク之ヲ公告スヘシ但シ組合原簿ニ記載シタル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

15 第一百五條 非訟事件手続法第三百八條、第三百三十八條ノ二、第三百四十一條乃至第四百六條、第四百四十八條、第四百四十八條ノ二、第五百一十一條乃至第五百一十一條ノ六、第五百五十四條乃至第五百五十八條、第六百六十五條及第七百七十五條ノ規定ハ産業組合産業組合聯合會及産業組合中央會ニ之ヲ準用ス

18 非訟事件手続法第三百三十八條 左ニ掲ケタル者ハ清算人トシテ之ヲ選任スルコトヲ得ス

一 未成年者

二 禁治産者及ヒ準禁治産者

三 剝奪公權者及ヒ停止公權者

四 裁判所ニ於テ解任セラレタル清算人

五 破産者

同第三百三十八條ノ三 第二百二十九條ノ三及ヒ第二百二十九條ノ四ノ規定ハ裁判所カ清算人又ハ前條ノ規定ニ依リ検査ヲ爲スヘキ者ヲ選任シタル場合ニ之ヲ準用ス

(本條ハ昭和二年三月法律第三十三號ヲ以テ改正セラレ非訟事件手続法第三百三十八條ノ三トナリタリ)

10 (同第二百二十九條ノ三)商法第二百二十四條又ハ第九十八條ノ規定ニ依リ裁判所カ検査役ヲ選任シタル場合ニ於テハ會社ヲシテ之ニ報酬ヲ與ヘシムルコトヲ得其額ハ取締役及ヒ監査役ノ陳述ヲ聽キ裁判所之ヲ定ム

15 (同第二百二十九條ノ四)前條ノ裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

同第四百一十一條 各登記所ニ各商業登記簿ノ見出帳ヲ備フ

同第四百一十二條 登記所ハ何人ニモ登記簿ノ閲覧ヲ許シ又ハ手數料ヲ納付スルトキハ之ニ其謄本若クハ抄本ヲ交付スヘシ

登記所ハ登記上利害ノ關係ヲ疏明シテ申請ヲ爲シタル者ニハ其關係アル部分ニ限り登記簿ノ附屬書類ノ閲覧ヲ許スヘシ
郵送料ヲ納付シテ登記簿ノ謄本又ハ抄本ヲ請フトキハ登記所ハ之ヲ送付スヘシ

同第四百三十三條 登記所ハ申請ニ因リ登記事項ニ變更ナキコト又ハ或事項ノ登記ナキコトノ證明ヲ爲スヘシ

同第四百四十四條 登記シタル事項ノ公告ハ官報及ヒ新聞紙上ニ少クモ一回之ヲ爲スコトヲ要ス

公告ハ之ヲ掲載シタル最終ノ官報及ヒ新聞紙發行ノ日ノ翌日之ヲ爲シタルモノト看做ス

同第四百四十五條 區裁判所ハ毎年十二月ニ翌年登記事項ノ公告ヲ掲載セシムヘキ新聞紙ヲ選定シ官報及ヒ新聞紙ヲ以テ之ヲ公告スヘシ

公告ヲ掲載セシムヘキ新聞紙カ休刊又は廢刊ヲ爲ストキハ更ニ他ノ新聞紙ヲ選定シ前項ト同一ノ方法ヲ以テ之ヲ公告スヘシ

同第四百四十六條 區裁判所ハ其管轄内ニ公告ヲ爲サシムルニ適當ナル新聞紙ナシト認ムルトキハ新聞紙上ノ公告ニ代ヘ登記

所及ヒ其管轄内ノ市町村役場ノ揭示場ニ公告ヲ爲スコトヲ得

同第四百四十八條 當事者ハ登記ヲ受ケタル後其登記ニ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ發見シタルトキハ管轄登記所ニ其更正ヲ申請スルコトヲ得

同第四百四十八條ノ二 當事者ハ登記ヲ受ケタル後其登記カ商法又ハ本法ノ規定ニ依リテ許スヘカラサルモノナルコトヲ發見シタルトキハ管轄登記所ニ其抹消ヲ申請スルコトヲ得

同第四百五十一條 登記所ハ登記ノ申請カ商法又ハ本章ノ規定ニ適セサルトキハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ之ヲ却下スヘシ此決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

前項ノ決定ハ民事訴訟法ノ規定ニ從ヒテ之ヲ申請人ニ送達スルコトヲ要ス

同第四百五十一條ノ二 登記所ハ登記ヲ爲シタル後其登記カ商法又ハ本法ノ規定ニ依リテ許スヘカラサルモノナルコトヲ發見シタルトキハ登記ヲ爲シタル者ニ對シ一ヶ月ヲ超エサル期間ヲ定メ其期間内ニ異議ノ申立ナキトキハ登記ヲ抹消スヘキ旨ヲ通知スヘシ

登記ヲ爲シタル者ノ住所又ハ居所カ知レサルトキハ前項ノ通

知ニ代ヘ登記事項ノ公告ト同一ノ方法ヲ以テ公告スヘシ
登記所ハ右ノ外相當ト認ムル新聞紙ニ同一ノ公告ヲ掲載セシムルコトヲ得

同第四百五十一條ノ三 異議ノ申立アリタルトキハ登記所ハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ其裁判ヲ爲スヘシ

前項ノ裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得抗告ハ執行停止ノ効力ヲ有ス

同第四百五十二條ノ四 異議ノ申立ナキトキ又ハ異議ヲ却下スル裁判カ確定シタルトキハ登記所ハ職權ヲ以テ登記ヲ抹消スヘシ

同第四百五十一條ノ五 前三條ノ規定ハ本店及支店ノ所在地ニ於テ登記スヘキ事項ノ登記ニ付テハ本店ノ所在地ニ於テ爲シタル登記ニノミ之ヲ適用ス

前項ノ場合ニ於テ本店所在地ノ登記所カ登記ヲ抹消シタルトキハ遲滞ナク其旨ヲ支店所在地ノ登記所ニ通知スヘシ

支店所在地ノ登記所カ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク登記ヲ抹消スヘシ

同第四百五十一條ノ六 登記所ハ登記ヲ爲シタル後其登記ニ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ發見シタルトキハ遲滞ナク登記ヲ爲シタ

ル者ニ其旨ヲ通知スヘシ但其錯誤又ハ遺漏カ登記所ノ過誤ニ出テタルトキハ此限ニ在ラス

前項但書ノ場合ニ於テハ登記所ハ遲滞ナク地方裁判所長ノ許可ヲ得テ登記ノ更正ヲ爲スヘシ

同第四百五十四條 商業登記簿ノ全部又ハ一部カ滅失シタル場合ニ於テハ司法大臣ハ一定ノ期間ヲ定メテ登記ノ回復ニ必要ナル處分ヲ命スルコトヲ得

同第四百五十五條 司法大臣ハ數個ノ登記所ノ管轄ニ屬スヘキ商業登記ノ事務ヲ其一登記所ニ委任スルコトヲ得

同第四百五十六條 登記簿ノ調製其他登記ニ關スル施行細則ハ司法大臣ノヲ定ム

同第四百五十七條 不動産登記法第十條、第十三條、第十八條、第二十條、第二十二條、第二十四條及ヒ第五十九條ノ規定ハ商業登記ニ之ヲ準用ス

(不動産登記法第十條) 登記所ニ於テ其事務ヲ停止セサルコトヲ得サル事故ノ生シタルトキハ司法大臣ハ期間ヲ定メテ其停止ヲ命スルコトヲ得

(同第十三條) 登記官吏カ其職務ノ執行ニ付キ申請人其他

産業組合法

ノ者ニ損害ヲ加ヘタルトキハ其損害カ登記官吏ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル場合ニ限り之ヲ賠償スル責ニ任ス

(同第十八條) 登記簿ニハ地方裁判所長其枚數ヲ表紙ノ裏面ニ記載シ職氏名ヲ署シ職印ヲ押捺シ且毎葉ノ綴目ニ職印ヲ以テ契印ヲ爲スコトヲ要ス

(同第二十條) 登記簿、見出帳、共同人名簿及ヒ圖面ハ永久ニ之ヲ保存スルコトヲ要ス申請書其他ノ附屬書類ハ申請書受附ノ日ヨリ十年間之ヲ保存スルコトヲ要ス

(同第二十二條) 登記簿及ヒ其附屬書類ハ事變ヲ避ケル爲メニスル場合ヲ除ク外登記所外ニ持出スコトヲ得ス但第二十條第二項ニ掲ケタル書類ニ付テハ裁判所又ハ豫審判事ノ命令又ハ囑託アリタルトキハ此限ニ在ラス

(同第二十四條) 登記簿及ヒ其附屬書類ノ滅失スル處アルトキハ司法大臣ハ必要ナル處分ヲ命スルコトヲ得

同第五十八條 商號ノ登記ハ同市町村内ニ於テハ同一ノ營業ノ爲メ他人カ登記シタルモノト判然區別シ得ルトキニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

同第六十五條 登記所カ第五百十一條ノ六第二項ノ規定ニ依リ商號ニ關スル登記ノ更正ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク登記ヲ爲シタル者ニ其旨ヲ通知スヘシ

同第七十五條 清算人ニ關スル登記ハ清算ヲ爲スヘキ會社ノ登記所ノ管轄トス

前項ノ登記ハ會社ノ登記ニ記載シテ之ヲ爲ス

附 則 (明治四十二年法律第二十七條)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(明治四十二年勅令第二百一十一號) ヲ以テ同年九月一日ヨリ施行

本法施行前産業組合カ裁判所ニ差出シタル組合員名簿ハ組合原簿ト看做ス

附 則 (大正六年法律第二十二號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(大正六年十月二十六日勅令第九十號) ヲ以テ同年十一月一日ヨリ施行

本法施行前ニ登記シタル産業組合及産業組合聯合會ニシテ定款ニ區域ノ定アルモノニ付テハ地方長官ハ本法施行ノ日ヨリ三月内ニ區域ノ登記ヲ各事務所所在地ノ登記所ニ囑託スヘシ

附 則 (大正十年法律第七十三號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(大正十年八月三日勅令第三百七十號) ヲ以テ同年八月十日ヨリ施行

本法施行前ニ設立シタル生産組合又ハ生産組合聯合會ハ之ヲ本法ニ依リ設立シタル利用組合又ハ利用組合聯合會ト看做ス

附 則 (大正十五年法律第五十四號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム但シ第五十九條及第六六條ニ關スル規定ハ郡長及島司廢止ノ日ヨリ之ヲ施行ス

産業組合法施行規則

明治四十二年八月二十一日農商務省令第三十五號
改正大正六年十月二十七日農商務省令第三十號
改正大正十年七月二十日農商務省令第二十四號
改正大正十五年五月二十日農林省令第九號

第一條 信用組合ノ區域内ニ住居スル者ニ非サレハ加入ノ豫約ヲ爲スコトヲ得ス

15 前項ノ豫約者ニ對スル貯金ノ拂戻ハ豫約ノ消滅シタルトキニ限り之ヲ爲スコトヲ得

18 豫約者ハ其ノ貯金カ現在組合員ノ出資一口ニ對スル拂込金額ノ最小額ト同額ニ達シタル後ニ非サレハ組合ニ加入スルコトヲ得

産業組合法施行規則

ス

豫約者カ豫約後三箇年ヲ經過シ尙ホ組合員ト爲ルニ至ラサルトキハ組合ハ豫約ノ解除ヲ爲スヘシ

第一條ノ二 利用組合ハ定款ヲ以テ定ムルニ非サレハ組合員タルコトヲ得サル者ヲシテ産業組合法第一條第八項ノ規定ニ依リ指定シタル設備ヲ利用セシムルコトヲ得ス

第一條ノ三 産業組合法第一條第七項ニ組合員タルコトヲ得サル者ト稱スルハ法令若ハ定款ノ規定ニ依リ又ハ出資ノ能力ナキ爲組合ニ加入スルコトヲ得サル者ヲ謂フ

第一條ノ四 産業組合法第一條第七項ノ事業ヲ行フ利用組合ノ設立ノ許可ヲ申請スル者ハ定款ノ外左ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ提出スヘシ

一 申請ノ理由

二 設備ノ規模及其ノ能力

三 組合員ノ設備利用ノ程度

四 設備ニ關スル事業施行ノ方法

五 設備

六 一事業年度ノ收支概算

産業組合法施行規則

二四

七 組合員數、組合員戶數、區域内戶數及組合員タルコトヲ得サル者ニシテ設備ヲ利用シ得ルモノノ種類別數

二 其ノ他ノ設備ニ在リテハ前號ニ掲クル者及定款ヲ以テ規定シタル者

5 組合員タルコトヲ得サル者ヲシテ産業組合法第一條第八項ノ規定ニ依リ指定シタル設備ヲ利用セシムル爲メ定款ヲ變更セムトスル場合ニ於テハ認可申請書ニ前項第二號乃至第七號ニ掲クル事項ヲ記載シタル書類、財産目録及貸借對照表ヲ添付スヘシ

第一條ノ七 組合員タルコトヲ得サル者ヲシテ設備ヲ利用セシムル場合ニ於ケル利用料ハ實費ヲ超ユルコトヲ得ス
第一條ノ八 産業組合法第六條ノ二ニ住宅ト稱スルハ主トシテ住居ノ用ニ供スル家屋及之ニ相應スル門、牆塹、物置、井戸其ノ他居住ノ爲必要ナル附屬設備ヲ謂フ
第一條ノ九 産業組合法第六條ノ二ノ規定ニ依リ地方税ノ免除ヲ受クヘキ住宅又ハ住宅用地ハ左ノ制限ニ從フコトヲ要ス但シ産業組合ノ住宅ノ建設者ハ購入又ハ住宅用地ノ取得ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

10 第一條ノ五 産業組合法第一條第七項ノ事業ヲ行フ利用組合ハ其ノ區域内ニ於ケル組合員タルコトヲ得ル者ノ三分ノ二以上ヲ組合員トスルモノニ限ル

一 住宅ハ一組合員ニ付一戸ニ限ル

第一條ノ六 組合員タルコトヲ得サル者ニシテ産業組合法第一條第八項ノ規定ニ依リ指定シタル設備ヲ利用シ得ルモノハ組合ノ區域内ニ居住スル者ニ限ル但シ左ノ各號ニ掲クル者ハ此ノ限ニ在ラス

二 前號ノ住宅ハ一戸ニ付家屋各階ノ床面積合計五十坪ヲ超ユルコトヲ得ス但シ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス
三 住宅用地ハ住宅ニ相應スルモノナルコトヲ要ス

18 一 電氣設備ニ在リテハ組合ノ區域内ニ於テ家屋物件ヲ所有シ使用シ又ハ占有シ之カ爲其ノ設備ヲ利用スル必要アル者

第二條 出資一口ノ金額ハ組合ニ在リテハ五十圓、聯合會ニ在リテハ五百圓ヲ超ユルコトヲ得ス但シ特別ノ事由アルトキハ此ノ

限ニ在ラス

第三條 第一回拂込ノ金額ハ出資一口ノ金額ノ十分ノ一ヲ下ルコトヲ得ス

第九條 組合、聯合會及中央會ノ事業年度ハ曆年ニ依ル但シ特別ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四條 準備金ノ額ハ出資總額ヲ下ルコトヲ得ス

ルニ非サレハ給料、報酬又ハ賞與ヲ受クルコトヲ得ス

5 第五條 組合若ハ聯合會カ新ニ加入スル者ヨリ加入金ヲ徵收シ又ハ新ニ出資口數ヲ増加スル者ヨリ増口金ヲ徵收スルトキハ其ノ

第九條ノ二 産業組合法第一條第三項又ハ第四項ノ規定ニ依ル貯金ノ受入及拂戻ニ付テハ組合員ノ貯金ト區別シテ整理シタル帳簿ヲ備付クヘシ

金額ハ之ヲ準備金ニ組入ルヘシ脱退シタル組合員又ハ組合若ハ聯合會ニ對シ其ノ持分ノ一部ヲ拂戻スヘキコトヲ定メタルトキハ其ノ殘額ニ付亦同シ

第九條ノ三 産業組合法第一條第七項ノ規定ニ依リ利用ニ付テハ組合員ノ利用ト區別シテ整理シタル帳簿ヲ備付クヘシ
第九條ノ四 登記又ハ組合原簿若ハ聯合會原簿ノ記載ニ關スル屆書ニハ理事又ハ清算人署名捺印スヘシ

10 第六條 總代會ハ組合ニ在リテハ五百人以上ノ組合員、聯合會ニ在リテハ百人以上ノ所屬組合及所屬聯合會ヲ有スルニ非サレハ之ヲ設クルコトヲ得ス

前項ノ屆書ニハ受附ノ年月日ヲ記載スヘシ地方長官ニ於テ受理シタル組合原簿及聯合會原簿ニ付亦同シ

總代會ヲ設ケムトスルトキハ定款ニ總代ノ員數、任期及選舉ニ關スル規定ヲ設ケヘシ

第九條ノ五 地方長官ニ提出スル組合原簿、聯合會原簿又ハ其ノ記載事項ノ變更ノ屆書ニハ記載事項又ハ其ノ變更ニ付キ監事ノ證明書ヲ添付スヘシ但シ組合員ノ氏名又ハ住所ノ變更ニ付テハ

15 第七條 産業組合法第九十條ノ代表者ハ道府縣毎ニ會員之ヲ選舉スヘシ

此ノ限ニ在ラス
前項ノ規定ハ産業組合法第八十七條第二項第三號ノ事項ノ變更ノ屆書ニ之ヲ準用ス

18 第八條 前條第二項ノ規定ハ前項ノ代表者ニ之ヲ準用ス
理事及監事ハ定款ノ規定又ハ總會若ハ總代會ノ決議ニ依

産業組合法施行規則

二五

18

18

第九條ノ六 登記又ハ組合原簿若ハ聯合會原簿ノ記載ニ關スル屆書ニハ産業組合法第四十條第二項及第四十一條第二項ノ手續ヲ要スル場合ニ於テハ其ノ手續ヲ踐ミタルコトヲ證スル書面ヲ添付スヘシ

5 第十條 理事ハ總會又ハ總代會ノ承認ヲ經タル後遲滞ナク産業組合法第三十條第一項ニ掲ケタル書類ヲ組合又ハ聯合會ニ在リテハ地方長官ニ、中央會ニ在リテハ農林大臣ニ差出スヘシ

第十一條 組合又ハ聯合會ノ事業報告書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 組合ニ在リテハ組合員ノ職業別ノ數並出資口數ノ異動、聯合會ニ在リテハ所屬組合及所屬聯合會ノ種類別ノ數並出資口數ノ異動

二 出資拂込ノ總額及剩餘金ヲ以テ出資ノ拂込ニ充テタルトキハ其ノ總額

15 三 損益ノ計算並借入又ハ償還シタル金額及借入金ノ利率

三ノ二 準備金及各種ノ積立金

四 總會又ハ總代會ノ決議

18 五 事業ノ狀況

六 信用組合又ハ信用組合聯合會ニ在リテハ貸付シ又ハ償還ヲ受ケタル金額及件數、受入又ハ拂戻シタル貯金額及貯金ヲ爲シタル組合員又ハ所屬組合及所屬聯合會ノ數並貯金及貸付金ノ利率、産業組合法第一條第二項ノ豫約ヲ爲シタル信用組合ニ在リテハ豫約者ノ數及其ノ貯金額、販賣組合又ハ販賣組合聯合會ニ在リテハ受入又ハ販賣シタル物ノ種目別ノ數量及價額購買組合又ハ購買組合聯合會ニ在リテハ買入若ハ生産又ハ賣却シタル物ノ種目別ノ數量及價額、利用組合又ハ利用組合聯合會ニ在リテハ利用ノ程度ヲ表示スヘキ事項

5 六ノ二 産業組合法第一條第三項ノ規定ニ依ル貯金ヲ取扱フ信用組合ニ在リテハ其ノ貯金者ノ種類別數、受入又ハ拂戻シタル貯金額及貯金ノ利率

六ノ三 産業組合法第一條第四項ノ信用組合ニ在リテハ手形ノ種類別割引枚數、金額及割引ノ歩合、組合員及組合員外ノ職業別及金額別ノ貯金者數及貯金額、受入又ハ拂戻シタル組合員外ノ貯金額及貯金ノ利率、預入先別預入又ハ引出シタル金額及預入金ノ利率並拂戻準備金ノ管理方法別ノ金額

六ノ四 信用組合聯合會ニ在リテハ産業組合法第七十六條ノ二ニ依リテハ監事ノ證明書ヲ添付スヘシ

第一項ノ規定ニ依リ爲シタル保證ノ金額

七 産業組合法第一條第七項ノ事業ヲ行フ利用組合ニ在リテハ組合員タルコトヲ得サル者ノ利用程度ヲ表示スヘキ事項

八 處務ノ要件

5 前項ノ規定ハ中央會ノ事業報告書ニ之ヲ準用ス

第十二條 組合、聯合會又ハ中央會カ借入金ヲ爲サムトスルトキハ毎年總會又ハ總代會ニ於テ一事業年度ニ於ケル借入額ノ最高限度ヲ議決スヘシ

前項ノ規定ハ信用組合又ハ信用組合聯合會カ一事業年度ニ於ケル一組合員又ハ一所屬組合若ハ一所屬聯合會ニ對シテ爲ス貸付額又ハ手形ノ割引金額ノ最高限度ニ付キ之ヲ準用ス

10 理事ハ前二項ノ規定ニ依リ議決シタル事項ヲ組合又ハ聯合會ニ在リテハ地方長官ニ、中央會ニ在リテハ農林大臣ニ遲滞ナク報告スヘシ

第十五條ノ二 定款變更ノ認可申請書ニハ理由書及總會又ハ總代會ノ決議録ヲ添付スヘシ

第十二條ノ三 理事又ハ監事ノ變更ノ屆書ニハ其ノ變更カ總會又ハ總代會ノ決議ニ依ル場合ニ在リテハ其ノ決議録、其ノ他ノ場

18 産業組合法施行規則

合ニ在リテハ監事ノ證明書ヲ添付スヘシ

第十二條ノ四 産業組合法第十六條ノ六第二項及第三項ノ規定ニ依リ無限責任組合ノ提出スル組合原簿ニハ總組合員ノ同意ヲ證スル書面ヲ添付スヘシ

第十三條 出資一口ノ金額又ハ保證金額ノ減少ノ認可申請書ニハ

第十四條 剩餘金ノ配當ハ取扱ヒタル物ノ數量、價額其ノ他事業ノ分量又ハ拂込ミタル出資額ニ對スルノ外之ヲ爲スコトヲ得ス

取扱ヒタル物ノ數量、價額其ノ他事業ノ分量ニ對シ配當スヘキ

剩餘金ニシテ出資ノ拂込ニ充テサルモノハ拂込ミタル出資額カ

出資總額ノ二分ノ一ニ滿タサル場合ニ限り配當スヘキ剩餘金ノ

二分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス

拂込ミタル出資額ニ對スル剩餘金配當ノ率ハ年六分ヲ超ユルコトヲ得ス但シ特別ノ事由アルトキハ定款ノ定ムル所ニ依リ年一割迄之ヲ增加スルコトヲ得

第十四條ノ二 産業組合法第十六條ノ六第三項又ハ第五十八條第二項ノ場合ニ於ケル定款變更ノ認可申請書ニハ總組合員ノ同意

- ヲ證スル書面ヲ添附スヘシ
- 産業組合法第五十八條第三項ノ場合ニ於ケル定款變更ノ認可申請書ニハ第十三條ニ掲ケタル書類ヲ添附スヘシ
- 第十四條ノ三 産業組合法第六十二條第一項第一號又ハ第四號ノ事由ニ因ル解散ノ届書ニハ其ノ事由ヲ記載シ解散ノ當時ニ於ケル監事ノ證明書ヲ添附スヘシ
- 第十四條ノ四 總會ノ決議ニ因ル解散ノ認可申請書ニハ理由書、總會ノ決議録、財産目録及貸借對照表ヲ添附スヘシ
- 第十五條 合併ノ認可申請書ニハ第十三條ニ掲ケタル書類ノ外合併契約書及合併後存続スル組合若ハ聯合會又ハ合併ニ因リテ設立スル組合若ハ聯合會ノ定款並産業組合法第六十三條ノ二ノ場合ニ於テハ申請者カ同條ノ規定ニ依リ選任セラレタル者ナルコトヲ證スル書面ヲ添附スヘシ
- 産業組合法第六十二條第二項但書ノ規定ニ依ル合併ニ付テハ前項ニ掲ケタル書類ノ外組合ニ在リテハ總組合員、聯合會ニ在リテハ總所屬組合及總所屬聯合會ノ同意ヲ證スル書面ヲ添附スヘシ
- 第十六條 組織變更ノ認可申請書ニハ組合ニ在リテハ總組合員、聯合會ニ在リテハ總所屬組合及總所屬聯合會ノ同意ヲ證スル書面ヲ添附スル書面ヲ添附スヘシ
- 第十七條 組合又ハ聯合會カ中央會ニ加入シ又ハ脱退シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ届出ツヘシ
- 第十七條ノ二 第十二條ノ三ノ規定ハ清算人ノ選任及其ノ變更ノ届書ニ之ヲ准用ス
- 第十七條ノ三 第十條ノ規定ハ清算人カ産業組合法第七十一條ノ規定ニ依ル承認ヲ經タル場合ニ之ヲ準用ス
- 第十七條ノ四 清算終了ノ届書ニハ總會又ハ總代會ノ承認ヲ經タル決算報告書ヲ添附スヘシ
- 第十八條 北海道支廳長カ産業組合法第六十條ノ規定ニ依リ命令ヲ發シ又ハ處分ヲ行ハムトスルトキハ地方長官ノ指揮ヲ請フヘシ

- 第十九條 地方長官カ産業組合法第六十條又ハ第六十一條ノ規定ニ依リ命令ヲ發シ又ハ處分ヲ行ヒタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ農林大臣ニ報告スヘシ
- 第二十條 本則中農林大臣トアルハ大正六年勅令第二百號ニ依リ農林大臣及大藏大臣ノ所管ニ係ルモノニ付テハ農林大臣及大藏大臣トス

附 則

本令ハ大正六年法律第二十二號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

本令ハ大正十五年法律第五十四號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

- 10 本令施行ノ際現ニ拂込ミタル出資額以外ノ持分ニ對シ剩餘金ノ配當ヲ行フ旨ヲ定款ヲ以テ定メタル組合又ハ聯合會ノ剩餘金ノ配當ニ付テハ大正十五年十二月三十一日迄仍從前ノ例ニ依ル
- 15 前項ノ組合又ハ聯合會前項ノ期日迄ニ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ剩餘金ノ配當ニ付當分ノ内仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

産業組合法中主務大臣ノ行フ職務ニ關スル件

大正 六年十月二十六日勅令第二百號
改正大正十年八月三日勅令第三百七十二號

市街地信用組合ノ拂戻準備金ノ管理ノ件

- 産業組合法中主務大臣ノ行フ職務ニシテ左ノ各號ノ一ニ關スルモノハ農商務大臣及大藏大臣協議シテ之ヲ行フ
 - 一 産業組合法第一條第四項ノ規定ニ依リ手形ノ割引又ハ貯金ノ取扱ヲ爲ス信用組合
 - 二 信用組合聯合會及産業組合中央會ノ事業中前號ノ信用組合ニ關スル事業
- 前項ノ規定ハ樺太ニ付テハ之ヲ適用セス
- 附 則
- 本令ハ大正六年法律第二十二號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 附 則 (大正十年勅令第三百七十二號)
- 本令ハ大正十年法律第七十三號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

市街地信用組合ノ拂戻準備金ノ管理ニ關スル件

大正 六年十月二十六日勅令第二百一號
改正大正十年四月十二日勅令第九十四號

- 第一條 産業組合法第四十六條ノ二ノ規定ニ依ル拂戻準備金ノ管理ハ左ノ方法ニ依ルヘシ
- 一 金錢又ハ有價證券ノ供託

産業組合法第一條ニ依ル市街地指定ノ件

- 二 郵便貯金法ニ依ル貯金又ハ有價證券保管
- 三 信用組合聯合會ノ貯金

前項第三號ノ貯金ハ拂戻準備金總額ノ二分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス

5 第二條 前條ノ有價證券ノ種類ハ左ノ範圍ヲ超ユルコトヲ得ス

- 一 國債證券
- 二 地方債證券

第三條 第一條ノ有價證券ノ見積價格ハ事業年度ニ從ヒ毎六月末日ノ時價ヲ超ユルコトヲ得ス

10 第四條 産業組合法第一條第四項ノ規定ニ依ル貯金ヲ取扱フ信用組合ハ事業年度ニ從ヒ六月毎ニ遲滞ナク第一條ノ規定ニ依ル管理ノ手續ヲ爲シ同法第一條第四項ノ規定ニ依ル貯金ノ額ヲ記載シタル書面及管理ノ事實ヲ證明スルニ足ルヘキ書面ヲ添ヘ其ノ旨地方長官ニ届出ツヘシ

15 第五條 拂戻準備金ハ地方長官ノ承認ヲ受クルニ非サレハ之ヲ引出スコトヲ得ス

18 前項ノ承認ノ申請ハ其ノ事由ヲ具シタル書面ニ産業組合法第一條第四項ノ規定ニ依ル貯金ノ現在額並證券ヲ引出スモノニ在リ

テハ證券ノ種類、記號、番號、券面ノ金額及枚數ヲ記載シタル書面ヲ添附シテ之ヲ爲スヘシ

附 則

本令ハ大正六年法律第二十二號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (大正十年勅令第九十四號)

本令ハ大正十年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ノ供託又ハ保管ニ係ル國債證券及地方債證券以外ノ有價證券ハ本令施行ノ日ヨリ五年ヲ限り本令ノ規定ニ拘ラス仍其ノ効力ヲ有ス

産業組合法第一條ノ規定ニ依ル市街地指定ノ件

- 大正 六年十二月 四日 農商務省告示第三百四十六號
- 追加大正七年十一月 二十一日 農商務省告示第七九一六號
- 追加大正八年十二月 二十九日 農商務省告示第三二二號
- 追加大正十年七月 七日 農商務省告示第七三三號
- 追加大正十二年一月 三十一日 農商務省告示第二十四號
- 追加大正十四年一月 二十八日 農商務省告示第三十號
- 追加大正十五年六月 二十一日 農林省告示第七十五號

産業組合法第一條第四項ノ規定ニ依ル市街地ヲ左ノ通り指定ス

(北海道廳) 登川町、留萌町、岩内町、岩見澤町、網走町、余市町、野付牛町、帶廣町

江町 (德島縣) 撫養町 (香川縣) 坂出町、觀音寺町 (愛媛縣) 八幡濱町 (福岡縣) 飯塚町 (大分縣) 臼杵町、中津町

臺灣ニ於ケル市街地ノ指定左ノ如シ

(大正六年十一月二十二日臺灣總督告示第四百四十一號)

(大正十二年二月十四日臺灣總督告示第二十一號)

(臺北州) 宜蘭街、淡水街、新莊街 (新竹州) 新竹街、桃園街 (臺中州) 彰化街、鹿港街、豐原街、員林街、南投街 (臺南州) 嘉義街、斗六街、北港街 (高雄州) 屏東街、東港街 (花蓮港廳) 花蓮港街

産業組合法第一條第八項ノ規定ニ依ル

利用組合ノ設備指定ニ關スル件

大正十五年五月十九日勅令第三百三十一號

産業組合法第一條第八項ノ規定ニ依リ利用組合ノ設備ニシテ組合員タルコトヲ得サル者ヲシテ利用セシムルコトヲ得ルモノヲ指定スルコト左ノ如シ

電氣設備、水道、浴場、種畜、乾草裝置

附 則

三一

利用組合ノ利用設備指定

18 町、徳山町、柳井町、萩町 (和歌山縣) 新宮町、日方町、黒

15 山縣) 玉島町、津山町 (廣島縣) 三篠町 (山口縣) 防府

敦賀町 (石川縣) 小松町 (富山縣) 魚津町、新湊町 (岡

新莊町 (秋田縣) 能代港町、上崎港町、横手町 (福井縣)

町、白河町、須賀川町 (青森縣) 八戸町 (山形縣) 酒田町

(長野縣) 飯田町 (宮城縣) 石巻町、鹽釜町 (福島縣) 平

町、長濱町 (岐阜縣) 中津町、高山町、多治見町、豊岡町、

松阪町 (愛知縣) 津島町、愛知町、西尾町、半田町、龜崎町

(靜岡縣) 三島町、島田町、掛川町、大宮町 (滋賀縣) 彦根

町、木下町 (茨城縣) 石岡町、結城町 (栃木縣) 栃

葉縣) 本銚子町 (茨城縣) 石岡町、結城町 (栃木縣) 栃

木町、佐野町、鹿沼町、足尾町 (三重縣) 桑名町、上野町、

西灘村 (長崎縣) 島原町、湊町、大村町 (新潟縣) 新發

田町、三條町 (埼玉縣) 熊谷町、浦和町、忍阿、本庄町、大

宮町、深谷町、秩父町 (群馬縣) 伊勢崎町、館林町 (千

葉縣) 本銚子町 (茨城縣) 石岡町、結城町 (栃木縣) 栃

木町、佐野町、鹿沼町、足尾町 (三重縣) 桑名町、上野町、

西灘村 (長崎縣) 島原町、湊町、大村町 (新潟縣) 新發

田町、三條町 (埼玉縣) 熊谷町、浦和町、忍阿、本庄町、大

宮町、深谷町、秩父町 (群馬縣) 伊勢崎町、館林町 (千

葉縣) 本銚子町 (茨城縣) 石岡町、結城町 (栃木縣) 栃

木町、佐野町、鹿沼町、足尾町 (三重縣) 桑名町、上野町、

西灘村 (長崎縣) 島原町、湊町、大村町 (新潟縣) 新發

産業組合登記取扱手續

本令ハ大正十五年法律第五十四號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

産業組合登記取扱手續

明治四十二年八月十六日司法省令第十七號
改正大正二年五月二十二日司法省令第二十二號
改正大正六年十月二十七日司法省令第八號
改正大正七年三月二十五日司法省令第一號

- 5 第一條 産業組合登記簿ハ附録第一號雛形ニ依リ地方裁判所ニ於テ之ヲ調製スヘシ
- 第二條 産業組合聯合會登記簿ハ附録第一號雛形ニ依リ地方裁判所ニ於テ之ヲ調製スヘシ
- 10 第三條 産業組合中央會登記簿ハ附録第二號雛形ニ依リ地方裁判所ニ於テ之ヲ調製スヘシ
- 第四條 産業組合登記見出張ハ附録第三號雛形ニ依リ之ヲ調製スヘシ
- 第五條 産業組合登記受附帳ハ附録第四號雛形ニ依リ毎年之ヲ調製スヘシ
- 15 受附番號ハ一箇年毎ニ更新スヘシ
- 第六條 登記所ニハ左ノ帳簿ヲ備フヘシ
 - 一 囑託書類綴込帳
 - 二 決定原本綴込帳
 - 三 抗告書類綴込帳
 - 四 登記済證交付帳
 - 五 謄本抄本證明書交付帳
 - 六 受領證原符元帳
- 第七條 前條ノ帳簿ハ一箇年毎ニ別冊ト爲スヘシ但シ分冊スルコトヲ妨ケス
- 第八條 組合原簿ハ附録第五號乃至第七號雛形ニ依リ之ヲ調製スヘシ
- 第九條 組合原簿及聯合會原簿ニハ強靱ナル美濃紙ヲ用ウヘシ
- 第十條 組合原簿及聯合會原簿ニハ組合ノ代表者其ノ表紙ニ署名捺印シ且毎葉ノ綴目ニ契印ヲ爲スヘシ
- 第十一條 組合原簿及聯合會原簿ハ永久ニ之ヲ保存スヘシ
- 産業組合登記受附帳ハ十年間之ヲ保存スヘシ
- 決定原本綴込帳及抗告書類綴込帳ハ五年間之ヲ保存スヘシ
- 登記済證交付帳、謄本抄本證明書交付帳及受領證原符元帳ハ三

年間之ヲ保存スヘシ

- 前二項ノ帳簿ノ保存期間ハ當該年度ノ翌年ヨリ之ヲ起算ス
- 第十二條 産業組合登記又ハ組合原簿ノ記載ノ囑託書ニハ其ノ登記又ハ記載ニ關スル届書ノ外總會若ハ總代會ノ決議又ハ總組合員ノ同意ヲ要スル事項ニ付キ其ノ決議又ハ同意アリタルコト、産業組合法第四十條第二項及第四十一條第二項ノ手續ヲ要スル場合ニ於テハ其ノ手續ヲ踐ミタルコトヲ證スル書面ヲ添附スヘシ
- 第十三條 削除(大正七年三月法律第十四號ヲ以テ登録税法改正ニ依ル、同法第十九條参照)
- 10 第十四條 組合ノ區域ノ登記ハ登記用紙中豫備欄ニ之ヲ爲スヘシ
- 第十五條 組合ノ事務所ノ移轉又ハ合併ニ因リ産業組合法第十四條第一項ニ定ムル登記ヲ爲シタルトキハ登記用紙中豫備欄ニ其ノ事由ヲ記載スヘシ
- 15 第十六條 主タル事務所ニ非サル事務所ノ廢止ノ登記ヲ爲シタルトキハ登記用紙ヲ閉鎖スヘシ但シ登記所ノ管轄内ニ他ノ事務所アル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 18 第十七條 理事又ハ監事ノ再選ノ場合ニ於テハ其ノ旨ヲ登記スル産業組合登記取扱手續
- ヲ以テ足ル
- 第十八條 産業組合法第十六條ノ六第二項ノ組合原簿ハ前ニ送付ヲ受ケタル組合原簿ニ編綴シ登記官吏其ノ綴目ニ契印ヲ爲スヘシ
- 第十九條 組合原簿ノ記載ノ變更ハ其ノ變更欄ニ之ヲ記載シ變更シタル事項ヲ朱抹スヘシ
- 第二十條 行政區劃又ハ土地ノ名稱ノ更正ヲ爲スニハ登記簿ノ記載ニ付テハ登記用紙中變更欄ニ、組合原簿ノ記載ニ付テハ原簿ノ表紙ノ裏面ニ新舊ノ名稱及變更アリタル旨ヲ記載シ登記官吏之ニ捺印スルヲ以テ足ル
- 21 第二十一條 組合原簿ニハ其ノ表紙ニ登記番號並受付ノ年月日及番號ヲ記載スヘシ
- 22 第二十二條 組合原簿ハ之ヲ合綴スルコトヲ得合綴シタル帳簿ニハ目錄ヲ附スヘシ
- 23 第二十三條 無限責任組合原簿又ハ保證責任組合原簿ノ甲部用紙中或變更欄ニ餘白ナキニ至リタルトキハ登記官吏ハ其ノ組合原簿ニ甲部ノミノ繼續用紙ヲ編綴シ前用紙及繼續用紙ニ交互參看ノ記載ヲ爲スヘシ

産業組合登記取扱手續

前用紙中他ノ變更欄ニ餘白アルトキハ其ノ欄ニ記載スヘキ事項ニ付テハ仍之ニ記載ヲ爲スヘシ

第二十四條 前條ノ規定ハ無限責任組合原簿又ハ保證責任組合原簿ノ乙部用紙及有限責任組合原簿ニ之ヲ準用ス但シ無限責任組合原簿又ハ保證責任組合原簿ノ繼續用紙ニハ組合員ノ氏名、住所、保證責任組合ニ在リテハ保證金額ヲ移記スヘシ

第二十五條 清算終了ノ登記ハ登記用紙中豫備欄ニ之ヲ爲スヘシ

第二十六條 産業組合聯合會ノ登記ノ囑託書其ノ他ノ書類ノ受附ニ關スル記載ハ産業組合登記受附帳ニ之ヲ爲スヘシ

第二十七條 産業組合聯合會ノ登記及産業組合聯合會原簿ノ記載ニ付テハ産業組合ノ登記及産業組合原簿ノ記載ニ關スル規定ヲ準用ス

第二十八條 第十二條、第十三條、第十五條乃至第十七條、第二十條、第二十五條及第二十六條ノ規定ハ産業組合中央會ノ登記ニ之ヲ準用ス

第二十九條 不動産登記法施行細則第四條、第五條、第二十條乃至第二十四條、第三十三條乃至第三十五條ノ二、第三十六條、第三十七條、第三十九條、第四十七條及商業登記取扱手續第九

條、第十條乃至第十三條、第十五條乃至第二十條、第二十一條第五項、第二十三條乃至第二十八條、第二十九條乃至第三十三條、第四十四條、第四十四條ノ八乃至第四十六條、第四十九條ノ三ノ規定ハ産業組合、産業組合聯合會及産業組合中央會ノ登記ニ之ヲ準用ス

不動産登記法施行細則第四條 登記簿及ヒ共同人名簿ハ登記所ノ請求ニ因リ地方裁判所長之ヲ交付スヘシ

登記所ハ翌年ニ必要ナル帳簿ノ冊數及ヒ各冊ノ枚數ヲ見積リ毎年十一月中ニ請求ヲ爲スヘシ

豫定外ニ帳簿ノ必要ヲ生シタルトキハ臨時其請求ヲ爲スコトヲ得

同第五條 登記簿及ヒ共同人名簿ノ用紙ニハ豫メ丁數ヲ記入スヘシ

同第二十條 事變ヲ避クル爲メ登記簿又ハ其附屬書類ヲ登記所外ニ持出シタルトキハ登記官吏ハ速ニ其旨ヲ司法大臣ニ具申スヘシ

同第二十一條 裁判所又ハ豫審判事ヨリ申請書其他ノ附屬書類ヲ送付スヘキ命令又ハ囑託アリタルトキハ登記官吏ハ其關

係アル部分ニ限り之ヲ送付スヘシ

同第二十二條 登記簿ノ全部又ハ一部カ滅失シタルトキハ登記官吏ハ遲滞ナク其事由、年月日、滅失セシ登記簿ノ冊數其他

不動産登記法第二十三條ノ告示ヲ爲スニ必要ナル事項ヲ詳細ニ記載シ且回復登記期間ヲ豫定シ地方裁判所長ニ申報スヘシ

但區裁判所出張所ノ申報ハ簡轄區裁判所ヲ經由スヘシ
地方裁判所長カ前項ノ申報ヲ受ケタルトキハ相當ノ調査ヲ爲シタル後司法大臣ニ其申ヲ爲スヘシ

(不動産登記法第二十三條) 登記簿ノ全部又ハ一部カ滅失シタル場合ニ於テハ司法大臣ハ三ヶ月ヨリ少カラサル期間ヲ定メ其期間内ニ登記ノ回復ヲ申請スル者ハ仍ホ其登記簿

ニ於ケル順位ヲ有スヘキ旨ヲ告示スルコトヲ要ス

同第二十三條 登記簿及ヒ其附屬書類ノ滅失スル虞アルトキハ詳細其狀況ヲ取調ヘ且處分方法ヲ具シ前條ノ例ニ準シ申報又ハ具申ヲ爲スヘシ

同第二十四條 登記所ニ於テ登記ニ關スル帳簿又ハ書類ヲ廢毀セントスルトキハ目錄ヲ作り地方裁判所長ノ認可ヲ受ケヘシ但區裁判所出張所カ認可ヲ請フトキハ管轄區裁判所ヲ經由ス

産業組合登記取扱手續

ヘシ

同第三十三條 不動産登記法第二十一條第二項ノ郵送料ハ郵便切手ヲ以テ之ヲ納付スヘシ

(不動産登記法第二十一條第二項 手数料ノ外郵送料ヲ納付シテ登記簿ノ謄本又ハ抄本ノ送付ヲ請求スルコトヲ得)

同第三十四條 登記官吏カ第二十九條ノ申請書ヲ受取リタルトキハ受附帳ニ請求ノ目的、申請人ノ氏名、受附ノ年月日及ヒ受附番號ヲ記載シタル上受附番號ノ順序ニ從ヒテ相當ノ處分ヲ爲スヘシ

同第三十五條 登記簿ノ謄本ハ登記簿ト同一様式ノ用紙ヲ以テ之ヲ作り其末尾ニ左ノ認證文ヲ記載シタルモノヲ添附シテ契印ヲ爲シ登記官吏之ニ年月日ヲ記載シテ署名捺印シ且登記所ノ印ヲ捺捺スヘシ

此謄本ハ登記簿ニ依リ之ヲ作り茲ニ登記簿ト相違ナキコトヲ認證ス

前項ノ規定ハ登記簿ノ抄本ニ之ヲ準用ス但抄本用紙ハ半紙野紙ヲ用ユヘシ

同第三十五條ノ二 登記簿ノ謄本ハ法令ニ別段ノ定アル場合ヲ

産業組合登記取扱手續

除ク外登記簿一用紙ノ全部ヲ遺漏ナク謄寫シテ之ヲ作ルヘシ
但請求ニ因リ抹消ニ係ラサル登記ノミヲ謄寫シテ之ヲ作ルコ
トヲ得此場合ニ於テハ認證文ニ其旨ヲ附記スヘシ

同第三十六條 登記簿ノ謄本又ハ抄本ヲ交付スルトキハ謄本抄
本交付帳ニ謄本又ハ抄本ノ區別、數、交付ノ年月日及ヒ申請
人ノ氏名ヲ記載スヘシ

前項ノ規定ハ登記簿ノ謄本ヲ他ノ登記所ニ移送スル場合ニ之
ヲ準用ス

同第三十七條 登記簿又ハ附屬書類ノ閱覽ハ登記官吏ノ面前ニ
於テ之ヲ爲サシムヘシ

同第三十九條 申請書カ數葉ニ涉ルトキハ申請人ハ每葉ノ綴目
ニ契印スヘシ但登記權利者又ハ登記義務者カ多數ナルトキハ
其一人ノ契印ヲ以テ足ル

同第四十七條 登記官吏カ申請書ヲ受取りタルトキハ遲滞ナク
申請ニ關スル總テノ事項ヲ調査スヘシ

商業登記取扱手續第九條 申請書、囑託書、通知書、届書、許
可書、管轄轉屬ニ因リ移送ヲ受ケタル登記簿謄本其他附屬書
類ハ之ニ登記簿ノ冊數及ヒ其丁數ヲ記載シ受附番號ノ順序ニ

依リテ前項ノ綴込帳ニ之ヲ編綴スヘシ

登記簿ノ種類ニ依リ前項ノ綴込帳ヲ分冊シタルトキハ其表紙
ニ登記簿ノ種類ヲ示スヘキ文字ヲ記載スヘシ

同第十條 登記簿若クハ附屬書類ノ閱覽又ハ登記簿ノ謄本若ク
ハ抄本ノ交付ヲ請求スル者ハ申請書ヲ提出スヘシ

同第十一條 登記簿又ハ附屬書類ノ閱覽ヲ請求スル場合ニ於テ
ハ申請書ニ左ノ事項ヲ記載シ申請人署名捺印スヘシ但附屬書
類ノ閱覽ヲ請求スル場合ニ於テハ申請書ニ利害ノ關係ヲ疏明
スルニ足ルヘキ事由ヲ記載シ又ハ之ニ其關係ヲ疏明スルニ足
ルヘキ書面ヲ添付スヘシ

- 一 登記簿ノ種類
- 二 閱覽セント欲スル登記事項
- 三 登記所ノ表示
- 四 年月日

同第十二條 登記簿ノ謄本又ハ抄本ノ交付ヲ請求スル場合ニ於
テハ申請書ニ左ノ事項ヲ記載シ申請人署名捺印スヘシ

- 一 登記簿ノ種類
- 二 謄本又ハ抄本ノ交付ヲ請求スル登記事項

- 三 手数料ノ金額
- 四 登記所ノ表示
- 五 年月日

登記簿ノ抄本ノ交付ヲ請求スル場合ニ於テハ申請書ニ前項ニ
掲ケタル事項ノ外抄本ノ交付ヲ請求スル部分ヲモ記載スヘシ

同第十三條 登記事項ニ變更ナキコト又ハ或事項ノ登記ナキコ
トノ證明ヲ請求スル者ハ申請書ニ通テ提出スヘシ

前項ノ申請書ニハ證明ヲ請求スル事項及ヒ年月日ヲ記載シ申
請人署名捺印スヘシ

登記官吏ハ申請書ノ一通ニ證明文ヲ附シ年月日ヲ記載シテ署
名捺印シ且登記所ノ印ヲ押捺シテ之ヲ申請人ニ交付スヘシ

同第十五條 登記官吏カ申請書ヲ受取りタルトキハ受附帳ニ登
記ノ目的、申請人ノ氏名、(會社カ申請人ナルトキハ其商號)

受附ノ年月日及ヒ受附番號ヲ記載シ申請書ニ受附ノ年月日及
ヒ受附番號ヲ記載スヘシ

同第十六條 申請書其他ノ書面ノ受領證ニハ受附ノ年月日及ヒ
受附番號ヲ記載スヘシ

同第十七條 登記官吏ハ受附番號ノ順序ニ從ヒテ登記ヲ爲スヘ
シ

産業組合登記取扱手續

同第十八條 登記ヲ爲スニハ登記用紙中相當欄ニ登記事項及ヒ
登記ノ年月日ヲ記載シ登記官吏捺印スヘシ

登記用紙中或欄ニ登記事項ヲ記載スルコトナクシテ登記ヲ完
了シタルトキハ其空欄ニ朱線ヲ交叉スヘシ但後日登記スルコ
トアルヘキ事項ノ爲メ設ケタル欄ニ付テハ此限ニ在ラス

登記用紙中或欄ニ登記事項ヲ記載シタル場合ニ於テ同欄内ニ
餘白アルトキハ其餘白ニ朱線ヲ交叉スヘシ

變更欄ニ登記ヲ爲シタルトキハ其左側ニ縦線ヲ劃シテ餘白ト
分界スヘシ

同第十九條 變更ノ登記又ハ登記ノ更正ヲ爲シタルトキハ變更
又ハ更正シタル登記事項ヲ朱抹スヘシ

同第十九條ノ二 抹消ノ登記ヲ爲シタルトキハ抹消スヘキ登記
事項ヲ抹消スヘシ但抹消ノ登記ヲ爲シタルニ因リ登記用紙ヲ
閉鎖スヘキ場合ハ此限ニ在ラス

同第二十條 登記用紙ヲ閉鎖スルニハ登記番號ヲ朱抹スヘシ

同第二十一條第五項 破産法第二百二十二條及ヒ和議法第八條ノ
規定ニ依ル登記ハ豫備欄ニ之ヲ爲スヘシ

（破産法第十九條） 法人ニ對シテ破産ノ宣告ヲ爲シタルトキハ裁判所ハ職權ヲ以テ遲滞ナク囑託書ニ破産決定書ノ謄本ヲ添附シテ破産ノ登記ヲ各營業所又ハ各事務所ノ所在地ノ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス）

（同第二十條） 裁判所カ破産者ニ關スル登記アルコトヲ知リタルトキハ職權ヲ以テ遲滞ナク囑託書ニ破産決定書ノ謄本ヲ添附シテ破産ノ登記ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス破産財團ニ屬スル權利ニシテ登記シタルモノアルコトヲ知リタルトキ亦同シ）

（同第二十一條） 前二條ノ規定ハ破産取消、破産廢止又ハ強制和議取消ノ決定カ確定シタル場合及破産終結ノ決定アリタル場合ニ之ヲ準用ス破産管財人カ破産ノ登記アリタル權利ヲ破産財團ヨリ拋棄シタル場合ニ於テ登記囑託ノ申立アリタルトキ亦同シ）

（同第二十二條） 登記所カ前三條ノ規定ニ依リテ登記ノ囑託ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク其ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス（前項ノ登記ニ付テハ登録稅ヲ課セス）

（和議法第八條） 破産法第十九條乃至第二百二十二條及第百

二十四條ノ規定ハ和議開始、和議開始決定取消又ハ和議廢止ノ決定アリタル場合及和議認否又ハ和議取消ノ決定カ確定シタル場合ニ之ヲ準用ス）

（同第二十三條） 非訟事件手續法第四百八條（既出）ノ規定ニ依リ登記ノ更正ノ申請アリタルトキハ登記用紙中變更欄ニ其登記ヲ爲スヘシ

（同第二十四條） 登記用紙中或欄カ登記ヲ爲スヘキ餘白ナキニ至リタルトキハ新用紙中登記番號ノ右側ニ其番號ノ第二ナルコト並ニ前用紙ヲ編綴セル登記簿ノ冊數、丁數及ヒ其繼續用紙ナルコトヲ記載シ且前用紙中登記番號ノ左側ニ第一ノ文字並ニ新用紙ヲ編綴セル登記簿ノ冊數、丁數及ヒ之ニ繼續スル旨ヲ記載スヘシ

前用紙中他ノ欄ニ餘白アルトキハ其欄ニ登記スヘキ事項ニ付テハ仍ホ之ニ登記ヲ爲スヘシ

（同第二十五條） 登記ヲ爲シ又ハ申請書其他登記ニ關スル書面ヲ作ルニハ字畫ヲ明瞭ニスヘシ

金錢其他ノ物ノ數量、年月日及ヒ番號ヲ記載スルニハ壹貳參拾ノ字ヲ用ユヘシ

文字ハ之ヲ改竄スルコトヲ得ス若シ訂正、挿入又ハ削除ヲ爲シタルトキハ其字數ヲ欄外ニ記載シ又ハ文字ノ前後ニ括弧ヲ附シ之ニ捺印シ其削除ニ係ル文字ハ尙ホ讀得ヘキ爲メ字體ヲ存スヘシ

（同第二十六條） 登記ノ公告ハ登記ヲ爲シタル登記所ノ名ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

（同第二十七條） 登記ノ申請人ハ登記濟證ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

登記官吏カ前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ附錄第十三號雛形ニ依リ登記濟證ヲ交付スヘシ

（同第二十八條） 商業登記ノ見出帳ニハイロハ順ニ依リ豫メイノ部ヨリスノ部マテヲ設ケ置キ登記用紙ニ登記番號ヲ記載スル毎ニ登記用紙ヲ編綴セル登記簿ノ冊數、丁數及ヒ登記番號ヲ記入スヘシ

（同第二十九條） 登記用紙ヲ閉鎖シタルトキハ見出帳中備考欄ニ其事由ヲ記載シテ其見出を朱抹スヘシ

産業組合登記取扱手續

18

15

10

5

18

15

10

5

5

10

18

18

5

10

15

18

産業組合登記取扱手續

同第三十三條 會社ノ商號ハ商號登記簿ニ登記スルコトヲ要セス

同第四十四條 會社カ其本店又ハ支店ヲ登記所ノ管轄外ニ移轉シタル場合ニ於テ移轉ノ登記ヲ爲シタルトキハ其登記用紙ヲ閉鎖スヘシ

前項ノ規定ハ登記所ノ管轄内ニ本店又ハ他ノ支店アル場合ニハ之ヲ適用セス

同第四十四條ノ八 非訟事件手續法第一百五十一條ノ二第一項ノ通知ニハ登記ヲ爲シタル事件ノ表示及ヒ其登記カ商法又ハ非訟事件手續法ノ規定ニ依リテ許スヘカラサルモノナルコトヲ記載スヘシ

同第四十四條ノ九 非訟事件手續法第一百五十一條ノ四ノ規定ニ依リ抹消ノ登記ヲ爲ス場合ニ於テハ其事由ヲモ記載スヘシ

同第四十四條ノ十 非訟事件手續法第一百五十一條ノ六第二項ノ規定ニ依リ登記ノ更正ヲ爲ス場合ニハ許可ヲ爲シタル裁判所ノ名稱及ヒ許可ノ年月日ヲモ記載スヘシ

同第四十五條 會社登記簿ニ清算終了ノ登記ヲ爲シタルトキハ其登記用紙ヲ閉鎖スヘシ

四〇

同第四十六條 登記ノ申請書ニ添附シタル書類ノ原本ノ還付ヲ請求スル場合ニ於テハ申請人ハ其原本ニ相違ナキ旨ヲ記載シタル謄本ヲ添付スヘシ

登記官吏カ書類ノ原本ヲ還付スルトキハ其謄本ニ原本還付ノ旨ヲ記載シテ捺印スヘシ

附 則

同第四十九條ノ三 登記官吏カ其職務上過料ニ處セラルヘキ者アルコトヲ知りタルトキハ遲滞ナク其事件ヲ管轄地方裁判所長ニ通知スヘシ

本令ハ大正六年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十二年司法省令第十七號産業組合登記取扱手續第五十二條乃至第五十三條ノ規定ハ仍其ノ効力ヲ有ス但シ届出及組合原簿ノ送付ニ付テハ本令ノ規定ニ依ル

本令施行前ニ生ジタル事項ニシテ未タ登記ノ手續ヲ經サルモノニ付テハ本令ヲ適用ス

従前ノ印鑑簿ハ適宜之ヲ廢毀スヘシ

參照 明治四十二年司法省令第十七號産業組合登記取扱手續第五十一條乃至第五十三條ノ規定ハ次ノ如シ

第五十一條 本令施行前ニ設立ノ登記ヲ爲シタル組合カ産業組合法第十五條第一項第一號及第二號ニ掲ケタル事項ニ變更ヲ生シタルニ因リ組合原簿ノ記載ノ變更ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ更ニ本令ニ定メタル組合原簿ヲ差出スヘシ

前項ノ組合原簿ニハ變更前ノ總口數及拂込ミタル出資ノ總額ヲ記載スヘシ

第五十二條 本令施行前ニ登記シタル事項ノ變更又ハ消滅ノ登記ハ從來ノ登記簿ニ之ヲ爲スヘシ

第五十三條 本令施行前ニ調製シタル産業組合登記簿ハ既ニ登記ヲ爲シタルモノナルト否ト問ハス當分ノ儘之ヲ使用スルコトヲ得

産業組合登記取扱手續

四一

部 甲

更 變	丁	更 變	數口總ノ資出	稱 名
更 變		更 變	總資ルミ拂 額ノ出タ込	

産業組合登記取扱手續

附 録 第 五 號

有限責任何々組合ノ組合原簿

産業組合登記取扱手續

部 乙

更 變	組合員ノ 氏名住所	丁	更 變	組合員ノ 氏名住所
更 變			更 變	組合員 氏名住所

四九

更 變	丁	更 變	數口總ノ資出	稱 名
更 變		更 變	總資ルミ拂 額ノ出タ込	

四八

更 變		組合員ノ 氏名住所	保證金額	更 變		組合員ノ 氏名住所	保證金額
更 變				更 變			
更 變		組合員ノ 氏名住所	保證金額	更 變		組合員ノ 氏名住所	保證金額
更 變				更 變			

産業組合登記簿ノ謄本及抄本等

産業組合登記簿ノ謄本又ハ抄本ノ交
付ノ請求等ニ關スル手数料ノ件

明治三十三年七月司法省令第三一號
改正明治四十二年八月司法省令第十八號

産業組合登記簿、産業組合聯合會登記簿及ヒ産業組合中央會登記簿ノ謄本又ハ抄本ノ交付ノ請求等ニ關スル手数料ニ付テハ明治三十二年司法省令第十四號第一條及第三條乃至第六條ノ規定ヲ準用ス

明治三十二年司法省令第十四號第一條 不動産登記法第二十一條又ハ非訟事件手續法第百四十二條(既出)ノ規定ニ依リ登記簿ノ謄本又ハ抄本ノ交付ヲ請求スル者ハ其ノ用紙一枚ニ付キ手数料金十五錢ヲ納ムヘシ但一枚ニ滿タサルモノト雖モ仍ホ之ヲ一枚ニ計算ス

同第三條 非訟事件手續法第百四十三條(既出)ノ規定ニ依リ登記事項ニ變更ナキコト又ハ或事項ノ登記ナキコトノ證明ヲ請求スルモノハ每一件手数料金十五錢ヲ納ムヘシ

同第四條 明治三十二年司法省令第十三號第二十七條ノ規定ニ

附錄第六號	無限責任何々組合ノ 名組合ノ 稱組合原簿
附錄第七號	保證責任何々組合ノ 名組合ノ 稱組合原簿

産業組合登記取扱手續

(ク續ニ之ハ部乙甲頁前意注)

更 變		稱 名	資出ノ總口數
更 變			
更 變		稱 名	資出ノ總口數
更 變			

依り商業登記ニ付キ登記簿ノ交付ヲ請求スル者ハ手数料金十錢ヲ納ムヘシ

同第五條 手数料ハ收入印紙ヲ申請書ニ貼附シテ之ヲ納ムヘシ

同第六條 第一條乃至第三條ノ規定ハ官吏又ハ公吏カ政府ノ利益ノ爲メ其ノ職務ヲ以テ請求ヲ爲ス場合ニハ之ヲ適用セス

本令ハ明治四十二年法律第二十九號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

産業組合ニ關スル登記ヲ取扱フ登記所ノ件

明治三十三年七月司法省令第二十四號

10 産業組合ニ關スル登記ノ事務ハ商業登記ヲ取扱フ登記所ニ於テノミ之ヲ取扱ハシム

農業倉庫業法

大正六年七月法律第十五號(同年九月一日ヨリ施行)
改正大正十五年三月二十七日法律第三十二號

15 第一條 本法ニ於テ農業倉庫業者トハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ

18 一 農業ヲ營ム者カ其ノ生産シタル穀物、繭其ノ他勅令ヲ以テ

指定スル物品ヲ所有スル場合又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者カ小作料トシテ受ケタル穀物其ノ他勅令ヲ以テ指定スル物品ヲ所有スル場合ニ於テ其ノ者ノ爲ニ本法ニ依リ之ヲ倉庫ニ保管スル者

5 二 販賣組合又ハ販賣組合聯合會カ賣却スル繭ヲ其ノ者ノ爲ニ本法ニ依リ倉庫ニ保管スル者

前項ニ規定スル寄託物ニ付所有權ノ移轉アリタルトキト雖農業倉庫業者ハ其ノ寄託物ノ保管期間内ニ限り之ヲ保管スルコトヲ得

10 農業倉庫業者ハ前二項ノ規定ニ依ル保管ニ支障ナキ場合ニ限り業務規程ノ定ムル所ニ依リ前二項ノ規定ニ依ラス物品ノ保管ヲ爲スコトヲ得

第二條 農業倉庫業者ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ前條ノ事業ノ外左ノ事業ヲ爲スコトヲ得

一 受寄物ノ調製、改装又ハ荷造ヲ爲スコト

二 受寄物ノ運送又ハ販賣ノ仲立ヲ爲スコト

三 受寄物ノ運送又ハ販賣ノ取次ヲ爲スコト

18 四 自己ノ作成シタル農業倉庫證券ヲ擔保トシテ貸付ヲ爲スコト

五 受寄物ヲ聯合農業倉庫業者ニ寄託シタル場合ニ於テ其ノ物品ノ聯合農業倉庫證券ヲ擔保トシテ貸付ヲ爲スコト

六 他ノ農業倉庫業者カ擔保トシテ受取りタル農業倉庫證券ヲ擔保トシテ貸付ヲ爲スコト

5 第三條 農業倉庫業者ハ營利ヲ目的トシテ其ノ事業ヲ爲スコトヲ得ス

10 第四條 産業組合、農會、農業ノ發達ヲ目的トスル公益法人並市町村及之ニ準スヘキモノニ非サレハ第一條第一號ノ農業倉庫業者タルコトヲ得ス

10 命令ヲ以テ指定スル産業組合聯合會ニ非サレハ第一條第一號第二號ノ農業倉庫業者タルコトヲ得ス

15 第五條 農業倉庫業者タル産業組合又ハ産業組合聯合會ハ産業組合法ニ規定スルモノノ外第一條及第二條ニ規定スル事業ヲ目的ト爲スコトヲ得

15 前項ノ産業組合又ハ産業組合聯合會ハ組合員又ハ所屬組合若ハ所屬聯合會ノ爲ニ前項ノ事業ヲ爲スノ外附隨トシテ組合員又ハ所屬組合若ハ所屬聯合會ニ非サル者ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得但

18 農業倉庫業法

シ第二條第四號乃至第六號ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

農業倉庫業者タル農會又ハ公益法人ハ第二條第四號乃至第六號ノ事業ヲ爲スコトヲ得ス

第六條 農業倉庫業者タラムトスル者ハ業務規程ヲ具シ行政官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第七條 農業倉庫業者ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ種類及品位ノ同一ナル寄託物ヲ混合シテ保管スルコトヲ得

第七條ノ二 農業倉庫業者ハ寄託者ノ請求ニ因リ寄託物ノ倉荷證券ヲ交付スルコトヲ要ス

商法第三百八十三條ノ二第二項及第三百八十三條ノ三ノ規定ハ

10 前項ノ倉荷證券ニ之ヲ準用ス

第八條 農業倉庫業者ノ作成スル倉荷證券ニハ農業倉庫證券ナル文字ヲ記載スルコトヲ要ス

農業倉庫業者ニ非サル者ノ作成スル預證券及質入證券又ハ倉荷證券ニハ農業倉庫證券ナル文字ヲ記載スルコトヲ得ス

15 第九條 混合保管ノ場合ニ於テハ農業倉庫業者ハ農業倉庫證券ニ其ノ旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第十條 寄託物ノ保管期間ハ寄託ノ日ヨリ六月以内トス

18 五三

第一條第一項ニ規定スル寄託物ニ付テハ保管期間ヲ更新スルコトヲ得但シ寄託者ハ更新ノ際同條第一項ニ掲ケタルコトヲ要シ其ノ期間ハ六月ヲ超ユルコトヲ得ス

第一條第三項ニ規定スル寄託物ニ付テハ同條第一項及第二項ノ規定ニ依ル保管ニ支障ナキ場合ニ限り保管期間ヲ更新スルコトヲ得其ノ期間ハ前項但書ニ同シ

第十一條 商法第三編第五章乃至第七章、第三百七十五條乃至第三百七十八條及第三百八十一條乃至第三百八十三條ノ規定ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外農業倉庫業者ニ之ヲ準用ス

商法第三編 商行爲

第五章 仲立營業

第三百五條 仲立人トハ他人間ノ商行爲ノ媒介ヲ爲スヲ業トスル者ヲ謂フ

第三百六條 仲立人ハ其媒介シタル行爲ニ付キ當事者ノ爲メニ支拂其他ノ給付ヲ受クルコトヲ得ス但別段ノ意思表示又ハ慣習アルトキハ此限ニ在ラス

第三百七條 仲立人カ其媒介スル行爲ニ付キ見本ヲ受取リタルトキハ其行爲カ完了スルマテ之ヲ保管スルコトヲ要ス

第三百八條 當事者間ニ於テ行爲カ成立シタルトキハ仲立人ハ

遲滞ナク各當事者ノ氏名又ハ商號、行爲ノ年月日及ヒ其要領ヲ記載シタル書面ヲ作り署名ノ後之ヲ各當事者ニ交付スルコトヲ要ス

當事者カ直チニ履行ヲ爲スヘキ場合ヲ除ク外仲立人ハ各當事者ヲシテ前項ノ書面ニ署名セシメタル後之ヲ其相手方ニ交付スルコトヲ要ス

前二項ノ場合ニ於テ當事者ノ一方カ書面ヲ受領セス又ハ之ニ署名セサルトキハ仲立人ハ遲滞ナク相手方ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス

第三百九條 仲立人ハ其帳簿ニ前條第一項ニ掲ケタル事項ヲ記載スルコトヲ要ス

當事者ハ何時ニテモ仲立人カ自己ノ爲メニ媒介シタル行爲ニ付キ其帳簿ノ謄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第三百十條 當事者ハ其氏名又ハ商號ヲ相手方ニ示ササルヘキ旨ヲ仲立人ニ命シタルトキハ仲立人ハ第三百八條第一項ノ書面及ヒ前條第二項ノ謄本ニ其氏名又ハ商號ヲ記載スルコトヲ得ス

第三百十一條 仲立人カ當事者ノ一方ノ氏名又ハ商號ヲ其相手方ニ示サリシトキハ之ニ對シテ自ら履行ヲ爲ス責ニ任ス

第三百十二條 仲立人ハ第三百八條ノ手續ヲ終リタル後ニ非サレハ報酬ヲ請求スルコトヲ得ス

仲立人ノ報酬ハ當事者双方平分シテ之ヲ負擔ス

第六章 問屋營業

第三百十三條 問屋トハ自己ノ名ヲ以テ他人ノ爲メニ物品ノ販賣又ハ買入ヲ爲スヲ業トスル者ヲ謂フ

第三百十四條 問屋ハ他人ノ爲メニ爲シタル販賣又ハ買入ニ因リ相手方ニ對シテ自ら權利ヲ得義務ヲ負フ

問屋ト委託者トノ間ニ於テハ本章ノ規定ノ外委任及代理ニ關スル規定ヲ準用ス

第三百十五條 問屋ハ委託者ノ爲メニ爲シタル販賣又ハ買入ニ付キ相手方カ其債務ヲ履行セサル場合ニ於テ自ら其履行ヲ爲ス責ニ任ス但別段ノ意思表示又ハ慣習アルトキハ此限ニ在ラス

第三百十六條 問屋カ委託者ノ指定シタル金額ヨリ廉價ニテ販賣ヲ爲シ又ハ高價ニテ買入ヲ爲シタル場合ニ於テ自ら其差額

ヲ負擔スルトキハ其販賣又ハ買入ハ委託者ニ對シテ其效力ヲ生ス

第三百十七條 問屋カ取引所ノ相場アル物品ノ販賣又ハ買入ノ委託ヲ受ケタルトキハ自ら買主又ハ賣主ト爲ルコトヲ得此場合ニ於テハ賣買ノ代價ハ問屋カ買主又ハ賣主ト爲リタルコトノ通知ヲ發シタル時ニ於ケル取引所ノ相場ニ依リテ之ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テモ問屋ハ委託者ニ對シテ報酬ヲ請求スルコトヲ得

第三百十八條 問屋カ買入ノ委託ヲ受ケタル場合ニ於テ委託者カ買入レタル物品ヲ受取ルコトヲ拒ミ又ハ之ヲ受取ルコト能ハサルトキハ第二百八十六條ノ規定ヲ準用ス

(第二百八十六條) 商人間ノ賣買ニ於テ買主カ其目的物ヲ受取ルコトヲ拒ミ又ハ之ヲ受取ルコト能ハサルトキハ賣主ハ其物ヲ供託シ又ハ相當ノ期間ヲ定メテ催告ヲ爲シタル後之ヲ競賣スルコトヲ得此場合ニ於テハ遲滞ナク買主ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス

前二項ノ規定ニ依リ賣主カ賣買ノ目的物ヲ競賣シタルトキハ其代價ヲ供託スルコトヲ要ス但其全部又ハ一部ヲ代金ニ充當スルコトヲ妨ケス

第三百十九條 第三十七條及第四十一條ノ規定ハ問屋ニ之ヲ準用ス

(第三十七條) 代理商カ商行爲ノ代理又ハ媒介ヲ爲シタルトキハ運滞ナク本人ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス

(第四十一條) 代理商ハ商行爲ノ代理又ハ媒介ヲ爲シタルニ因リテ生シタル債權ニ付キ本人ノ爲メニ占有スル物又ハ有價證券ヲ留置スルコトヲ得但別段ノ意思表示アリタルトキハ此限ニ在ラス

第三百二十條 本章ノ規定ハ自己ノ名ヲ以テ他人ノ爲メニ販賣又ハ買入ニ非サル行爲ヲ爲スヲ業トスル者ニ之ヲ準用ス

第七章 運送取扱營業

第三百二十一條 運送取扱人トハ自己ノ名ヲ以テ物品運送ノ取次ヲ爲スヲ業トスル者ヲ謂フ

運送取扱人ニハ本章ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外問屋ニ關スル規定ヲ準用ス

第三百二十二條 運送取扱人ハ自己又ハ其使用人カ運送品ノ受取、引渡、保管、運送人又ハ他ノ運送取扱人ノ選擇其他運送ニ關スル注意ヲ怠ラサリシコトヲ證明スルニ非サレハ運送品ノ減失毀損又ハ延著ニ付キ損害賠償ノ責ヲ免ルコトヲ得ス

第三百二十三條 運送取扱人カ運送人ニ引渡シタルトキハ直チニ其報酬ヲ請求スルコトヲ得

運送取扱契約ヲ以テ運送賃ノ額ヲ定メタルトキハ運送取扱人ハ特約アルニ非サレハ別ニ報酬ヲ請求スルコトヲ得ス

第三百二十四條 運送取扱人ハ運送品ニ關シ受取ルヘキ報酬、運送賃其他委託者ノ爲メニ爲シタル立替又ハ前貸ニ付テノミ其運送品ヲ留置スルコトヲ得

第三百二十五條 數人相次テ運送ノ取次ヲ爲ス場合ニ於テハ後者ハ前者ニ代ハリテ其權利ヲ行使スル義務ヲ負フ

前項ノ場合ニ於テ後者カ前者ニ辨濟ヲ爲シタルトキハ前者ノ權利ヲ取得ス

第三百二十六條 運送取扱人カ運送人ニ辨濟ヲ爲シタルトキハ運送人ノ權利ヲ取得ス

第三百二十七條 運送取扱人ハ特約ナキトキハ自ら運送ヲ爲ス

コトヲ得此場合ニ於テハ運送取扱人ハ運送人ト同一ノ權利義務ヲ有ス

運送取扱人カ委託者ノ請求ニ因リテ貨物引換證ヲ作りタルトキハ自ら運送ヲ爲スモノト看做ス

第三百二十八條 運送取扱人ノ責任ハ荷受人カ運送品ヲ受取リタル日ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

前項ノ期間ハ運送品ノ全部滅失ノ場合ニ於テハ其引渡アルヘカリシ日ヨリ之ヲ起算ス

前二項ノ規定ハ運送取扱人ニ惡意アリタル場合ニハ之ヲ適用セス

第三百二十九條 運送取扱人ノ委託者又ハ荷受人ニ對スル債權ハ一年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

第三百三十條 第三百二十八條及ヒ第三百四十三條ノ規定ハ運送取扱營業ニ之ヲ準用ス

(第三百三十八條) 貨幣、有價證券其他ノ高價品ニ付テハ荷受人カ運送ヲ委託スルニ當タリ其種類及ヒ價額ヲ明示シタルニ非サレハ運送人ハ損害賠償ノ責ニ任セス

(第三百四十三條) 運送品カ到達地ニ達シタル後ハ荷受人ハ

運送契約ニ因リテ生シタル荷受人ノ權利ヲ取得ス

荷受人カ運送品ヲ受取リタルトキハ運送人ニ對シ運送賃其他ノ費用ヲ支拂フ義務ヲ負フ

第三百七十五條 寄託者又ハ預證券ノ所持人ハ營業時間内何時ニテモ倉庫營業者ニ對シテ寄託物ノ點檢若クハ其見本ノ摘出ヲ求メ又ハ其保存ニ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

質入證券ノ所持人ハ營業時間内何時ニテモ倉庫營業者ニ對シテ寄託物ノ點檢ヲ求ムルコトヲ得

第三百七十六條 倉庫營業者ハ自己又ハ其使用人カ受寄物ノ保管ニ關シ注意ヲ怠ラサリシコトヲ證明スルニアラサレハ其減失又ハ毀損ニ付キ損害賠償ノ責ヲ免ルコトヲ得ス

第三百七十七條 倉庫營業者ハ受寄物出庫ノ時ニ非サレハ保管料及ヒ立替金其他受寄物ニ關スル費用ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得ス但受寄物ノ一部出庫ノ場合ニ於テハ割合ニ應シテ其支拂ヲ請求スルコトヲ得

第三百七十八條 當事者カ保管ノ期間ヲ定メサリシトキハ倉庫營業者ハ受寄物入庫ノ日ヨリ六ヶ月ヲ經過シタル後ニ非サレハ其返還ヲ爲スコトヲ得ス但己ムコトヲ得サル事由アルトキ

ハ此限ニ在ラス

第三百八十一條 第二百八十六條第一項及ヒ第二項ノ規定ハ寄託者又ハ預證券ノ所持人カ寄託物ヲ受取ルコトヲ拒ミ又ハ之ヲ受取ルコト能ハサル場合ニ之ヲ準用ス此場合ニ於テ質入證券ノ所持人ノ權利ハ謬賣代金ノ上ニ存在ス

第三百七十條及ヒ第三百七十一條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百八十二條 第三百四十八條ノ規定ハ倉庫營業者ニ之ヲ準用ス

10

(第三百四十八條)

運送人ノ責任ハ荷受人カ留保ヲ爲サシテ運送品ヲ受取り且運送賃其他ノ費用ヲ支拂ヒタルトキハ消滅ス但運送品ニ直チニ發見スルコト能ハサル毀損又ハ一部滅失アリタル場合ニ於テ荷受人カ引渡ノ日ヨリ二週間内ニ運送人ニ對シテ其通知ヲ發シタルトキハ此限ニ在ラス

15

前項ノ規定ハ運送人ニ惡意アリタル場合ニハ之ヲ適用セス
第三百八十三條 寄託物ノ滅失又ハ毀損ニ因リテ生シタル倉庫營業者ノ責任ハ出庫ノ日ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

18

前項ノ期間ハ寄託物ノ全部滅失ノ場合ニ於テハ倉庫營業者カ預證券ノ所持人、若シ其所持人カ知レサルトキハ寄託者ニ對シテ其滅失ノ通知ヲ發シタル日ヨリ之ヲ起算ス

前二項ノ規定ハ倉庫營業者ニ惡意アリタル場合ニハ之ヲ適用セス

第三百八十三條ノ二第二項 倉荷證券ニハ預證券ニ關スル規定ヲ準用ス

第三百八十三條ノ三 倉荷證券ヲ以テ質權ノ目的ト爲シタル場合ニ於テ質權者ノ承諾アルトキハ寄託者ハ債權ノ辦濟期前ト

雖モ寄託物ノ一部ノ返還ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テ倉庫營業者ハ返還シタル寄託物ノ種類、品質及ヒ數量ヲ倉荷證券ニ記載シ且其旨ヲ帳簿ニ記載スルコトヲ要ス

第十二條 商法第三百七十六條ノ規定ハ受寄物ノ調製、改裝又ハ荷造ニ關シ農業倉庫營業者ニ之ヲ準用ス

10

商法第三百七十六條 倉庫營業者ハ自己又ハ其使用人カ受寄物ノ保管ニ關シ注意ヲ怠ラサリシコトヲ證明スルニ非サレハ其滅失又ハ毀損ニ付損害賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

第十三條 農業倉庫營業者業務規程ヲ變更セムトスルトキハ行政官

15

上十圓以下ノ過料ニ處ス
非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

18

應ノ認可ヲ受クヘシ

第十四條 農業倉庫營業者ニハ所得稅、營業收益稅及營業稅ヲ課セス

第十四條ノ二 農業倉庫營業者ノ農業倉庫又ハ其ノ敷地ニ關スル權利ノ取得ニ關シテハ地方稅ヲ課スルコトヲ得ス

5

第十五條 行政官廳公益上必要ト認ムルトキハ農業倉庫營業者ニ對シ其ノ指定スル穀物又ハ繭ノ寄託ヲ受ケ受寄物ノ検査其ノ他ノ行爲ヲ爲スヘキコトヲ命スルコトヲ得

第十六條 行政官廳ハ農業倉庫營業者ニ對シ事業ニ關スル報告ヲ爲

10

サシメ書類、帳簿又ハ業務執行若ハ財産ノ狀況ヲ検査シ其ノ他監督上必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第十七條 行政官廳農業倉庫營業者ノ業務執行若ハ財産ノ狀況ニ依

リ事業ノ繼續ヲ困難ナリト認ムルトキ、農業倉庫營業者ノ行爲カ

法令若ハ業務規程ニ違反シタルトキ又ハ其ノ行爲カ公益ヲ害シ

15

若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキハ事業ノ停止ヲ命シ又ハ認可ヲ取消スコトヲ得

第十八條 農業倉庫營業者タル法人ノ理事又ハ之ニ準スヘキ者本法

18

又ハ本法ニ基キテ爲ス命令又ハ處分ニ違反シタルトキ八十圓以

上十圓以下ノ過料ニ處ス

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

非訟事件手續法第二百六條 民法第八十四條、第一千七百條及ヒ民法施行法第二十二條及ヒ商法第十八條第二項、第二百六十二條、第二百六十二條ノ二、第五百三十六條及ヒ民法施行

5

法第十一條第二項、第二十七條、第三十九條第二項、第五十四條、第六十條第二項、第六十九條、第七十五條第三項、第八十七條ニ定メタル事件ハ過料ニ處セラルヘキ者ノ住所地ノ

地方裁判所ノ管轄トス

10

第二百七條 過料ノ裁判ハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ之ヲ爲ス

ハシ

裁判所ハ裁判ヲ爲ス前當事者ノ陳述ヲ聽キ檢事ノ意見ヲ求ム

當事者及ヒ檢事ハ過料ノ裁判ニ對シテ即時抗告ヲ爲スコトヲ

得抗告ハ執行停止ノ效力ヲ有ス

手續ノ費用ハ過料ニ處スル言渡アリタル場合ニ於テハ其言渡

ヲ受ケタル者ノ負擔トシ其他ノ場合ニ於テハ國庫ノ負擔トス

18

抗告裁判所カ當事者ノ申立ニ相當スル裁判ヲ爲シタルトキハ
抗告手續ノ費用及ヒ前審ニ於テ當事者ノ負擔ニ歸シタル費用
ハ國庫ノ負擔トス

5 第二百八條 過料ノ裁判ハ檢事ノ命令ヲ以テ之ヲ執行ス此命令
ハ執行力ヲ有スル債務名義ト同一ノ效力ヲ有ス

過料ノ裁判ノ執行ハ民事訴訟法第六編ノ規定ニ從ヒテ之ヲ爲
ス但執行ヲ爲ス前裁判ノ送達ヲ爲スコトヲ要セス

10 第十九條 本法ニ於テ聯合農業倉庫業者トハ農業倉庫業者カ第一
條第一項及第二項ノ規定ニ依リ寄託ヲ受ケタル物品ヲ本法ニ依
リ倉庫ニ保管スル者ヲ謂フ

聯合農業倉庫業者ハ他ノ聯合農業倉庫業者カ前項ノ規定ニ依リ
寄託ヲ受ケタル物品ヲ保管スルコトヲ得

15 聯合農業倉庫業者ハ前二項ノ規定ニ依ル保管ニ支障ナキ場合ニ
限リ業務規程ノ定ムル所ニ依リ農業倉庫業者カ第一條第三項ノ
規定ニ依リ寄託ヲ受ケタル物品又ハ販賣組合若ハ販賣組合聯合
會カ賣却スル物品ヲ保管スルコトヲ得他ノ聯合農業倉庫業者カ
本項ノ規定ニ依リ寄託ヲ受ケタル物品ニ付亦同シ

18 第二十條 産業組合聯合會ニ非サレハ聯合農業倉庫業者タルコト

ヲ得ス

第二十一條 聯合農業倉庫業者タル産業組合聯合會ハ産業組合法
ニ規定スルモノノ外第二條(第二十六條第一項ノ規定ニ依リ
準用)及ヒ第十九條ニ規定スル事業ヲ目的ト爲スコトヲ得

前項ノ産業組合聯合會ハ所屬組合又ハ所屬聯合會ノ爲ニ前項ノ
事業ヲ爲スノ外附隨トシテ所屬組合又ハ所屬聯合會ニ非サル組
合又ハ聯合會ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得但シ第二條第四號乃至第
六號(第二十六條第一項ノ規定ニ依リ準用)ノ事業ニ付テハ此ノ
限ニ在ラス

10 第二十二條 農業倉庫業者カ寄託者又ハ農業倉庫證券ノ所持人及
受寄物ノ質權者アル場合ニ於テハ其ノ質權者ノ承諾ヲ得テ其ノ
受寄物ヲ聯合農業倉庫業者ニ寄託シタル場合ニ於テハ其ノ寄託
ニ因リ生シタル農業倉庫業者ノ權利義務ハ當初ノ寄託者又ハ農
業倉庫證券ノ所持人ニ移轉シ當初ノ寄託ハ將來ニ向テ其ノ效力
ヲ失フ

23 第二十三條 農業倉庫業者カ其ノ受寄物ヲ聯合農業倉庫業者ニ寄
託セムトスル場合ニ於テ其ノ受寄物ノ農業倉庫證券アルトキハ
將來ニ向テ其ノ證券ノ裏書ヲ禁止スルコトヲ得

限ニ在ラス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(大正六年八月十八日勅令第百十
號ヲ以テ同年九月一日ヨリ施行)

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(大正十五年七月十四日勅令第百五
十七號ヲ以テ同年九月一日ヨリ施行)

10 本法施行ノ際現ニ農業倉庫業者カ從前ノ第一條第三項ノ規定ニ依
リ保管スル物品ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル
本法施行ノ際現ニ存スル預證券及質入證券ニ付テハ仍從前ノ例ニ
依ル

農業倉庫業法施行規則

大正 六年八月十五日農商務省令第十五號
改正大正 九年六月八日農商務省令第六號
改正大正十五年七月十五日農務省令第十九號

15 第一條 農業倉庫業ノ認可申請書ニハ業務規程ノ外左ノ事項ヲ記
載シタル書類ヲ添附スヘシ

一 申請ノ理由

58

農業倉庫業法施行規則

六一

農業倉庫業者ハ前項ノ證券ノ裏書ヲ禁止スルニ非サレハ受寄物

ヲ聯合農業倉庫業者ニ寄託スルコトヲ得ス

24 第二十四條 聯合農業倉庫業者ハ其ノ受寄物ノ農業倉庫證券ナキ

旨ノ農業倉庫業者ノ證明書又ハ前條第二項ノ規定ニ依リ裏書ヲ

禁止セラレタル證券ト引換ニ非サレハ其ノ受寄物ノ聯合農業倉

庫證券ヲ交付スルコトヲ得ス

25 第二十五條 前三條ノ規定ハ聯合農業倉庫業者カ其ノ受寄物ヲ他

ノ聯合農業倉庫業者ニ寄託スル場合ニ之ヲ準用ス

26 第二十六條 第二條、第三條、第六條乃至第九條、第十條第一項

及第十一條乃至第十八條ノ規定ハ聯合農業倉庫業者ニ之ヲ準用

ス但シ第二條第六號中農業倉庫業者トアルハ農業倉庫業者又ハ

聯合農業倉庫業者、農業倉庫證券トアルハ農業倉庫證券又ハ聯

合農業倉庫證券トシ第八條中農業倉庫證券トアルハ聯合農業倉

庫證券トス

15 第十條第二項ノ規定ハ第十九條第一項又ハ第二項ニ規定スル寄

託物ニ、同條第三項ノ規定ハ第十九條第三項ニ規定スル寄託物

ニ之ヲ準用ス但シ聯合農業倉庫業者カ第十九條第一項及第二項

ノ規定ニ依リ寄託ヲ受ケタル第一條第二項ノ物品ニ付テハ此ノ

18

農業倉庫業法施行規則

- 二 倉庫ニ於テ取扱フヘキ物品ノ種類別數量ノ豫定
- 三 倉庫ノ所在地
- 四 倉庫ノ棟數、建坪、主要ナル構造又ハ工事及收容力並倉庫經營ニ要スル敷地ノ面積ニ關スル事項
- 五 倉庫及敷地ハ申請者ノ所有ニ係ルモノナリヤ否ヤノ別及所有ニ係ラサルモノニ付テハ其ノ使用ノ權利ニ關スル事項
- 六 倉庫ハ既設ノモノナリヤ否ヤノ別並新ニ建築、改築又ハ修繕ヲ爲スモノニ付テハ其ノ竣工ノ豫定期日及既設ノモノニ付テハ建築ノ時期
- 七 附屬ノ設備ニ關スル事項
- 八 貸付事業ヲ爲ス場合ニ於テハ貸付金總額ノ豫定及其ノ調達方法
- 九 起業費及一箇年ノ收支概算
- 十 申請者タル法人ニ於テ農業倉庫業開始ノ決定ヲ要スルモノニ在リテハ其ノ決定ヲ證スル書面
- 十一 公益法人ニ在リテハ定款又ハ寄附行爲及財産目錄
- 十二 農業倉庫業法第一條第一項第二號ノ農業倉庫業者タラムトスル者ニ在リテハ其ノ區域内ニ於ケル販賣組合及販賣組合

聯合會ノ賣却スル滿ノ數量

- 第二條 農業倉庫業者ノ業務規程ニハ左ノ事項ヲ規定スヘシ
 - 一 事業ノ種類及農業倉庫業法第一條第三項ノ規定ニ依ル保管ヲ爲スモノニ在リテハ其ノ旨
 - 二 保管スヘキ物品ノ名稱
 - 三 農業倉庫業法第一條第三項ノ規定ニ依リ保管スヘキ物品ニ付保管ノ順位ヲ定メタルトキハ其ノ順位並同條第一項及第二項ノ規定ニ依ル保管上必要アルトキハ何時ニテモ同條第三項ノ規定ニ依ル保管物ノ出庫ヲ爲サシメ得ヘキ旨及其ノ出庫ノ順位
 - 四 保管ノ方法及保管上特殊ノ作業ヲ爲スモノニ在リテハ其ノ作業
 - 五 保管料ニ關スル規定
 - 六 保管期間ニ關スル規定
 - 七 聯合農業倉庫業者又ハ倉庫業者ニ受寄物ノ寄託ヲ爲スモノニ在リテハ其ノ旨及寄託スヘキ聯合農業倉庫業者又ハ倉庫業者ノ名稱
 - 八 受寄物ヲ聯合農業倉庫業者ニ寄託スル場合ニ於ケル受寄物

及農業倉庫證券ノ取扱並受寄物ヲ聯合農業倉庫業者ニ引渡ス迄ノ間ニ於ケル危險ノ負擔ニ關スル規定

ルコトヲ得ル者ハ滿ノ販賣ヲ目的トスル販賣組合聯合會ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ限ル

- 九 受寄物ノ入庫及出庫ニ關スル規定
- 十 證券發行ニ關スル規定
- 十一 保險ニ關スル定アルモノニ付テハ之ニ關スル規定
- 十二 避クヘカラサル事由ニ依ル減量ノ負擔ニ關スル規定
- 十三 受寄物ノ検査ヲ爲スモノニ在リテハ之ニ關スル規定
- 十四 農業倉庫業法第二條ノ規定ニ依ル事業ヲ爲スモノニ在リテハ之ニ關スル規定
- 十五 産業組合又ハ産業組合聯合會ニ於テ組合員又ハ所屬組合若ハ所屬聯合會ニ非サル者ノ爲ニ事業ヲ爲スモノニ在リテハ之ニ關スル規定
- 十六 剩餘金又ハ損失金ニ關スル規定
- 第三條 混合保管ヲ爲スモノニ在リテハ前條ノ事項ノ外業務規程中ニ左ノ事項ヲ規定スヘシ
 - 一 混合保管ノ範圍
 - 二 受寄物ノ返還ニ關スル規定
- 第四條 農業倉庫業法第四條第二項ノ規定ニ依リ農業倉庫業者タ

共同滿倉庫及共同乾滿裝置助成規則ニ依リ共同滿倉庫ノ助成金ノ交付ヲ許可ヲ受ケタル者又ハ助成金ノ交付ヲ受ケタル倉庫ヲ有スル者

共同滿倉庫及共同乾滿裝置助成規則ニ依リ共同滿倉庫ノ助成金ノ交付ヲ受ケタル倉庫ニ準スヘキ規模及構造ヲ具備スル倉庫ヲ有スル者

農業倉庫業者ニ非サレハ其ノ名稱中ニ農業倉庫ナル文字ヲ用ウルコトヲ得ス

農業倉庫業者ハ農業倉庫業法第一條第三項ノ規定ニ依リ保管スル物品ニ付テハ同條第一項及第二項ノ規定ニ依リ保管スル物品ト區別シテ整理シタル帳簿ヲ備付クヘシ

農業倉庫業者倉庫ノ所在地、棟數、建坪又ハ收容力ヲ變更セムトスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

農業倉庫業者ハ事業年度終了後三月内ニ前年度ノ收支計算書及事業報告書ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

農業倉庫業者事業施行ニ關スル規程ヲ設ケタルトキハ遲

農業倉庫業法施行規則

- 第九條 農業倉庫業者事業施行ニ關スル規程ヲ設ケタルトキハ遲

農業倉庫業法施行規則

六四

滞ナク其ノ旨ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

第十條 農業倉庫業者事業ヲ休止又ハ廢止シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ遲滞ナク其ノ旨ヲ地方長官ニ届出ツヘシ休止シタル事業ヲ開始シタルトキ亦同シ

5 第十一條 聯合農業倉庫業ノ認可申請書ニハ業務規程ノ外左ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ添附スヘシ

一 第一條第一號乃至第十號ニ掲クル事項

10 二 申請者ノ所屬組合又ハ所屬聯合會ニシテ農業倉庫業者又ハ聯合農業倉庫業者タルモノカ一年間ニ保管スル物品ノ種類別數量及申請者ニ寄託スヘキ物品ノ種類別數量ノ豫定

10 三 申請者ノ所屬販賣組合又ハ所屬販賣組合聯合會カ一年間ニ賣却スル物品ノ種類別數量及申請者ニ寄託スヘキ物品ノ種類別數量ノ豫定

15 第十二條 聯合農業倉庫業者ノ業務規程ニハ左ノ事項ヲ規定スヘシ

一 事業ノ種類及農業倉庫業法第十九條第三項ノ規定ニ依ル保管ヲ爲スモノニ在リテハ其ノ旨

18 二 第二條第二號、第四號乃至第十三號及第十六號ニ掲クル事項

項

三 農業倉庫業法第十九條第三項ノ規定ニ依リ保管スヘキ物品ニ付保管ノ順位ヲ定メタルトキハ其ノ順位並同條第一項及第二項ノ規定ニ依ル保管上必要アルトキハ何時ニテモ同條第三項ノ規定ニ依ル保管物ノ出庫ヲ爲サシメ得ヘキ旨及其ノ出庫ノ順位

四 農業倉庫業法第二條(同法第二十六條第一項ノ規定ニ依リ準用)ノ規定ニ依ル事業ヲ爲スモノニ在リテハ之ニ關スル規定

10 五 所屬組合又ハ所屬聯合會ニ非サル組合又ハ聯合會ノ爲ニ事業ヲ爲スモノニ在リテハ之ニ關スル規定

六 聯合農業倉庫業者カ農業倉庫業法第二十四條ノ規定ニ依リ聯合農業倉庫證券ト引換ニ受取リタル農業倉庫證券又ハ聯合農業倉庫證券ノ取扱ニ關スル規定

15 第十三條 聯合農業倉庫業者ハ農業倉庫業法第十九條第三項ノ規定ニ依リ保管スル物品ニ付テハ同條第一項及第二項ノ規定ニ依リ保管スル物品ト區別シテ整理シタル帳簿ヲ備付クヘシ

18 第十四條 第三條、第五條及第七條乃至第十條ノ規定ハ聯合農業

倉庫業者ニ之ヲ準用ス但シ第五條中農業倉庫ナル文字トアルハ聯合農業倉庫ナル文字トス

5 第十五條 農業倉庫業法第六條及第十三條ノ行政官廳ハ地方長官トシ同法第十五條乃至第十七條ノ行政官廳ハ農林大臣及地方長官トス但シ同法第十六條ノ行政官廳ハ北海道ニ於テ産業組合、産業組合聯合會、町村農會、郡農會又ハ町村若ハ之ニ準スヘキモノカ農業倉庫業者又ハ聯合農業倉庫業者タル場合ニ於テハ農林大臣、北海道廳長官及北海道廳支廳長トス

附 則

10 本則ハ農業倉庫業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第七條又ハ第十五條ノ規定ニ依リ公益法人ニ付地方長官ノ行フヘキ處分ハ當分ノ内農林大臣之ヲ行フ

附 則

15 本令ハ大正十五年法律第三十二號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

農業倉庫業法第一條第一號第一號ノ規定ニ依ル物品指定ニ關スル件

附 則

18 大正十五年七月十四日勅令第三百五十八號

農業倉庫獎勵規則

農業倉庫業法第一條第一號第一號ノ規定ニ依ル物品指定ニ關スル件

大正十五年七月十四日勅令第三百五十八號

農業倉庫獎勵規則

農業倉庫業法第一條第一號第一號ノ規定ニ依リ物品ヲ指定スルコト左ノ如シ

沖繩縣及鹿兒島縣ニ於テ生産セラレタル黒糖及白下糖

附 則

10 本令ハ大正十五年法律第三十二號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

農業倉庫獎勵規則

大正六年八月十五日農商務省令第十六號
改正大正十四年四月二十八日農林省令第八號
改正昭和三年六月二十九日農林省令第八號

15 第一條 農林大臣ハ農業倉庫及聯合農業倉庫獎勵ノ爲本則ニ依リ

毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス

10 第二條 獎勵金ハ農業倉庫業者又ハ聯合農業倉庫業者農業倉庫又ハ聯合農業倉庫ヲ新築、増築、改築若ハ移築シ又ハ買入レムト

スル場合ニ於テ之ニ要スル費用ニ付道府縣ノ交付スル補助金ニ對シ道府縣ニ之ヲ交付ス

15 第三條 獎勵金ノ額ハ農業倉庫又ハ聯合農業倉庫ノ新築、増築、改築、移築又ハ買入ニ要スル費用ノ四割以内ニシテ道府縣ノ負擔スル補助金額ノ四倍ヲ超エサルモノトス

六五

18

農業倉庫獎勵金ノ件

前項ノ規定ハ聯合農業倉庫ニ關シ交付スル獎勵金ニ付テハ之ヲ適用セサルコトアルヘシ

5 第四條 獎勵金ノ交付ヲ受ケムトスル道府縣ハ申請書ニ左ノ書類ヲ添附シ前年度二月末日迄ニ農林大臣ニ之ヲ提出スヘシ但シ既ニ提出シタル補助金交付ニ關スル規程ニ變更ナキトキハ第二號ノ書類ハ之ヲ添附スルコトヲ要セス

一 補助金豫算書及其ノ説明書
二 補助金交付ニ關スル規程

10 第五條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル道府縣ニシテ補助金豫算又ハ補助金交付ニ關スル規程ヲ變更セムトスルトキハ農林大臣ノ認可ヲ受ケヘシ

第六條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル道府縣ハ當該年度ニ於ケル補助金ノ決算及其ノ交付ノ成績ヲ翌年度六月三十日迄ニ農林大臣ニ報告スヘシ

15 第七條 道府縣其ノ交付ヲ受ケタル獎勵金ノ全部ヲ當該年度内ニ支出スルコト能ハサルトキハ其ノ殘額ヲ當該年度後ニ於テ行フ同一ノ事業ニ對シ交付スル義務アルモノトス

16 第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ農林大臣ハ獎勵金ノ全部

六六

又ハ一部ノ返還ヲ命スルコトアルヘシ

一 本則ノ規定又ハ獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
二 補助金交付ノ成績不良ナリト認ムルトキ
三 獎勵金ノ殘額ニシテ繰越交付ノ見込ナキトキ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四條中前年度二月末日迄トアルハ昭和三年八月三十一日迄トス本令施行前交付シタル補助金ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

農業倉庫及聯合農業倉庫建設獎勵金ニ關スル件

昭和三年六月三十日農務第一五七九號

各地方長官宛(各通)

曩ニ昭和三年度農業倉庫建設獎勵金交付方申請相成候處本年度ニ於テハ農業倉庫建設獎勵金五十三萬三千二百圓ヲ支出シ引續キ農業倉庫ノ建設獎勵ヲ行フト共ニ大正十五年法律改正ニ依リ認メラレタル聯合農業倉庫ノ建設獎勵ヲモ行フコトニ決定シ別途農業倉庫獎勵規則ヲ改正相成候ニ付テハ右了承ノ上同規則ニ依リ別紙様式ニ準シ改メテ申請書及添附書類正副二通提出相成様致度此段及

通牒候也

追而農業倉庫及聯合農業倉庫ノ新築、増築、改築若ハ移築又ハ買入ニ要スル費用中ニハ本屋ノ外下屋、煙蒸室、作業場等ノ附屬設備ニシテ當該倉庫ノ利用上必要ナリト認定シ得ヘキ限度内ノモノニ限り之ニ關スル費用ヲモ包含セシメ差支無之尙補助金ヲ交付シ得ル附屬設備トシテノ作業場ノ建坪カ本屋ノ建坪ヲ超ユル場合ニハ右費用ノ計算ハ本屋ノ建坪ノ範圍内ニ止ムル様措置相成度申添候

様式

補助金豫算書

昭和 年度歳入

科目	本年度	前年度	比 較	備 考
	豫算額	豫算額		
第 款			増	
第 項			減	
第 目				

18

15

10

5

昭和 年度歳出

農業倉庫及聯合農業倉庫取扱心得

說 明

科目	本年度	前年度	比 較	備 考
	豫算額	豫算額		
第 款			増	
第 項			減	
第 目				

5

注意

一 種別欄ハ本屋、下屋、煙蒸室、作業場ノ別ヲ記載スルコト
二 倉庫、作業場ハ一棟毎ニ記載スルコト

農業倉庫及聯合農業倉庫取扱心得

大正十五年九月一日農務一〇、一八五號

六七

18

15

10

5

5

10

15

18

- 第一條 農業倉庫業又ハ聯合農業倉庫業ヲ認可シタルトキハ左ノ事項ヲ具シ其ノ旨報告スヘシ
 - 一 認可ノ年月日
 - 二 經營主體ノ名稱
 - 三 經營主體ノ主タル事務所ノ所在地
 - 四 經營主體ノ事業年度
 - 五 倉庫ノ所在地、棟數、建坪及收容力並主要ナル附屬設備ノ種類及規模
 - 六 事業ノ種類及農業倉庫業法第一條第三項又ハ第十九條第三項ノ規定ニ依ル保管ヲ爲スモノニ在リテハ其ノ旨
 - 七 保管スヘキ物品ノ名稱及混合保管ヲ爲スモノニ在リテハ各物品ニ付其ノ旨
 - 八 保管料及手数料
 - 九 産業組合又ハ産業組合聯合會ニ於テ組合員又ハ所屬組合若ハ所屬聯合會ニ非サル者ノ爲ニ事業ヲ爲スモノニ在リテハ其ノ旨及其ノ事業ノ種類
- 第二條 前條第二號乃至第九號ノ事業ニ變更アリタルトキハ其ノ旨報告スヘシ但シ第二號及第三號ノ事項ニ付テハ産業組合又ハ
 - 第三條 産業組合聯合會カ經營主體タル場合ハ此ノ限ニ在ラス
 - 第四條 公益上必要ナル命令ヲ發シ事業ノ停止ヲ命シ若ハ認可ヲ取消シタルトキ又ハ事業ノ休止、廢止若ハ休止シタル事業ノ開始ノ届出アリタルトキハ其ノ事由ヲ具シ其ノ旨報告スヘシ
 - 第五條 農業倉庫業法第一條第二號ノ農業倉庫業又ハ聯合農業倉庫業ヲ認可セムトスルトキハ意見ヲ具シ申請書及其ノ添附書類ノ寫ヲ添ヘ豫メ本省ニ打合ヲ爲スヘシ農業倉庫業法第一條第一號ノ農業倉庫業ノ認可ニ際シ事ノ異例ニ屬スルモノニ付亦同シ
 - 第六條 農業倉庫又ハ聯合農業倉庫ノ敷地及建物ニ關シ地方長官限リ處分シ得ルモノニ付テハ成ルヘク便宜ヲ與フヘシ
 - 第七條 農業倉庫業又ハ聯合農業倉庫業ノ業務及財産ノ狀況ニ付テハ成ルヘク毎年一回以上部下ノ官吏又ハ職員ヲシテ之ヲ視察セシムヘシ

産業組合中央金庫法

大正十二年四月五日法律第四十二號

第一章 總 則

- 第一條 産業組合中央金庫ハ法人トシ其ノ主タル事務所ヲ東京市ニ置ク
- 第二條 産業組合中央金庫ハ有責任トス
- 第三條 産業組合中央金庫ノ組織ハ有責任トス
- 第四條 産業組合中央金庫ノ業務ヲ代理スルコトヲ得
- 第五條 政府ハ其ノ出資額ニ對シ設立當初ニ於テ五百萬圓ヲ拂込ミ爾後毎年五百萬圓宛拂込ムモノトス政府以外ノ出資者ハ其ノ出資ニ對シ設立當初ニ於テ出資額ノ五分ノ一ヲ拂込ミ爾後十箇年間に其ノ殘餘ヲ拂込ムモノトス
- 第六條 政府ハ千五百萬圓ヲ限リ産業組合中央金庫ニ出資スヘシ
- 第七條 政府ノ産業組合中央金庫ニ對シテ所有スヘキ持分ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第八條 産業組合中央金庫ニ關スル規定ハ本法ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外産業組合中央金庫ニ付之ヲ準用ス
- 第九條 産業組合中央金庫ニハ所得稅及營業稅ヲ課セス
- 第十條 登錄稅法及印紙稅法中産業組合聯合會ニ關スル規定ハ産業組合中央金庫ニ付之ヲ準用ス
- 第十一條 第二章 役員
- 第十二條 産業組合中央金庫ニ理事長、副理事長各一人理事、監事

産業組合中央金庫法

各三人以上ヲ置ク

第十條 理事長ハ産業組合中央金庫ヲ代表シテ其ノ事務ヲ總理ス
副理事長ハ理事長事故アルトキ其ノ職務ヲ代理シ理事長缺員ノ
トキ其ノ職務ヲ行フ

5 副理事長及理事ハ理事長ヲ補助シ定款ノ定ムル所ニ從ヒ産業組
合中央金庫ノ業務ヲ掌理ス

監事ハ産業組合中央金庫ノ業務ヲ監査ス

第十一條 理事長、副理事長、理事及監事ハ主務大臣之ヲ任命ス
理事長、副理事長及理事ノ任期ハ五箇年監事ノ任期ハ三箇年ト
ス但シ其ノ任期滿限ノ後再任ヲ命スルコトヲ得

10 第十二條 産業組合中央金庫ニ評議員二十名以内ヲ置キ主務大臣
之ヲ任命ス但シ其ノ半數以上ハ産業組合關係者中ヨリ之ヲ選任
スルコトヲ要ス

15 評議員ハ名譽職トシ定款ノ定ムル所ニ依リ業務經營ニ關スル重
要ナル事項ニ就キ理事長ノ諮問ニ應スルモノトス
評議員ノ任期ハ三箇年トス

第三章 業務

18 第十三條 産業組合中央金庫ハ左ノ業務ヲ營ムモノトス

七〇

一 所屬産業組合聯合會又ハ所屬産業組合ニ對シ擔保ヲ徵セス
シテ五箇年以内ノ定期償還貸付ヲ爲スコト

二 所屬産業組合聯合會又ハ所屬産業組合ニ對シ手形ノ割引又
ハ當座預金貸越ヲ爲スコト

三 所屬産業組合聯合會又ハ所屬産業組合ノ爲ニ爲替業務ヲ爲
スコト

四 産業組合聯合會、産業組合、公共團體其ノ他營利ヲ目的ト
セサル法人ヨリ預リ金ヲ爲スコト

第十四條 産業組合中央金庫ハ必要アリト認メタル場合ニ於テハ
擔保ヲ徵シテ前條第一號及第二號ノ業務ヲ爲スコトヲ得

第十五條 産業組合中央金庫ハ左ノ方法ニ依ルノ外業務上ノ餘裕
金ヲ運用スルコトヲ得ス

一 國債又ハ公債ノ買入、大藏省預金部若ハ主務大臣ノ認可ヲ
受ケタル銀行ヘノ預金又ハ郵便預金ト爲スコト

二 産業組合聯合會又ハ産業組合ニ對シ短期貸付ヲ爲スコト

第十六條 産業組合中央金庫ハ本法ニ記載セサル業務ヲ營ムコト
ヲ得ス

第四章 産業債券

第十七條 産業組合中央金庫ハ拂込金額ノ十倍ヲ限リ産業債券ヲ

發行スルコトヲ得但シ貸付金現在高、割引手形現在高及其ノ所
有ニ係ル有價證券現在高ヲ超過スルコトヲ得ス

5 産業債券ノ發行ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
所得税法及登録税法中社債ニ關スル規定ハ産業債券ニ付之ヲ準
用ス

第十八條 産業債券ハ券面金額五拾圓以上トシ無記名利札附トス

但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名ト爲スコトヲ得

10 第十九條 産業組合中央金庫ハ産業債券借換ノ爲一時第十七條ノ
制限ニ依ラス低利ノ産業債券ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ産業債券ヲ發行シタルトキハ發行後一箇月以
内ニ抽籤ヲ以テ其ノ發行券面金額ニ相當スル舊産業債券ヲ償還
スヘシ

15 第二十條 産業組合中央金庫ニ於テ産業債券ヲ發行セムトスルト
キハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十一條 産業債券ノ消滅時効ハ元金ニ在リテハ十五箇年、利
子ニ在リテハ五箇年ヲ以テ完成ス

18 第二十二條 産業債券ノ模造ニ關シテハ通貨及證券模造取締法ヲ
産業組合中央金庫法

準用ス

第五章 計算

第二十三條 産業組合中央金庫ノ事業年度ハ一箇年トス

第二十四條 産業組合中央金庫ハ毎事業年度ニ於テ準備金トシテ
剩餘金ノ十分ノ一以上ヲ積立ツヘシ

第六章 監督及補助

第二十五條 主務大臣ハ産業組合中央金庫ノ業務ヲ監督ス
本法中主務大臣トアルハ農商務大臣及大藏大臣トス

第二十六條 産業組合中央金庫ハ其ノ定款ヲ變更セムトスルトキ
ハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十七條 産業組合中央金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サ
レハ剩餘金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ス

第二十八條 産業組合中央金庫ハ主務大臣ノ命令ニ從ヒ其ノ業務
ニ關スル諸般ノ狀況及計算報告書ヲ差出スヘシ

第二十九條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ産業組合中央金
庫ノ貸付又ハ割引ノ金額若ハ方法ヲ制限スルコトヲ得

第三十條 産業組合中央金庫ノ貸付金利子ノ最高歩合ハ毎事業年
度ノ初ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ムヘシ其ノ事業年度

七一

産業組合中央金庫法

内ニ於テ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第三十一條 主務大臣ハ特ニ産業組合中央金庫監理官ヲ置キ産業組合中央金庫ノ業務ヲ監視セシム

5 第三十二條 産業組合中央金庫監理官ハ何時ニテモ産業組合中央金庫ノ業務及財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得

産業組合中央金庫監理官ハ監視上必要ナリト認ムルトキハ何時ニテモ産業組合中央金庫ニ命シテ業務上諸般ノ計算及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

10 産業組合中央金庫監理官ハ出資者總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得但シ議決ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

第三十三條 産業組合中央金庫ハ創立初期ヨリ十五箇年間政府ノ出資ニ對シ剩餘金ノ配當ヲ爲スコトヲ要セス

15 第七章 罰則
第三十四條 左ノ場合ニ於テハ産業組合中央金庫ノ理事長、副理事長、理事又ハ監事ヲ百圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

一 本法ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ受ケヘキ場合ニ其ノ認可ヲ受ケサルトキ

18 二 主務大臣ノ命令ニ反シタルトキ

三 第十五條ノ規定ニ反シ業務上ノ餘裕金ヲ使用シタルトキ

四 第十六條ノ規定ニ反シ本法ニ規定セサル業務ヲ營ミタルトキ

五 第十七條第一項及第十九條第二項ノ規定ニ反シタルトキ

第三十五條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前條ノ過料ニ之ヲ準用ス

附 則

第三十六條 主務大臣ハ設立委員ヲ置キ産業組合中央金庫ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

10 第三十七條 設立委員ハ定款ヲ作り主務大臣ノ認可ヲ受ケタル後出資者ヲ募集ス

第三十八條 設立委員ハ出資者ノ募集ヲ終リタルトキハ出資申立書ヲ主務大臣ニ提出シ産業組合中央金庫設立ノ許可ヲ稟請スヘシ

15 前項ノ許可ヲ受ケタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク出資第一回ノ拂込ヲ爲サシムルコトヲ要ス

第三十九條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ産業組合中央金庫理事長ニ引渡スヘシ

第四十條 産業組合中央金庫設立ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

産業組合中央金庫法施行規則

大正十二年七月五日農商務省令第十六號

5 第一條 産業組合中央金庫ニ對シテ政府ノ有スル持分ハ拂込済資本金ニ對スル政府ノ拂込済出資額ノ割合ニ依ルモノトス

10 第二條 資本金増加ノ場合ニ於テ加入金及増口金ヲ徴收セムトスルトキハ産業組合中央金庫ハ農商務大臣及大藏大臣ノ認可ヲ受ケヘシ

加入金及増口金ハ準備金ニ組入ルヘシ

第三條 産業組合中央金庫ニ於テ總代會ヲ設ケムトスルトキハ定款ニ總代ノ員數、任期及選舉ニ關スル規定ヲ設ケヘシ

總代ハ道府縣毎ニ出資者之ヲ互選スヘシ

15 第四條 産業組合中央金庫ハ毎年總會又ハ總代會ニ於テ一所屬産業組合聯合會又ハ一所屬産業組合ニ對シテ爲ス産業組合中央金庫法第十三條及第十四條ノ規定ニ依ル貸付又ハ手形ノ割引ニ付其ノ金額ノ最高限度ヲ議決スヘシ

産業組合中央金庫法施行規則

13 第八條 産業組合中央金庫ニ於テ事業施行ニ關スル規程ヲ設ケタ

前項ノ規定ハ産業組合中央金庫法第十五條ノ規定ニ依ル貸付ニ付之ヲ準用ス

前二項ノ規定ニ依リ議決シタル事項ハ遲滞ナク之ヲ農商務大臣及大藏大臣ニ届出ツヘシ

10 第五條 剩餘金ノ配當ハ拂込済出資額又ハ所屬産業組合聯合會及所屬産業組合ニ對シ取扱ヒタル事業ノ分量ニ對スルノ外之ヲ爲スコトヲ得ス

拂込済出資額ニ對スル剩餘金配當ノ率ハ年六分ヲ超ユルコトヲ得ス但シ準備金ノ額カ出資總額ノ四分ノ一ニ達シタルトキハ年八分迄之ヲ増加スルコトヲ得

第六條 産業組合中央金庫理事長、副理事長、理事及監事ノ報酬又ハ賞與ニ關スル事項ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

18 第七條 財産目録、貸借對照表及事業報告書ニ付總會又ハ總代會ノ承認アリタルトキハ産業組合中央金庫ハ遲滞ナク之ヲ農商務大臣及大藏大臣ニ提出シ且定款ノ定ムル方法ニ從ヒ貸借對照表ヲ公告スヘシ

産業債券令

ルトキハ遅滞ナク之ヲ農商務大臣及大藏大臣ニ届出ツヘン之ヲ變更シタルトキ亦同シ

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

産業債券令

大正十二年七月二十六日勅令第三百五十八號

第一條 産業組合中央金庫ノ産業債券ノ發行ハ募集又ハ賣出ノ方法ニ依リ之ヲ爲スコトヲ得

10 第二條 産業組合中央金庫ハ前ニ募集シタル産業債券ノ總額ノ拂込前ト雖更ニ産業債券ヲ發行スルコトヲ得

15 第三條 産業債券ノ募集ニ應セムトスル者ハ産業債券申込證ニ通シ其ノ引受ク可キ産業債券ノ數及住所ヲ記載シ之ニ署名又ハ捺印スヘシ

15 産業債券申込證ハ理事長之ヲ作り左ニ掲クル事項ヲ之ニ記載スヘシ

一名 稱

18 二 産業債券ノ總額

三 各産業債券ノ金額

四 産業債券ノ利率

五 産業債券償還ノ方法及期限

六 數回ニ分テテ産業債券ノ拂込ヲ爲サシムルトキハ其ノ拂込ノ金額及時期

七 産業債券發行ノ價額又ハ其ノ最低價額

八 産業組合中央金庫ノ資本金及拂込ミタル出資ノ總額

九 最終ノ貸借對照表ニ依リ産業組合中央金庫ニ現存スル財産ノ額

10 十 前ニ産業債券ヲ發行シタルトキハ其ノ償還ヲ了ヘサル總額産業債券發行ノ最低價額ヲ定メタル場合ニ於テハ應募者ハ産業債券申込證ニ應募價額ヲ記載スヘシ

15 第四條 前條ノ規定ハ契約ニ依リ産業債券ノ總額ヲ引受クル場合ニハ之ヲ適用セス産業債券募集ノ委託ヲ受ケタル者カ自ラ産業債券ノ一部ヲ引受クル場合ニ於テ其ノ一部ニ付亦同シ

15 第五條 産業債券ノ應募總額カ産業債券申込證ニ記載シタル産業債券ノ總額ニ達セサルトキト雖産業債券ノ發行ヲ成立セシムル旨ヲ産業債券申込證ニ記載シタルトキハ其ノ應募總額ヲ以テ産

18 業債券ノ總額トス

一 第三條第二項第二號乃至第五號ニ掲クル事項

二 各産業債券ニ付拂込ミタル金額

前項ニ掲クル事項中ニ變更ヲ生シタルトキハ其ノ登記ヲナスヘキモノトス

15 第十一條 第六條ノ拂込アリタルトキ又ハ賣出期間滿了シタルトキハ理事長ハ二週間内ニ左ニ掲クル書類ヲ添附シ前條第一項ニ

掲クル事項ヲ農商務大臣及大藏大臣ニ届出ツヘシ

一 最終ノ貸借對照表

二 産業債券ノ引受ヲ證スル書面又ハ賣出期間内ニ於ケル賣上

總額ヲ證スル書面

三 産業債券申込證

四 各産業債券ニ付第六條ノ拂込アリタルコトヲ證スル書面

前項ノ規定ニ依リ届出アリタルトキハ農商務大臣及大藏大臣ハ各事務所所在地ノ登記所ニ登記ヲ囑託スヘシ

15 前項ノ規定ニ依リ登記ノ囑託ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ囑託書ニハ第一項ノ届書及添附書類ヲ添付スヘシ

第十二條 第十條第一項ニ掲クル事項中ニ變更ヲ生シタルトキハ

18 理事長ハ二週間内ニ其ノ變更ノ事由ヲ證スル書面ヲ添付シ其ノ

業債券ノ總額トス

第六條 産業債券ノ募集カ完了シタルトキハ理事長ハ遅滞ナク各

産業債券ニ付其ノ全額又ハ第一回ノ拂込ヲ爲サシムヘシ

15 第七條 産業債券募集ノ委託ヲ受ケタルモノハ自己ノ名ヲ以テ産

業組合中央金庫ノ爲ニ第三條第二項及前條ニ定ムル行爲ヲ爲ス

コトヲ得

15 第八條 産業債券ノ賣出ヲ爲サムトスルトキハ理事長ハ左ニ掲ク

ル事項ヲ公告スヘシ

一 賣出期間

二 産業債券發行ノ價額

10 三 第三條第二項第一號乃至第五號及第八號乃至第十號ニ掲ク

ル事項

四 第九條ニ規定スル事項

15 第九條 賣出期間内ニ賣上ケタル産業債券ノ總額カ前條ノ規定ニ

依リ公告シタル産業債券ノ總額ニ達セサルトキハ其ノ賣上總額

ヲ以テ産業債券ノ總額トス

18 第十條 第六條ノ拂込アリタルトキ又ハ賣出期間滿了シタルトキ

ハ左ニ掲クル事項ヲ登記スヘキモノトス

産業債券令

金融組合令

七六

事項ヲ農商務大臣及大藏大臣ニ届出ツヘシ
前條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル届出アリタル場
合ニ之ヲ準用ス

第十三條 産業債券ハ全額ノ拂込アリタル後ニ非サレハ之ヲ發行
スルコトヲ得ス

第十四條 産業債券ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載シ理事長之ニ署名
又ハ記名捺印スヘシ

一 産業債券ノ番號
二 第三條第二項第一號乃至第五號ニ掲クル事項
賣出ノ方法ニ依リ發行スル産業債券ニハ第三條第二項第二號ニ
掲クル事項ヲ記載スルコトヲ要セス

第十五條 理事長ハ主タル事務所ニ産業債券原簿ヲ備ヘ置クヘシ
産業組合中央金庫ノ出資者及債權者ハ業務取扱時間内何時ニテ
モ産業債券原簿ノ閲覧ヲ求ムルコトヲ得

第十六條 産業債券原簿ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ
一 産業債券ノ數及番號
二 産業債券發行ノ年月日
三 第三條第二項第二號乃至第六號ニ掲クル事項

第十七條 産業債券應募者ニ對スル通知又ハ催告ハ産業債券申込
證ニ記載シタル其ノ者ノ住所ニ、其ノ者カ別ニ其ノ住所ヲ産業
組合中央金庫ニ通知シタルトキハ其ノ住所ニ宛ツルヲ以テ足ル
前項ノ通知又ハ催告ハ通常其ノ到達スヘカリシ時ニ到達シタル
モノト看做ス

第十八條 産業債券ニ付拂込ミタル金額及拂込ノ年月日
産業債券ヲ記名ト爲シタルトキハ前項ニ掲クル事項ノ外債權利者
ノ氏名、住所及取得ノ年月日ヲ産業債券原簿ニ記載スヘシ

第十九條 産業債券債權利者ニ償還スヘキ金額カ券面額ニ超ユヘキ
コトヲ定メタルトキハ其ノ金額ハ各産業債券ニ付同一ニ定メ且
券面ニ之ヲ記載スヘシ

第二十條 産業債券應募者ニ對スル通知又ハ催告ハ産業債券申込
證ニ記載シタル其ノ者ノ住所ニ、其ノ者カ別ニ其ノ住所ヲ産業
組合中央金庫ニ通知シタルトキハ其ノ住所ニ宛ツルヲ以テ足ル
前項ノ通知又ハ催告ハ通常其ノ到達スヘカリシ時ニ到達シタル
モノト看做ス

第二十一條 産業債券ニ付拂込ミタル金額及拂込ノ年月日
産業債券ヲ記名ト爲シタルトキハ前項ニ掲クル事項ノ外債權利者
ノ氏名、住所及取得ノ年月日ヲ産業債券原簿ニ記載スヘシ

第二十二條 産業債券債權利者ニ償還スヘキ金額カ券面額ニ超ユヘキ
コトヲ定メタルトキハ其ノ金額ハ各産業債券ニ付同一ニ定メ且
券面ニ之ヲ記載スヘシ

第二十三條 産業債券應募者ニ對スル通知又ハ催告ハ産業債券申込
證ニ記載シタル其ノ者ノ住所ニ、其ノ者カ別ニ其ノ住所ヲ産業
組合中央金庫ニ通知シタルトキハ其ノ住所ニ宛ツルヲ以テ足ル
前項ノ通知又ハ催告ハ通常其ノ到達スヘカリシ時ニ到達シタル
モノト看做ス

第二十四條 産業債券ニ付拂込ミタル金額及拂込ノ年月日
産業債券ヲ記名ト爲シタルトキハ前項ニ掲クル事項ノ外債權利者
ノ氏名、住所及取得ノ年月日ヲ産業債券原簿ニ記載スヘシ

第二十五條 産業債券債權利者ニ償還スヘキ金額カ券面額ニ超ユヘキ
コトヲ定メタルトキハ其ノ金額ハ各産業債券ニ付同一ニ定メ且
券面ニ之ヲ記載スヘシ

第二十六條 産業債券應募者ニ對スル通知又ハ催告ハ産業債券申込
證ニ記載シタル其ノ者ノ住所ニ、其ノ者カ別ニ其ノ住所ヲ産業
組合中央金庫ニ通知シタルトキハ其ノ住所ニ宛ツルヲ以テ足ル
前項ノ通知又ハ催告ハ通常其ノ到達スヘカリシ時ニ到達シタル
モノト看做ス

第二十七條 産業債券ニ付拂込ミタル金額及拂込ノ年月日
産業債券ヲ記名ト爲シタルトキハ前項ニ掲クル事項ノ外債權利者
ノ氏名、住所及取得ノ年月日ヲ産業債券原簿ニ記載スヘシ

第二十八條 産業債券債權利者ニ償還スヘキ金額カ券面額ニ超ユヘキ
コトヲ定メタルトキハ其ノ金額ハ各産業債券ニ付同一ニ定メ且
券面ニ之ヲ記載スヘシ

第二十九條 産業債券應募者ニ對スル通知又ハ催告ハ産業債券申込
證ニ記載シタル其ノ者ノ住所ニ、其ノ者カ別ニ其ノ住所ヲ産業
組合中央金庫ニ通知シタルトキハ其ノ住所ニ宛ツルヲ以テ足ル
前項ノ通知又ハ催告ハ通常其ノ到達スヘカリシ時ニ到達シタル
モノト看做ス

第三十條 産業債券ニ付拂込ミタル金額及拂込ノ年月日
産業債券ヲ記名ト爲シタルトキハ前項ニ掲クル事項ノ外債權利者
ノ氏名、住所及取得ノ年月日ヲ産業債券原簿ニ記載スヘシ

第三十一條 産業債券債權利者ニ償還スヘキ金額カ券面額ニ超ユヘキ
コトヲ定メタルトキハ其ノ金額ハ各産業債券ニ付同一ニ定メ且
券面ニ之ヲ記載スヘシ

第三十二條 産業債券應募者ニ對スル通知又ハ催告ハ産業債券申込
證ニ記載シタル其ノ者ノ住所ニ、其ノ者カ別ニ其ノ住所ヲ産業
組合中央金庫ニ通知シタルトキハ其ノ住所ニ宛ツルヲ以テ足ル
前項ノ通知又ハ催告ハ通常其ノ到達スヘカリシ時ニ到達シタル
モノト看做ス

第三十三條 産業債券ニ付拂込ミタル金額及拂込ノ年月日
産業債券ヲ記名ト爲シタルトキハ前項ニ掲クル事項ノ外債權利者
ノ氏名、住所及取得ノ年月日ヲ産業債券原簿ニ記載スヘシ

第三十四條 産業債券債權利者ニ償還スヘキ金額カ券面額ニ超ユヘキ
コトヲ定メタルトキハ其ノ金額ハ各産業債券ニ付同一ニ定メ且
券面ニ之ヲ記載スヘシ

金融組合令

大正三年五月二十二日勅令第二二號
附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

18

第一章 總 則

第一條 金融組合ハ組合員ノ金融ヲ緩和シ其ノ經濟ノ發達ヲ企圖
スル社團法人トス

第二條 金融組合ノ組合員ハ組合ノ區域内ニ於テ住所ヲ有スル者
ニ限ル

第三條 金融組合ノ住所ハ主タル事務所ノ所在所ニ在ルモノトス

第四條 金融組合ノ名稱中ニハ金融組合ナル文字ヲ用ウルコトヲ
要ス

金融組合ニ非スシテ其ノ名稱中ニ金融組合タルコトヲ示スヘキ
文字ヲ用ウルコトヲ得ス

第五條 金融組合ハ左ノ業務ヲ行フモノトス
一 組合員ニ對シ其ノ經濟ノ發達ニ必要ナル資金ヲ貸付スルコ
ト

二 組合員ノ爲ニ預金ヲ受入レ又ハ期限ヲ定メテ一定金額ノ給
付ヲ爲スコトヲ約シ定期ニ若ハ一定ノ期間内ニ於テ數回ニ金
錢ヲ受入ルルコト

府又ハ朝鮮總督ノ指定シタル市街地カ組合ノ區域ニ屬スル金融
組合ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ前項第一號ノ資金ノ爲手形ノ割引

金融組合令

第七條 金融組合ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ他ノ金融組合若ハ銀行
ノ業務ヲ代理シ又ハ銀行ノ業務ノ媒介ヲ爲スコトヲ得

第八條 金融組合ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ借入金ヲ爲スコトヲ得

第九條 業務上ノ餘裕金ハ金融組合聯合會若ハ朝鮮總督ノ指定シ
タル銀行ニ預入シ、郵便貯金ト爲シ又ハ國債證券、地方債證券
其ノ他朝鮮總督ノ認可シタル有價證券ヲ買入ルルノ外之ヲ使用
スルコトヲ得ス

第十條 金融組合ハ業務ノ爲必要ナル物件ヲ取得シ又ハ債務辨濟
ノ爲物件ヲ引受ケル場合ヲ除クノ外動産又ハ不動産ヲ所有スル
コトヲ得ス

第十一條 金融組合ハ本令ニ記載セサル業務ヲ行フコトヲ得ス但

15

18

七七

朝鮮總督ノ命令アリタルトキハ供託又ハ地方金融ノ調節ニ關スル業務ヲ行フコトヲ得
朝鮮總督ハ必要ト認ムルトキハ金融組合ノ業務ヲ制限スルコトヲ得

5 第十一條ノ二 金融組合ニハ本令ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外商法及商法施行法中商人ニ關スル規定ヲ準用ス
第十二條 本令ニ定ムルモノノ外金融組合ノ業務ノ取締ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第二章 設立

10 第十三條 金融組合ヲ設立セムトスルトキハ定款ヲ作り朝鮮總督ノ許可ヲ受ケヘシ

第十四條 定款ニハ本令ニ規定アルモノノ外左ノ事項ヲ記載シ設立者之ニ署名捺印スヘシ

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 區域
- 四 事務所ノ所在地
- 五 出資一口ノ金額及其ノ拂込ノ方法

六 第一回拂込ノ金額

七 準備金積立ノ方法

八 剩餘金ノ處分ニ關スル規定

九 組合員タル資格ニ關スル規定

十 組合員持分ノ計算方法ニ關スル規定

十一 組合員ノ加入及脱退ニ關スル規定

十二 存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由

十三 業務ノ執行ニ關スル規定

15 第十五條 金融組合ノ設立ヲ許可スル爲必要アリト認ムルトキハ朝鮮總督ハ既設組合ノ區域及事務所所在地ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第十六條 金融組合ハ組合員ノ數ヲ限定スルコトヲ得ス

第十七條 出資一口ノ金額八十圓以上五十圓以下トシ均一ニ之ヲ定ムヘシ

第十八條 金融組合カ其ノ設立ノ許可ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク各組合員ヲシテ第一回ノ拂込ヲ爲サシムヘシ

第十九條 前條ノ拂込アリタルトキハ二週間内ニ各事務所ノ所在地

地ニ於テ左ノ事項ヲ登記スヘシ

一 第十四條第一號乃至第三號、第五號及第十二號ニ掲ケタル事項

二 事務所

三 出資ノ總口數及拂込ミタル出資ノ總額

四 設立許可ノ年月日

五 組合長、理事、副理事及監事ノ氏名、住所

金融組合ノ設立ハ其ノ主タル事務所ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲ス

ニ非サレハ之ヲ以テ他人ニ對抗スルコトヲ得ス

10 第二十條 前條第一項ニ掲ケタル事項ニ變更ヲ生シタルトキハ二週間内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ爲スヘシ但シ前條

第一項第三號ノ事項ニ付テハ毎事業年度末日ノ現在ニ依リ年度終了後一月内ニ登記ヲ爲スコトヲ得

15 前項ノ登記前ニ在リテハ登記事項ノ變更ヲ以テ他人ニ對抗スルコトヲ得ス

主タル事務所以外ノ事務所ノ所在地ニ於テ登記スヘキ事項ヲ登記セザリシトキハ前項ノ規定ハ其ノ事務所ニ於テ爲シタル行爲ニ付テノミ之ヲ適用ス

第二十一條 行政區劃又ハ土地ノ名稱ニ變更アリタルトキハ登記簿ニ記載シタル其ノ名稱ハ當然之ヲ變更シタルモノト看做ス

前項ノ變更アリタルトキハ金融組合ハ遲滞ナク之ヲ登記所ニ通知スヘシ

前項ノ通知アリタルトキハ登記所ハ登記簿ノ記載ヲ變更スヘシ

5 第一項ノ規定ハ組合ノ區域及事務所所在地ニ關スル定款ノ規定ニ之ヲ準用ス

10 第二十二條 民法第四十五條第三項第四十七條及第四十八條ノ規定ハ金融組合ニ之ヲ準用ス但シ期間ニ付一週間トアルハ二週間トス

(民法第四十七條) 第四十五條第一項及前條ノ規定ニ依リ登記スヘキ事項ニシテ官廳ノ許可ヲ要スルモノハ其許可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ計算ス

15 (同第四十八條) 法人カ其事務所ヲ移轉シタルトキハ舊所在地ニ於テハ一週間内ニ移轉ノ登記ヲ爲シ新所在地ニ於テハ同期間内ニ第四十六條第一項ニ定メタル登記ヲ爲スコトヲ要ス

同一ノ登記所ノ管轄區域内ニ於テ事務所ヲ移轉シタルトキハ其移轉ノミノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

(同第四十五條第一項) 法人ハ其設立ノ日ヨリ二週間内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲スコトヲ要ス
 (同第三項) 法人ノ設立ノ後新ニ事務所ヲ設ケタルトキハ一週間内ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス
 (同第四十六條) 登記スヘキ事項左ノ如シ(以下略ス)
 前項ニ掲ケタル事項中ニ變更ヲ生シタルトキハ一週間内ニ其登記ヲ爲スコトヲ要ス

第三章 組合員ノ權利義務

第二十三條 組合員ハ出資一口以上ヲ有スヘシ

10 組合員ノ有スヘキ出資口數ハ百口ヲ超ユルコトヲ得ス

第二十四條 組合員ノ責任ハ其ノ出資額ヲ限度トス

第二十五條 組合員ハ拂込ムヘキ出資ニ付相殺ヲ以テ組合ニ對抗スルコトヲ得ス

第二十六條 組合員ハ組合ノ承諾アルニ非サレハ其ノ持分ヲ讓渡スルコトヲ得ス

15 組合員ニ非サル者ニシテ持分ヲ讓受ケムトスルトキハ第五十七條第一項ノ例ニ依ルヘシ

組合員ノ持分ハ質權ノ目的ト爲スコトヲ得ス

18 受ケ副理事一人又ハ數人ヲ置クコトヲ得

組合長、監事及評議員ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選任シ理事及副理事ハ朝鮮總督之ヲ任免ス

5 組合長ノ選任ハ道知事ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セス

組合設立當時ノ組合長及監事ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

5 第三十二條 監事ハ組合長、理事、副理事其ノ他組合ノ職員ト相兼ヌルコトヲ得ス

第三十三條 組合長ノ任期ハ三年トス但シ定款ヲ以テ任期中ノ最終ノ決算期ニ關スル定時總督ノ終結ニ至ル迄其ノ任期ヲ伸長スルコトヲ得

10 監事及評議員ノ任期ハ二年トス但シ定款ヲ以テ別段ノ定メヲ爲スコトヲ得

15 第三十四條 組合長及監事ノ選任ハ總組合員ノ半數以上出席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

第三十五條 組合長ハ理事ト共同シテ金融組合ヲ代表ス但シ組合ノ常務ニ付テハ理事單獨ニ之ヲ代表スルコトヲ得

18 組合長又ハ理事ニ對シテ爲シタル意思表示ハ組合ニ對シテ其ノ効力ヲ生ス

組合長ハ定款ニ別段ノ定メアル場合ヲ除クノ外總會及評議員會ノ議長ト爲ル

組合長事故アルトキハ理事之ヲ代理シ缺員ノ場合ハ其ノ職務ヲ行フ

理事ハ總會及評議員會ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得

副理事ハ組合長及理事ヲ補佐シ定款ノ定ムル所ニ依リ理事ノ職務ヲ代表ス

第三十五條ノ二 副理事ノ代理權ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第三十六條 組合長及理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ金融組合ノ業務ヲ執行ス

第三十七條 監事ハ金融組合ノ財産及業務執行ノ狀況ヲ監査ス

監事ハ組合ノ財産狀況又ハ業務ノ執行ニ付小整ノ廉アルコトヲ發見シタルトキハ之ヲ道知事ニ具申スヘシ

第三十七條ノ二 金融組合カ組合長、理事又ハ副理事ト契約ヲ爲ス場合ニ於テハ監事組合ヲ代表ス組合ト組合長、理事又ハ副理事トノ間ニ於ケル訴訟ニ付亦同シ

第二十七條 組合員ハ持分ヲ共有スルコトヲ得ス

第二十八條 持分ノ讓受人ハ其ノ持分ニ付讓渡人ノ權利義務ヲ承繼ス

第二十八條ノ二 死亡ニ因リテ脱退シタル組合員ノ相續人ハ第五十七條第一項ノ例ニ依リ被相續人ノ持分ヲ承繼スルコトヲ得

前條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ持分ヲ承繼シタル相續人ニ付之ヲ準用ス

第二十九條 組合員ハ總會五分ノ一以上ノ同意ヲ得總會ノ目的及其ノ招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ提出シ總會ノ招集ヲ組合長ニ請求スルコトヲ得

前項ノ請求アリタルトキハ組合長ハ二週間内ニ總會ヲ招集スヘシ

第三十條 組合員總會ノ招集手續又ハ其ノ決議ノ方法法令又ハ定款ニ違反スト認ムルトキハ決議ノ日ヨリ一月内ニ其ノ決議ノ取消ヲ道知事ニ請求スルコトヲ得

第四十條 金融組合ニ組合長一人理事二人以上及評議員五人以上ヲ置ク但シ必要アル場合ニ於テハ朝鮮總督ノ認可ヲ得

組合長ハ總會ノ議長ト爲ル

組合長事故アルトキハ理事之ヲ代理シ缺員ノ場合ハ其ノ職務ヲ行フ

理事ハ總會及評議員會ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得

副理事ハ組合長及理事ヲ補佐シ定款ノ定ムル所ニ依リ理事ノ職務ヲ代表ス

第三十五條ノ二 副理事ノ代理權ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第三十六條 組合長及理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ金融組合ノ業務ヲ執行ス

第三十七條 監事ハ金融組合ノ財産及業務執行ノ狀況ヲ監査ス

監事ハ組合ノ財産狀況又ハ業務ノ執行ニ付小整ノ廉アルコトヲ發見シタルトキハ之ヲ道知事ニ具申スヘシ

第三十七條ノ二 金融組合カ組合長、理事又ハ副理事ト契約ヲ爲ス場合ニ於テハ監事組合ヲ代表ス組合ト組合長、理事又ハ副理事トノ間ニ於ケル訴訟ニ付亦同シ

事トノ間ニ於ケル訴訟ニ付亦同シ

- 第三十七條ノ三 組合長及理事事故アルトキ又ハ缺員ノ場合ニ於テハ總會ノ招集ハ監事之ヲ行フ
- 組合長及理事カ第二十九條第一項ノ規定ニ依ル請求アリタル日ヨリ二週間内ニ正當ノ事由ナクシテ總會招集ノ手續ヲ爲ササルトキハ監事ハ其ノ總會ヲ招集スヘシ
- 5 第三十八條 評議員ハ評議員會ヲ組織ス
- 評議員會ハ組合長之ヲ招集ス
- 評議員會ハ本令ニ基キテ發スル命令又ハ定款ニ定メタル事項ヲ決議ス其ノ決議ノ方法ハ定款ノ定ムル所ニ依ル
- 10 評議員ハ組合ノ業務ニ關シ組合長ニ對シ意見ヲ述フルコトヲ得
- 第三十九條 定時總會ハ毎年一回定款ニ定メタル時期ニ於テ組合長之ヲ招集ス
- 40 第四十條 臨時總會ハ必要アルトキ組合長之ヲ招集ス
- 41 第四十一條 總會ノ招集ハ少クモ十日日前ニ其ノ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ各組合員ニ通知ヲ發スルコトヲ要ス
- 15 42 第四十二條 總會ニ於テハ豫メ通知ヲ爲シタル事項ニ付テノ決議ヲ爲スモノトス
- 18 43 第四十三條 總會ノ決議ハ本令又ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク
- タノ外出席シタル組合員ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス
- 44 第四十四條 組合員ノ議決權ハ平等トス
- 45 第四十五條 組合員ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ出席ト看做ス
- 5 代理人ハ組合員又ハ同居ノ戸主若ハ家族ナルコトヲ要ス
- 代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ組合ニ差出スヘシ
- 45 第四十五條ノ二 金融組合ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ總會ニ代ルヘキ總會ヲ設クルコトヲ得
- 總會ニ關スル規定ハ前條ノ規定ヲ除ク外前項ノ總會ニ之ヲ準用ス但シ總會ニ於テハ解散及合併ノ決議ヲ爲スコトヲ得ス
- 10 45 第四十五條ノ三 金融組合ト或ル組合員、評議員又ハ總代トノ關係ニ付決議ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ組合員又ハ總代ハ議決權ヲ有セス
- 46 第四十六條 組合長及理事ハ定時總會ノ會日ヨリ一週間前ニ財産目録、貸借對照表、事業報告書及剩餘金處分案ヲ監事ニ提出シ且之ヲ主タル事務所ニ備フヘシ
- 15 組合員及組合ノ債權者ハ前項ニ掲ケタル書類ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

- 47 第四十七條 組合長及理事ハ前條第一項ニ掲ケタル書類及監事ノ意見書ヲ定時總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムヘシ
- 組合長及理事ハ前項ノ承認ヲ得タルトキハ二週間内ニ其ノ書類ヲ道知事ニ提出シ且ツ貸借對照表ヲ公告スヘシ
- 5 48 第四十八條 定款ハ總會ノ決議ヲ經朝鮮總督ノ認可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス
- 34 第三十四條ノ規定ハ前項ノ決議ニ之ヲ準用ス
- 49 第四十九條 金融組合ハ定款ヲ各事務所ニ備ヘ置キ且組合員名簿ヲ主タル事務所ニ備ヘ置クヘシ
- 10 組合員及組合ノ債權者ハ前項ニ掲ケタル書類ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得
- 49 第四十九條ノ二 金融組合カ其ノ組合員ニ對シテ爲ス通知又ハ催告ハ組合員名簿ニ記載シタル組合員ノ住所又ハ其ノ者カ組合ニ通知シタル住所ニ宛ツルヲ以テ足ル
- 15 50 第五十條 前項ノ通知又ハ催告ハ通常其ノ到達スヘカリシ時ニ到達シタルモノト看做ス
- 50 第五十條 組合員名簿ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
- 18 一 各組合員ノ氏名、住所
- 金融組合令
- 51 第五十一條 債權者カ前條第二項ノ期間内ニ出資ノ減少ニ對シ異議ヲ述ヘサリシトキハ之ヲ承認シタルモノト看做ス債權者カ異議ヲ述ヘタルトキハ組合ハ之ニ辨濟ヲ爲シ又ハ相當ノ擔保ヲ供スルニ非サレハ出資ヲ減少スルコトヲ得ス
- 15 51 第五十一條 金融組合ノ事業年度ハ一年トス
- 52 第五十二條 金融組合ハ損失ヲ補填シタル後ニ非サレハ剩餘金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ス
- 53 第五十三條 金融組合ハ定款ヲ以テ定メタル準備金ノ額ニ達スル處分ヲ爲スコトヲ得ス
- 18 金融組合令

- 迄事業年度ノ剩餘金ノ四分ノ一以上ヲ積立ツヘシ
- 剩餘金ハ拂込出資額ニ應シ年七分以下ノ割合ヲ以テ配當ヲ爲スコトヲ得但シ組合員カ其ノ出資ノ拂込ヲ終ル迄ハ之ニ配當スヘキ剩餘金ハ其ノ拂込ニ充ツルコトヲ要ス
- 5 第五十三條ノ二 前條第一項ノ準備金ハ左ノ場合ヲ除クノ外之ヲ使用スルコトヲ得ス
 - 一 損失ノ補填ニ充ツルトキ
 - 二 其ノ金融組合ノ區域カ他ノ金融組合ノ區域ト爲リタル場合ニ於テ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ其ノ財産ノ一部ヲ他ノ金融組合ニ讓與スルトキ
- 10 第五十三條ノ三 金融組合ハ第六條ノ規定ニ依リ受入レタル金額ノ三分ノ一以上ノ金額ヲ左ノ方法ニ依リ管理スヘシ
 - 一 金融組合聯合會若ハ朝鮮殖産銀行ヘノ預ケ金又ハ郵便貯金
 - 二 國債證券又ハ地方債證券ノ金融組合聯合會又ハ朝鮮殖産銀行ヘノ保護預ケ
- 15 前項ノ受入金額ハ毎年三月及九月ノ各末日現在ニ依リ之ヲ定ム
- 18 第六條ノ規定ニ依ル預金者及給付金ニ關シテハ第一項ノ規定ニ依リテ管理シタル預ケ金、國債證券及地方債證券ニ付テハ他ノ債權者ニ先チ辨濟ヲ受クルノ權利ヲ有ス
- 第五十四條 金融組合ハ組合員ノ持分ヲ取得スルコトヲ得ス
- 第五十五條 組合長、理事又ハ副理事ハ定款又ハ總會ノ決議ニ依リテ禁止セラレサルトキニ限り或ル種類又ハ特定ノ事項ニ付他人ヲシテ代理セシムルコトヲ得
- 第五十六條 金融組合ハ組合長、理事副理事又ハ前條ノ代理人カ其ノ職務ヲ行フニ付他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スルノ責ニ任ス
- 5 第五章 加入及脱退
 - 第五十七條 組合員ノ加入ハ評議員會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス
 - 新ニ組合員ト爲リタル者ハ定款ノ定ムル所ニ依リ直ニ第一回ノ出資拂込ヲ爲スヘシ
 - 第五十八條 組合員ハ事業年度ノ終ニ於テ脱退ヲ爲スコトヲ得但シ三月前ニ其ノ豫告ヲ爲スコトヲ要ス
 - 第五十九條 組合員ハ左ノ事由ニ因リ脱退ス
 - 一 組合員タル資格ノ喪失
 - 二 死亡
 - 三 破産
 - 四 禁治産

五 除名

- 第六十條 除名ノ事由ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムヘシ
- 除名ハ評議員會ノ決議ニ依ル但シ除名シタル組合員ニ其ノ旨ヲ通知スルニ非サレハ之ヲ以テ其ノ組合員ニ對抗スルコトヲ得ス
- 5 第六十一條 脱退シタル組合員ハ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ持分ノ拂戻ヲ請求スルコトヲ得但シ第五十三條第一項ノ準備金ニ對スル持分ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 前項ニ規定スル拂戻ノ請求權ハ二年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス
- 10 第六十二條 持分ノ計算ヲ爲スニ當リ組合ノ財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルニ足ラサルトキハ脱退シタル組合員ハ出資額ヲ限度トシ其ノ負擔ニ歸スヘキ金額ヲ拂込ムヘシ
- 第六十三條 脱退シタル組合員カ組合ニ對スル債務ヲ完済スル迄ハ組合ハ其ノ持分ノ拂戻ヲ停止スルコトヲ得
- 15 第六章 監督
 - 第六十四條 金融組合ハ朝鮮總督及道知事之ヲ監督ス
 - 第六十五條 監督官廳ハ何時ニテモ金融組合ヲシテ其ノ業務及財産ノ狀況ヲ報告セシメ又ハ之ヲ検査スルコトヲ得
- 18 金融組合令
- 第六十六條 監督官廳ハ金融組合ノ業務又ハ財産ノ狀況ニ依リ組合ニ對シ財産ノ供託ヲ命シ其ノ他必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得
- 第六十七條 金融組合カ定款、本令、本令ニ基キテ發スル命令若ハ處分ニ違反シタルトキ、公益ヲ害スル處アルトキ又ハ組合ノ事業ノ繼續困難ナルトキハ監督官廳ハ總會若ハ評議員會ノ決議ヲ取消シ組合長、監事若ハ評議員ノ改選ヲ命シ又ハ組合ノ事業ノ停止ヲ命スルコトヲ得
- 前項ノ場合ニ於テ朝鮮總督ハ組合ノ解散ヲ命スルコトヲ得
- 第七章 解散
 - 第六十八條 金融組合ハ左ノ事由ニ因リ解散ス
 - 一 定款ニ定メタル存立時期ノ滿了又ハ事由ノ發生
 - 二 總會ノ決議
 - 三 合併
 - 四 組合員ノ缺亡
 - 五 破産
 - 六 前條第二項ノ命令
- 第六十九條 第三十四條ノ規定ハ解散及合併ノ決議ニ之ヲ準用ス
- 前項ノ決議ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ効力ヲ生

セス

第七十條 金融組合第六十八條第一號、第二號又ハ第四號ノ事由ニ因リ解散シタルトキハ二週間内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ爲スヘシ

5 第二十條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ解散ノ登記ニ之ヲ準用ス

第七十一條 第五十條ノ二及第五十條ノ三ノ規定ハ金融組合ノ合併ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十二條 削除

10 第七十三條 金融組合カ合併ヲ爲シタルトキハ二週間内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ合併後存続スル組合ニ在リテハ變更ノ登記ヲ爲シ合併ニ因リテ消滅シタル組合ニ在リテハ解散ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ在リテハ第十九條第一項ノ登記ヲ爲スヘシ

第七十四條 合併後存続スル組合又ハ合併ニ因リテ設立シタル組合ハ合併ニ因リテ消滅シタル組合ノ權利義務ヲ承継ス

15 第七十五條 金融組合カ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハサルニ至リタルトキハ裁判所ハ組合長及理事若ハ債權者ノ請求ニ因リ又ハ

18 職權ヲ以テ破産ノ宣告ヲ爲ス

前項ノ場合ニ於テ組合長及理事ハ直ニ破産宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ要ス

第七十六條 解散シタル金融組合債務ヲ完済シ殘餘ノ財産アルトキハ定款ノ定ムル所ニ依リ之ヲ處分スルモノトス

5 第七章 清算

第七十七條 金融組合解散シタルトキハ合併又ハ破産ノ場合ヲ除クノ外本章ノ規定ニ依リ清算ヲ爲スコトヲ要ス

10 第七十八條 金融組合ノ清算ハ朝鮮總督ノ監督ニ屬ス

朝鮮總督ハ清算事務及財産ノ狀況ヲ検査シ財産ノ供託ヲ命シ其ノ他監督ニ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第七十九條 清算人ハ朝鮮總督之ヲ任免ス

第八十條 清算人ハ就職後二週間内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ其ノ氏名、住所ノ登記ヲ爲スヘシ

前項登記事項ニ變更アリタルトキハ清算人ハ二週間内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ爲スヘシ

15 第二十條第二項及第三項ノ規定ハ前二項ノ清算人ニ關スル登記ニ之ヲ準用ス

18 職權ヲ以テ破産ノ宣告ヲ爲ス

前項ノ場合ニ於テ組合長及理事ハ直ニ破産宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ要ス

第七十六條 解散シタル金融組合債務ヲ完済シ殘餘ノ財産アルトキハ定款ノ定ムル所ニ依リ之ヲ處分スルモノトス

5 第七章 清算

第七十七條 金融組合解散シタルトキハ合併又ハ破産ノ場合ヲ除クノ外本章ノ規定ニ依リ清算ヲ爲スコトヲ要ス

10 第七十八條 金融組合ノ清算ハ朝鮮總督ノ監督ニ屬ス

朝鮮總督ハ清算事務及財産ノ狀況ヲ検査シ財産ノ供託ヲ命シ其ノ他監督ニ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第七十九條 清算人ハ朝鮮總督之ヲ任免ス

第八十條 清算人ハ就職後二週間内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ其ノ氏名、住所ノ登記ヲ爲スヘシ

前項登記事項ニ變更アリタルトキハ清算人ハ二週間内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ爲スヘシ

15 第二十條第二項及第三項ノ規定ハ前二項ノ清算人ニ關スル登記ニ之ヲ準用ス

18 職權ヲ以テ破産ノ宣告ヲ爲ス

前項ノ場合ニ於テ組合長及理事ハ直ニ破産宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ要ス

第七十六條 解散シタル金融組合債務ヲ完済シ殘餘ノ財産アルトキハ定款ノ定ムル所ニ依リ之ヲ處分スルモノトス

5 第七章 清算

第七十七條 金融組合解散シタルトキハ合併又ハ破産ノ場合ヲ除クノ外本章ノ規定ニ依リ清算ヲ爲スコトヲ要ス

10 第七十八條 金融組合ノ清算ハ朝鮮總督ノ監督ニ屬ス

朝鮮總督ハ清算事務及財産ノ狀況ヲ検査シ財産ノ供託ヲ命シ其ノ他監督ニ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第七十九條 清算人ハ朝鮮總督之ヲ任免ス

第八十條 清算人ハ就職後二週間内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ其ノ氏名、住所ノ登記ヲ爲スヘシ

前項登記事項ニ變更アリタルトキハ清算人ハ二週間内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ爲スヘシ

15 第二十條第二項及第三項ノ規定ハ前二項ノ清算人ニ關スル登記ニ之ヲ準用ス

18 職權ヲ以テ破産ノ宣告ヲ爲ス

前項ノ場合ニ於テ組合長及理事ハ直ニ破産宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ要ス

第七十六條 解散シタル金融組合債務ヲ完済シ殘餘ノ財産アルトキハ定款ノ定ムル所ニ依リ之ヲ處分スルモノトス

5 第七章 清算

百七十八條ノ規定ハ金融組合ノ登記ニ之ヲ準用ス但シ司法大臣トアルハ朝鮮總督、地方裁判所長トアルハ地方法院長トス
(非訟事件手續法第四百一十一條以下ノ參照條文ハ一七頁乃至二二頁ニ在リ)

第九章ノ二 金融組合聯合會

第九十三條ノ二 金融組合ハ左ノ目的ヲ以テ道ノ區域ニ依リ金融組合聯合會ヲ設立スルコトヲ得

- 一 所屬組合ニ必要ナル資金ヲ貸付スルコト
- 二 所屬組合又ハ貯蓄銀行ヨリ預リ金ヲ爲スコト
- 三 所屬組合ニ對シ業務上ノ指導ヲ爲スコト
- 四 所屬組合相互ノ聯絡及業務上ノ便宜ヲ圖ルコト

金融組合聯合會ハ金融組合ノ外朝鮮總督ノ指定シタル產業ニ關スル法人ヲ加入セシムルコトヲ得

第九十三條ノ三 金融組合聯合會ハ社團法人トス

第九十三條ノ四 出資一口ノ金額ハ五百圓トス

第九十三條ノ五 金融組合聯合會ニハ理事長一人、理事一人又ハ數人及監事二人以上ヲ置ク

理事長及理事ハ朝鮮總督之ヲ任免ス

監事ハ所屬ノ金融組合及第九十三條ノ二第二項ノ法人ノ役員中ヨリ總會ニ於テ之ヲ選任ス

第九十三條ノ六 理事長ハ金融組合聯合會ヲ代表シ其ノ業務ヲ執行ス

理事長ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外總會ノ議長トナル理事ハ理事長ヲ補佐シ定款ノ定ムル所ニ依リ理事長事故アルトキハ之ヲ代理シ缺員ノ場合ニハ其ノ職務ヲ行フ

第九十三條ノ七 金融組合又ハ第九十三條ノ二第二項ノ法人カ金融組合聯合會ニ加入シ又ハ脱退セムトスルトキハ總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

第九十三條ノ八 金融組合聯合會ハ所屬ノ金融組合又ハ第九十三條ノ二第二項ノ法人ノ業務及財産ノ實況ヲ調査スルコトヲ得

第九十三條ノ九 金融組合聯合會ハ朝鮮總督之ヲ監督ス但シ必要アリト認ムルトキハ道知事ヲシテ其ノ監督權ノ一部ヲ行ハシムルコトヲ得

第九十三條ノ十 登記所ニ金融組合聯合會登記簿ヲ備フ

第九十三條ノ十一 第三條、第四條、第八條乃至第十四條、第十六

條、第十八條乃至第二十八條、第二十九條、第三十條、第三十一條、第三十四條、第三十七條乃至第三十七條ノ三、第三十九條乃至第四十五條、第四十五條ノ三乃至第五十條、第五十一條乃至第五十三條ノ二、第五十四條乃至第五十六條、第五十七條

5

第二項、第五十八條、第五十九條、第六十一條乃至第六十三條第六十五條乃至第七十條、第七十五條乃至第八十六條、第八十八條、第八十九條、第九十條第一項及第九十一條乃至第九十三條ノ規定ハ金融組合聯合會ニ之ヲ準用ス但シ第四十六條第一項第四十七條及第七十五條中組合長及理事トアルハ理事長、第九條第一項第五號、第三十二條、第三十七條ノ二、第五十五條

10

及第五十六條中組合長、理事、副理事トアルハ理事長、理事、第三十條、第三十七條第二項及第四十七條第二項中道知事トアルハ朝鮮總督トス

第十章 罰則

第九十四條 第四條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十五條 左ノ場合ニ於テハ金融組合ノ組合長、理事、副理事

18

監事若ハ清算人又ハ金融組合聯合會ノ理事長、理事、監事若ハ

金融組合令

清算人ヲ五圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

一 監督官廳ノ認可ヲ受クヘキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケサルトキ

二 登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ

三 官廳又ハ總會ニ對シ不實ノ申述ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ

四 第九條乃至第十一條、第十八條、第二十一條第二項、第二十九條第二項、第三十九條、第五十條ノ二、第五十條ノ三

第二項、第五十二條、第五十三條、第五十三條ノ三、第七十一條又ハ第七十五條第二項ノ規定ニ違反シタルトキ

10

五 第四十六條第一項若ハ第四十九條第一項ノ規定ニ違反シタルトキ又ハ第四十六條第一項若ハ第四十九條第一項ニ掲ケタル書類ニ記載スヘキ事項ヲ記載セス、不正ノ記載ヲ爲シ若ハ

正當ノ理由ナクシテ之ヲ閱覽セシメサルトキ

六 第四十七條、第六十五條又ハ第八十四條第二項ニ規定スル

15

報告ヲ爲サス又ハ書類ヲ提出セサルトキ

七 公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

八 清算ノ場合ニ於テ第八十一條乃至第八十三條、民法第七十

18